

## 【和泉市地域防災計画 変更箇所一覧】

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
目次			目次		
第 1 編 総則			第 1 編 総則		
第 1 節 目的等			第 1 節 目的		
略			略		
第 3 編 災害応急対策			第 3 編 災害応急対策		
第 1 章 活動体制の確立			(新設)		
第 1 節 組織動員			第 1 節 組織動員		
略			略		
■災害予防対策 各節担当課確認表			■災害予防対策 各節担当課確認表		
第 2 編 災害予防対策	関係機関	頁	第 2 編 災害予防対策	関係機関	頁
第 1 章 防災体制の整備			第 1 章 防災体制の整備		
第 1 節 総合的防災体制の整備	各課・室、各関係機関共通	25～36	第 1 節 総合的防災体制の整備	各課・室、各関係機関共通	23～33
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	いづみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、産業振興室、都市整備室、消防本部	37～39	第 2 節 情報収集伝達体制の整備	政策企画室、公民協働推進室、いづみアピール課、農林課、道路河川室、消防本部	34～36
第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	消防本部	40～41	第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	消防本部	37～38
第 4 節 災害時医療体制の整備	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会	42～45	第 4 節 災害時医療体制の整備	病院経営管理課、健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会	39～42
第 5 節 緊急輸送体制の整備	公民協働推進室、都市整備室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路(株)	46～47	第 5 節 緊急輸送体制の整備	公民協働推進室、道路河川室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路株式会社	43～44
第 6 節 避難受入れ体制の整備	公民協働推進室、税務室、滞納債権整理回収課、産業振興室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり推進室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、学校園管理室	48～53	第 6 節 避難受入れ体制の整備	公民協働推進室、税務室、健康づくり推進室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、都市政策課、建築・開発指導室、建築住宅課、公園緑地課、道路河川室、土木維持管理室、教育総務室	45～50
第 7 節 緊急物資確保体制の整備	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課	54～56	第 7 節 緊急物資確保体制の整備	公民協働推進室、契約検査室、経営総務課	51～52
第 8 節 ライフライン確保体制の整備	都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	57～61	第 8 節 ライフライン確保体制の整備	道路河川室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、大阪広域水道企業団、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)	53～57
第 9 節 交通確保体制の整備	都市整備室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)	62	第 9 節 交通確保体制の整備	道路河川室、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)	58
第 10 節 要配慮者支援体制の整備	公民協働推進室、人権・男女参画室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、消防本部、こども未来室、生涯学習推進室、社会福祉協議会	63～66	第 10 節 要配慮者支援体制の整備	公民協働推進室、人権・男女参画室、健康づくり推進室、高齢介護室、福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、こども未来室、消防本部、社会福祉協議会	59～62
第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備	公民協働推進室、産業振興室	67	第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備	いづみアピール課、公民協働推進室、商工労働室	63
第 2 章 地域防災力の向上			第 2 章 地域防災力の向上		
第 1 節 防災意識の高揚	各課・室共通	68～70	第 1 節 防災意識の高揚	各課・室共通	64～66
第 2 節 自主防災体制の整備	各課・室共通	68～70	第 2 節 自主防災体制の整備	いづみアピール課、公民協働推進室、消防本部	67～69

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
第 2 節 自主防災体制の整備	公民協働推進室、消防本部	<u>71~73</u>	第 3 節 ボランティアの活動環境の整備	公民協働推進室、福祉総務課、 <del>社会福祉協議会</del>	<u>70</u>
第 3 節 ボランティアの活動環境の整備	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会	<u>74</u>	第 4 節 企業防災の促進	公民協働推進室、 <u>商工労働室</u>	<u>71</u>
第 4 節 企業防災の促進	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u>	<u>75~76</u>	第 3 章 災害予防対策の推進		
第 3 章 災害予防対策の推進			第 1 節 都市防災機能の強化	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、 <u>産業振興室</u> 、 <u>都市政策室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>文化遺産活用課</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u> 、 <u>KDDI(株)</u> 、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、日本放送協会、泉北環境整備施設組合	<u>72~76</u>
第 1 節 都市防災機能の強化	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、 <u>産業振興室</u> 、 <u>都市政策室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>文化遺産活用課</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u> 、 <u>KDDI(株)</u> 、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、日本放送協会、泉北環境整備施設組合	<u>77~82</u>	第 2 節 地震災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課	<u>77~79</u>
第 2 節 地震災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課	<u>83~85</u>	第 3 節 津波災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u>	<u>80~82</u>
第 3 節 津波災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>都市整備室</u>	<u>86~88</u>	第 4 節 水害予防対策の推進	<u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課	<u>83~85</u>
第 4 節 水害予防対策の推進	<u>産業振興室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課	<u>89~92</u>	第 5 節 土砂災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>農林課</u> 、建築・開発指導室、 <u>道路河川室</u> 、消防本部	<u>86~88</u>
第 5 節 土砂災害予防対策の推進	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>都市整備室</u> 、消防本部	<u>93~95</u>	第 6 節 危険物等災害予防対策の推進	環境保全課、健康づくり推進室、消防本部	<u>89~91</u>
第 6 節 危険物等災害予防対策の推進	環境保全課、健康づくり推進室、消防本部	<u>96~98</u>	第 7 節 火災予防対策の推進	<u>農林課</u> 、建築・開発指導室、消防本部	<u>91~93</u>
第 7 節 火災予防対策の推進	<u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、消防本部	<u>99~100</u>			

■災害応急対策 各節担当課確認表

第 3 編 災害応急対策	関係機関	頁
第 1 章 活動体制の確立		
第 1 節 組織動員	各課・室、各関係機関共通	<u>103~107</u>
第 2 節 自衛隊の災害派遣	公民協働推進室、自衛隊	<u>108~110</u>
第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援	公民協働推進室、消防本部	<u>111~113</u>
第 4 節 災害緊急事態	各課・室共通	<u>114</u>
第 2 章 情報収集伝達・警戒活動		
第 1 節 警戒期の情報伝達	各課・室共通	<u>115~122</u>
第 2 節 警戒活動	各課・室共通	<u>123~129</u>

■災害応急対策 各節担当課確認表

第 3 編 災害応急対策	関係機関	頁
第 1 章 活動体制の確立		
第 1 節 組織動員	各課・室、各関係機関共通	<u>95~99</u>
第 2 節 自衛隊の災害派遣	公民協働推進室、自衛隊	<u>100~102</u>
第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援	<del>いづみアピール課</del> 、公民協働推進室、消防本部	<u>103~105</u>
第 4 節 災害緊急事態	各課・室共通	<u>106</u>
第 2 章 情報収集伝達・警戒活動		
第 1 節 警戒期の情報伝達	各課・室共通	<u>107~112</u>
第 2 節 警戒活動	各課・室共通	<u>113~118</u>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
第 3 節 発災直後の情報収集伝達	各課・室共通	<a href="#">130～132</a>	第 3 節 発災直後の情報収集伝達	各課・室共通	<a href="#">119～121</a>
第 4 節 災害広報	各課・室共通	<a href="#">133～134</a>	第 4 節 災害広報	各課・室共通	<a href="#">122～123</a>
第 3 章 消火、救助、救急、医療救護			第 3 章 消火、救助、救急、医療救護		
第 1 節 消火・救助・救急活動	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、自衛隊	<a href="#">135～136</a>	第 1 節 消火・救助・救急活動	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、自衛隊	<a href="#">124～125</a>
第 2 節 医療救護活動	健康づくり推進室、 <a href="#">和泉市立総合医療センター</a> 、医師会・歯科医師会・薬剤師会	<a href="#">137～139</a>	第 2 節 医療救護活動	健康づくり推進室、 <a href="#">市立病院</a> 、医師会・歯科医師会・薬剤師会	<a href="#">126～128</a>
第 4 章 避難行動			第 4 章 避難行動		
第 1 節 避難誘導	各課・室共通、消防団、和泉警察署、自衛隊	<a href="#">140～145</a>	第 1 節 避難誘導	各課・室共通、消防団、和泉警察署、自衛隊	<a href="#">129～134</a>
第 2 節 避難所の開設・運営等	各課・室共通	<a href="#">146～148</a>	第 2 節 避難所の開設・運営等	各課・室共通	<a href="#">135～137</a>
第 3 節 避難行動要支援者等への支援	<a href="#">福祉総務課</a> 、 <a href="#">高齢介護室</a> 、障がい福祉課、生活福祉課、 <a href="#">保険年金室</a> 、 <a href="#">子育て支援室</a> 、 <a href="#">健康づくり推進室</a> 、こども未来室、社会福祉協議会	<a href="#">149～150</a>	第 3 節 避難行動要支援者等への支援	<a href="#">健康づくり推進室</a> 、 <a href="#">保険年金室</a> 、 <a href="#">高齢介護室</a> 、 <a href="#">福祉総務課</a> 、障がい福祉課、生活福祉課、こども未来室、 <a href="#">総合福祉会館</a> 、 <a href="#">北部総合福祉会館</a> 、 <a href="#">市社会福祉協議会</a>	<a href="#">138～139</a>
第 4 節 広域一時滞在	各課・室共通	<a href="#">151</a>	第 4 節 広域一時滞在	各課・室共通	<a href="#">140</a>
第 5 章 交通、緊急輸送活動			第 5 章 交通、緊急輸送活動		
第 1 節 交通規制・緊急輸送活動	公民協働推進室、総務管財室、 <a href="#">都市整備室</a> 、土木維持管理室、消防本部、和泉警察署、泉北高速鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)	<a href="#">152～156</a>	第 1 節 交通規制・緊急輸送活動	公民協働推進室、総務管財室、 <a href="#">道路河川室</a> 、土木維持管理室、消防本部、和泉警察署、泉北高速鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)	<a href="#">141～145</a>
第 2 節 交通の維持復旧	<a href="#">都市整備室</a> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、西日本高速道路(株)、南海バス(株)	<a href="#">157～158</a>	第 2 節 交通の維持復旧	<a href="#">道路河川室</a> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、西日本高速道路(株)、 <a href="#">大阪府道路公社</a> 、南海バス(株)	<a href="#">145～147</a>
第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保			第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保		
第 1 節 公共施設応急対策	各建築物所管課、 <a href="#">産業振興室</a> 、建築・開発指導室、 <a href="#">都市整備室</a> 、土木維持管理室、和泉警察署	<a href="#">159～160</a>	第 1 節 公共施設応急対策	各建築物所管課、 <a href="#">農林課</a> 、建築・開発指導室、 <a href="#">道路河川室</a> 、土木維持管理室、和泉警察署	<a href="#">148～149</a>
第 2 節 民間建築物等応急対策	公民協働推進室、 <a href="#">産業振興室</a> 、 <a href="#">都市政策室</a> 、建築・開発指導室、 <a href="#">建築住宅室</a> 、 <a href="#">都市整備室</a> 、土木維持管理室、 <a href="#">文化遺産活用課</a> 、消防本部、和泉警察署	<a href="#">161～162</a>	第 2 節 民間建築物等応急対策	公民協働推進室、 <a href="#">農林課</a> 、 <a href="#">都市政策課</a> 、建築・開発指導室、 <a href="#">建築住宅課</a> 、 <a href="#">道路河川室</a> 、土木維持管理室、 <a href="#">文化財振興課</a> 、消防本部、和泉警察署	<a href="#">150～151</a>
第 3 節 ライフラインの確保	土木維持管理室、経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、 <a href="#">関西電力送配電(株)</a> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <a href="#">(株)NTTドコモ(関西支社)</a> 、KDDI(株)、 <a href="#">ソフトバンク(株)</a>	<a href="#">163～165</a>	第 3 節 ライフラインの確保	土木維持管理室、経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)	<a href="#">152～154</a>
第 4 節 農産物等応急対策	<a href="#">産業振興室</a> 、泉州農と緑の総合事務所、いずみの農業協同組合、大阪府森林組合	<a href="#">166～167</a>	第 4 節 農産物等応急対策	<a href="#">農林課</a> 、泉州農と緑の総合事務所、いずみの農業協同組合、大阪府森林組合	<a href="#">155～156</a>
第 7 章 被災者の生活支援			第 7 章 被災者の生活支援		
第 1 節 災害救助法の適用	各課・室共通	<a href="#">168～170</a>	第 1 節 災害救助法の適用	各課・室共通	<a href="#">157～159</a>
第 2 節 緊急物資の供給	公民協働推進室、契約検査室、 <a href="#">福祉総務課</a> 、経営総務課、お客さまサービス	<a href="#">171～173</a>	第 2 節 緊急物資の供給	<a href="#">いずみアピール課</a> 、公民協働推進室、契約検査室、経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、浄水課、 <a href="#">教育総務室</a> 、 <a href="#">大阪広域水道企業団</a>	<a href="#">160～162</a>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
	課、水道工務課、浄水課、 <u>学校園管理室</u>				
第 3 節 住宅の応急確保	公民協働推進室、 <u>建築住宅室</u>	<u>174~175</u>	第 3 節 住宅の応急確保	公民協働推進室、 <u>建築住宅課</u>	<u>163~164</u>
第 4 節 応急教育	<u>教育・こども部</u>	<u>176~178</u>	第 4 節 応急教育	<u>教育総務室、こども未来室、指導室</u>	<u>165~167</u>
第 5 節 自発的支援の受入れ	公民協働推進室、 <u>福祉総務課</u> 、社会福祉協議会、日本郵便(株)	<u>179~181</u>	第 5 節 自発的支援の受入れ	<del>いづみアピール課</del> 、公民協働推進室、 <u>生活福祉課</u> 、 <del>市</del> 社会福祉協議会、日本郵便(株)	<u>168~170</u>
第 8 章 社会環境の確保			第 8 章 社会環境の確保		
第 1 節 保健衛生活動	生活環境課、健康づくり推進室、 <u>学校園管理室</u>	<u>182~183</u>	第 1 節 保健衛生活動	生活環境課、健康づくり推進室、 <u>浄水課</u> 、 <u>教育総務室</u>	<u>171~172</u>
第 2 節 廃棄物の処理	環境保全課、生活環境課、 <u>産業振興室</u> 、土木維持管理室、泉北環境整備施設組合	<u>184~186</u>	第 2 節 廃棄物の処理	環境保全課、生活環境課、 <u>農林課</u> 、土木維持管理室、泉北環境整備施設組合	<u>173~175</u>
第 3 節 <u>遺体対策等</u>	市民室、消防本部、 <u>和泉市立総合医療センター</u> 、和泉警察署、医師会・歯科医師会・薬剤師会	<u>187~188</u>	第 3 節 <u>遺体の処理、火葬等</u>	市民室、消防本部、 <u>市立病院</u> 、和泉警察署、医師会・歯科医師会・薬剤師会	<u>176~177</u>
第 4 節 社会秩序の維持	<u>産業振興室</u> 、和泉警察署、商工会議所	<u>189</u>	第 4 節 社会秩序の維持	<del>いづみアピール課</del> 、 <u>商工労働室</u> 、和泉警察署、商工会議所	<u>178</u>

### ■ 事故等災害応急対策 各節担当課確認表

第 4 編 事故等災害応急対策	関係機関	頁
第 1 節 鉄道災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、和泉警察署、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)	<u>193</u>
第 2 節 道路災害応急対策	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部	<u>194</u>
第 3 節 危険物等災害応急対策	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署	<u>195~198</u>
第 4 節 高層建築物、市街地災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)	<u>199~201</u>
第 5 節 林野火災応急対策	<u>産業振興室</u> 、消防本部、消防団、和泉警察署	<u>202~203</u>
第 6 節 その他事故等災害応急対策	各課・室共通	<u>204</u>

### ■ 災害復旧・復興対策 各節担当課確認表

第 5 編 災害復旧・復興対策	関係機関	頁
第 1 章 災害復旧対策		
第 1 節 復旧事業の推進	各課・室共通	<u>207</u>
第 2 節 被災者の生活確保	公民協働推進室、税務室、 <u>滞納債権整理回収課</u> 、 <u>くらしサポート課</u> 、 <u>都市政策室</u> 、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	<u>208~211</u>
第 3 節 中小企業の <u>復旧</u> 支援	<u>産業振興室</u>	<u>212</u>
第 4 節 農林業関係者の <u>復旧</u> 支援	<u>産業振興室</u>	<u>213</u>
第 5 節 ライフライン等の復旧	土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u> 、KDDI(株)、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、日本放送協会	<u>214~216</u>
第 2 章 災害復興対策		
	各課・室共通	<u>205</u>

### ■ 事故等災害応急対策 各節担当課確認表

第 4 編 事故等災害応急対策	関係機関	頁
第 1 節 鉄道災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、和泉警察署、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)	<u>181</u>
第 2 節 道路災害応急対策	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部	<u>182</u>
第 3 節 危険物等災害応急対策	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署	<u>183~186</u>
第 4 節 高層建築物、市街地災害応急対策	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)	<u>187~189</u>
第 5 節 林野火災応急対策	<u>農林課</u> 、消防本部、消防団、和泉警察署	<u>190~191</u>
第 6 節 その他事故等災害応急対策	各課・室共通	<u>192</u>

### ■ 災害復旧・復興対策 各節担当課確認表

第 5 編 災害復旧・復興対策	関係機関	頁
第 1 章 災害復旧対策		
第 1 節 復旧事業の推進	各課・室共通	<u>195</u>
第 2 節 被災者の生活確保	公民協働推進室、税務室、 <u>福祉総務課</u> 、 <u>生活福祉課</u> 、 <del>都市政策課</del> 、 <u>建築住宅課</u>	<u>196~199</u>
第 3 節 中小企業の <u>復興</u> 支援	<u>商工労働室</u>	<u>200</u>
第 4 節 農林業関係者の <u>復興</u> 支援	<u>農林課</u>	<u>201</u>
第 5 節 ライフライン等の復旧	土木維持管理室、経営総務課、 <u>お客様サービス課</u> 、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>関西電力(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、日本放送協会	<u>202~204</u>
第 2 章 災害復興対策		
	各課・室共通	<u>205</u>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
第 1 節 復興に向けた基本的な考え方	各課・室共通	<a href="#">217</a>	第 1 節 復興に向けた基本的な考え方		
第 2 節 復興に向けた組織・体制整備	各課・室共通	<a href="#">218</a>	第 2 節 復興に向けた組織・体制整備	各課・室共通	<a href="#">206</a>
第 3 節 復興に向けた取組み	各課・室共通	<a href="#">219</a>	第 3 節 復興に向けた取組み	各課・室共通	<a href="#">207</a>
第 1 編 総則			第 1 編 総則		
第 1 節 目的等			第 1 節 目的…P3		
略			略		
第 1 計画の構成			<u>(新設)</u>		
<u>この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。</u>					
<u>各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。</u>					
第 2 節 市域の概況			第 2 節 市域の概況…P4		
第 1 地理的条件			第 1 地理的条件		
1 位置			1 位置		
本市は、大阪府 <u>南西部に位置し、大阪都心から約 25km、関西国際空港から約 20km の距離にある。</u>			本市は、大阪府 <u>南部の泉州地域に位置しており、北は堺市、高石市に、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市に、南は和泉山脈を境に和歌山県かつらぎ町に隣接している。</u>		
略			略		
2 地勢			2 地勢		
本市の地形は、南部が和泉山脈よりなる山地で、これに続く中部が傾斜のゆるい丘陵地であり、北部が大阪湾に向かって広がるなだらかな平地である。			本市の地形は、南部が和泉山脈よりなる山地で、これに続く中部が傾斜のゆるい丘陵地であり、北部が大阪湾に向かって広がるなだらかな平地である。		
河川は榎尾川・松尾川の二級河川が、南部の山地から北部の平地に向かって流れている。			河川は榎尾川・松尾川の二級河川が、南部の山地から北部の平地に向かって流れている。		
ため池は、中部の丘陵地を中心に大小 <a href="#">231</a> 箇所（台帳管理されているため池を対象にカウント。水防ため池 <a href="#">59</a> 箇所、一般ため池 172 箇所）が散在している。			ため池は、中部の丘陵地を中心に大小 <a href="#">232</a> 箇所（台帳管理されているため池を対象にカウント。水防ため池 <a href="#">60</a> 箇所、一般ため池 172 箇所）が散在している。		
略			略		
第 3 気象			第 3 気象		
本市の年間平均気温は <a href="#">16.5℃</a> であり、雨量は、年平均 <a href="#">1,232.9mm</a> である（ <u>大阪管区気象台堺（統計期間：1991-2020 年）</u> 平年値）。			本市は、 <del>瀬戸内式気候に属しているため、温暖小雨で比較的しのぎやすい気候である。</del> 年間の平均気温は <a href="#">15.9℃</a> であり、雨量は、年平均 <a href="#">1,187mm</a> である（ <u>大阪管区気象台堺観測所の平年値</u> ）。		
また、台風は、年に 3 度程度接近している（接近とは台風の中心が近畿地方のいずれかの気象官署から 300km 以内に入った場合を指し、接近数は近畿地方の平年値を指す）。			また、台風は、年に 3 度程度接近している（接近とは台風の中心が近畿地方のいずれかの気象官署から 300km 以内に入った場合を指し、接近数は近畿地方の平年値を指す）。		
略			略		
第 4 社会的条件			第 4 社会的条件		
1 人口			1 人口		
本市の人口は、 <u>令和 3 年 1 月末日現在 185,118 人</u> となっている。			本市の人口は、 <u>平成 30 年 3 月末日現在 185,936 人</u> となっている		
<u>「トリヴェール和泉」を中心とした住宅開発の進展により、人口が増加してきたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来の波は非常に大きく、本市においても、人口の減少は避けられない状況にある。</u>			<u>本市においては、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業（トリヴェール和泉）などの開発により、人口が増加している。</u>		
<u>年齢別では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）が増加している。</u>					
略			略		
<u>(削除)</u>			<del>2 都市構造</del>		
			<del>北部の平地部は、国道 26 号や大阪和泉南線などの広域幹線道路のほかに J R 西日本阪和線が通っており、その沿線には市街地が広がり、人口密度が高く、本市の都心機能が集中している。</del>		
			<del>また中部の丘陵部は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業（トリヴェール和泉）により、泉北高速鉄道、近畿自動車道松原ささみ線、国道 170 号等広域幹線道路も整備され、今後も発展していく地域である。</del>		
略			略		

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
資料編 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 近年の災害時における <u>和泉市内</u> の被害状況</li> <li>1-2 府における主要被害地震</li> </ul>	資料編 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 近年の災害時における <u>市内</u> の被害状況</li> <li>1-2 府における主要被害地震</li> </ul>
<h3>第3節 防災の基本方針</h3> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h4>基本方針</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害から人命を守る防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生直前の気象予報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行う</li> <li>避難体制を整備し、災害から住民を守る</li> <li>避難行動要支援者への支援体制を整備し、災害から要配慮者を守る</li> <li>安全な避難環境を整備する</li> <li><u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある</u></li> </ul> </li> <li>減災の考え方に基づく防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する</li> <li>建築物の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する</li> </ul> </li> <li>自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>自助(一人ひとりの取組み)・共助(地域や身近にいる人同士での取組み)を促進し、地域の防災力を高める</u></li> <li><u>公助(市や消防、警察等の行政機関の取組み)による防災対策を充実強化する</u></li> </ul> </li> <li>大規模広域災害を想定した防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>自立的な災害対応を強化する</li> <li>広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する</li> </ul> </li> </ul> </div>	<h3>第3節 防災の基本方針…P6</h3> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h4>基本方針</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害から人命を守る防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生直前の気象予報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行う</li> <li>避難体制を整備し、災害から住民を守る</li> <li>避難行動要支援者 <u>避難行動</u> 支援体制を整備し、災害から要配慮者を守る</li> <li>安全な避難環境を整備する</li> </ul> </li> <li>減災の考え方に基づく防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する</li> <li>建築物の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する</li> </ul> </li> <li>自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li><u>町会・自治会及び自主防災組織の強化を推進し、地域の防災力を高める</u></li> </ul> </li> <li>大規模広域災害を想定した防災対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>自立的な災害対応を強化する</li> <li>広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する</li> </ul> </li> </ul> </div>
<h3>第4節 災害の想定</h3> <p>略</p> <h4>第3 南海トラフ防災対策推進地域</h4> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度に関する基準 震度6弱以上 <u>(関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。)</u></li> <li>津波に関する基準 <u>「大津波」(3m以上)が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域</u></li> <li>過去の地震による被害 ○ <u>過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。</u> ○ <u>「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。</u></li> <li>防災体制の確保等の観点 <u>「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。</u> <u>・広域防災体制の一体性(消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など)</u> <u>・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村</u></li> </ol> </div>	<h3>第4節 災害の想定…P7</h3> <p>略</p> <h4>第3 南海トラフ防災対策推進地域</h4> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度に関する基準 震度6弱以上となる地域を基準とする。</li> <li>津波に関する基準 <u>海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。</u> <u>・「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域</u></li> <li>推進地域の指定単位について <u>防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。</u> <u>なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。</u></li> <li>防災体制の確保等の観点からの指定について 周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。 <u>また、過去に発生した南海トラフ地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。</u></li> </ol> </div>
<h3>第5節 防災関係機関の業務大綱</h3> <p>略</p> <h4>第1 和泉市</h4> <p>略</p> <h4>3 総務部 (総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室) 議会事務局、行政委員会総合事務局、会計室</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関すること。</li> <li>災害用物資、資機材及び車両の調達に関すること。</li> <li>仮設電話の設置に関すること。</li> <li>市議会議員との連絡調整に関すること。</li> <li>災害対策に係る財政措置及び予算執行に関すること。</li> </ol>	<h3>第5節 防災関係機関の業務大綱…P10</h3> <p>略</p> <h4>第1 和泉市</h4> <p>略</p> <h4>3 総務部 (総務部) 議会事務局・行政委員会総合事務局・会計室</h4> <ol style="list-style-type: none"> <li>物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関すること。</li> <li>災害用物資、資機材及び車両の調達に関すること。</li> <li>仮設電話の設置に関すること。</li> <li>市議会議員との連絡調整に関すること。</li> <li>災害対策に係る財政措置及び予算執行に関すること。</li> <li>災害関係経費の支払いに関すること。</li> </ol>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>(6) 災害関係経費の支払いに関する事。</p> <p>(7) 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに<u>罹</u>災証明書の交付に関する事。</p> <p>4 <u>環境産業部 (環境保全課、生活環境課、産業振興室)</u></p> <p>(1) し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関する事。</p> <p><u>(2)</u> し尿、ごみ及びがれきの処理に関する事。</p> <p><u>(3)</u> 仮設トイレの設置に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 防疫に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 被災商工業者の被害状況調査に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 被災商工業者に対する災害特別融資に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 被災農林業者の被害状況調査に関する事。</p> <p><u>(9)</u> 被災農林業者に対する災害特別融資に関する事。</p> <p><u>(10)</u> 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>5 <u>福祉部 (福祉総務課・高齢介護室・障がい福祉課・生活福祉課)</u></p> <p><u>(1)</u> 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関する事。</p> <p><u>(2)</u> 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び救援に関する事。</p> <p><u>(3)</u> 社会福祉施設等との連絡調整に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</p> <p>6 <u>市民生活部 (市民室、保険年金室、くらしサポート課)</u></p> <p><u>(1)</u> <u>物資等の搬送及び配給に関する事。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>遺体の火葬等に関する事。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>被災者の転入、転出等異動状況の把握に関する事。</u></p> <p><u>(4)</u> <u>被災者の保険診療に関する事。</u></p> <p><u>(5)</u> <u>災害弔慰金、見舞金等の支給に関する事。</u></p> <p><u>(6)</u> <u>災害援護資金等の貸付に関する事。</u></p> <p>7 <u>子育て健康部 (子育て支援室、健康づくり推進室)</u></p> <p><u>(1)</u> <u>応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関する事。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関する事。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関する事。</u></p> <p><u>(4)</u> <u>医療機関の被害状況調査に関する事。</u></p> <p><u>(5)</u> <u>被災者の健康管理に関する事。</u></p> <p>8 <u>都市デザイン部 (都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室)</u></p> <p>(1) 市街地の整備計画に関する事。</p> <p>(2) 防災空間の確保に関する事。</p> <p>(3) 建築物の耐震化、防火及び安全化に関する事。</p> <p>(4) 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関する事。</p> <p>(5) 都市基盤施設の防災機能の強化に関する事。</p> <p>(6) 応急復旧資機材の備蓄に関する事。</p> <p>(7) 宅地及び建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>(8) 被災者の市営住宅等への一時入居に関する事。</p> <p>(9) 応急仮設住宅に関する事。</p> <p>(10) 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関する事。</p> <p>(11) 住宅相談に関する事。</p> <p>(12) 市有建築物の応急復旧に関する事。</p> <p>(13) 土木施設の耐震対策に関する事。</p>	<p>(7) 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに<u>り</u>災証明書の交付に関する事。</p> <p><del>(8) 応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関する事。</del></p> <p><del>(9) 多言語化による相談支援体制に関する事。</del></p> <p>4 <u>環境産業部</u></p> <p>(1) し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関する事。</p> <p><del>(2) 物資等の搬送及び配給に関する事。</del></p> <p>(3) し尿、ごみ及びがれきの処理に関する事。</p> <p>(4) 仮設トイレの設置に関する事。</p> <p>(5) 防疫に関する事。</p> <p>(6) 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関する事。</p> <p>(7) 被災商工業者の被害状況調査に関する事。</p> <p>(8) 被災商工業者に対する災害特別融資に関する事。</p> <p>(9) 被災農林業者の被害状況調査に関する事。</p> <p>(10) 被災農林業者に対する災害特別融資に関する事。</p> <p>(11) 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</p> <p><del>(12) 遺体の火葬等に関する事。</del></p> <p><del>(13) 被災者の転入、転出等異動状況の把握に関する事。</del></p> <p><del>(14) 被災者の保険診療に関する事。</del></p> <p>5 <u>生きがい健康部</u></p> <p><del>(1) 応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関する事。</del></p> <p><u>(2) 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関する事。</u></p> <p><del>(3) 応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関する事。</del></p> <p><del>(4) 医薬品等の調達に係る薬剤師会との連絡調整に関する事。</del></p> <p><del>(5) 医療機関の被害状況調査に関する事。</del></p> <p><del>(6) 被災者の健康管理に関する事。</del></p> <p><del>(7) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び救援に関する事。</del></p> <p><u>(8) 社会福祉施設等との連絡調整に関する事。</u></p> <p><u>(9) 災害弔慰金、見舞金等の支給に関する事。</u></p> <p><u>(10) 災害援護資金等の貸付に関する事。</u></p> <p><u>(11) 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する事。</u></p> <p><u>(12) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 <u>都市デザイン部</u></p> <p>(1) 市街地の整備計画に関する事。</p> <p>(2) 防災空間の確保に関する事。</p> <p>(3) 建築物の耐震化、防火及び安全化に関する事。</p> <p>(4) 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関する事。</p> <p>(5) 都市基盤施設の防災機能の強化に関する事。</p> <p>(6) 応急復旧資機材の備蓄に関する事。</p> <p>(7) 宅地及び建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>(8) 被災者の市営住宅等への一時入居に関する事。</p> <p>(9) 応急仮設住宅に関する事。</p> <p>(10) 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関する事。</p> <p>(11) 住宅相談に関する事。</p> <p>(12) 市有建築物の応急復旧に関する事。</p> <p>(13) 土木施設の耐震対策に関する事。</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>(14) 土砂災害の防止に関する事。</p> <p>(15) 河川、水路の水害防止に関する事。</p> <p>(16) 水防活動に関する事。</p> <p>(17) 土砂災害応急対策活動に関する事。</p> <p>(18) 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(19) 道路障害物の除去に関する事。</p> <p>(20) 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>(21) 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関する事。</p>	<p>(14) 土砂災害の防止に関する事。</p> <p>(15) 河川、水路の水害防止に関する事。</p> <p>(16) 水防活動に関する事。</p> <p>(17) 土砂災害応急対策活動に関する事。</p> <p>(18) 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(19) 道路障害物の除去に関する事。</p> <p>(20) 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>(21) 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関する事。</p>
<p><u>9 上下水道部 (経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、下水道整備課、浄水課)</u></p>	<p><u>7 上下水道部</u></p>
<p><u>(1) 上下水道施設の整備及び防災対策に関する事。</u></p>	<p><u>(1) 上水道施設の整備及び防災対策に関する事。</u></p>
<p><u>(2) 上下水道施設の公衆衛生対策に関する事。</u></p>	<p><u>(2) 下水道施設の整備及び防災対策に関する事。</u></p>
<p><u>(3) 道路障害物 (上下水道施設) の除去に関する事。</u></p>	<p><u>(3) 上水道施設の被災調査及び応急復旧に関する事。</u></p>
<p><u>(4) 上下水道施設及び管理型浄化槽の被災調査及び応急復旧に関する事。</u></p>	<p><u>(4) 下水道施設の被災調査及び応急復旧に関する事。</u></p>
<p><u>(5) 応急復旧資機材の備蓄、調達に関する事。</u></p>	<p><u>(5) 給水活動に関する事。</u></p>
<p><u>(6) 給水活動に関する事。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) 水防活動に関する事。</u></p>	<p><u>8 消防本部</u></p>
<p><u>10 消防本部 (総務課、警備課、予防課、消防署)</u></p>	<p>(1) 防火等に係る啓発に関する事。</p>
<p>(1) 防火等に係る啓発に関する事。</p>	<p>(2) 火災予防対策に関する事。</p>
<p>(2) 火災予防対策に関する事。</p>	<p>(3) 危険物等災害及び予防対策に関する事。</p>
<p>(3) 危険物等災害及び予防対策に関する事。</p>	<p>(4) 消防力の充実にに関する事。</p>
<p>(4) 消防力の充実にに関する事。</p>	<p>(5) 活動体制の整備に関する事。</p>
<p>(5) 活動体制の整備に関する事。</p>	<p>(6) 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する事。</p>
<p>(6) 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する事。</p>	<p>(7) 広域消防応援体制の整備に関する事。</p>
<p>(7) 広域消防応援体制の整備に関する事。</p>	<p>(8) 消防団の活動に関する事。</p>
<p>(8) 消防団の活動に関する事。</p>	<p>(9) 災害情報の収集・伝達に関する事。</p>
<p>(9) 災害情報の収集・伝達に関する事。</p>	<p>(10) 避難の<del>勧告</del>・指示及び誘導に関する事。</p>
<p>(10) 避難の指示及び誘導に関する事。</p>	<p>(11) 消火、救助、救急活動に関する事。</p>
<p>(11) 消火、救助、救急活動に関する事。</p>	<p>(12) 行方不明者の捜索に関する事。</p>
<p>(12) 行方不明者の捜索に関する事。</p>	<p>(13) 緊急消防援助隊 (広域消防応援隊) の受入れ及び配備に関する事。</p>
<p>(13) 緊急消防援助隊 (広域消防応援隊) の受入れ及び配備に関する事。</p>	<p>(14) 水防活動に関する事。</p>
<p>(14) 水防活動に関する事。</p>	<p>9 <u>教育部</u> (学校教育部・子ども部・生涯学習部)</p>
<p><u>11 教育委員会事務局 (教育・子ども部、生涯学習部)</u></p>	<p>(1) 防災教育に関する事。</p>
<p>(1) 防災教育に関する事。</p>	<p>(2) 災害時の応急教育に関する事。</p>
<p>(2) 災害時の応急教育に関する事。</p>	<p>(3) 児童及び生徒の避難に関する事。</p>
<p>(3) 児童及び生徒の避難に関する事。</p>	<p>(4) 被災児童及び生徒の就学援助に関する事。</p>
<p>(4) 被災児童及び生徒の就学援助に関する事。</p>	<p>(5) 被災児童の就園援助に関する事。</p>
<p>(5) 被災児童の就園援助に関する事。</p>	<p>(6) 被災児童及び生徒の救護に関する事。</p>
<p>(6) 被災児童及び生徒の救護に関する事。</p>	<p>(7) 避難所の開設等に対する協力に関する事。</p>
<p>(7) 避難所の開設等に対する協力に関する事。</p>	<p>(8) 応急保育の実施に関する事。</p>
<p>(8) 応急保育の実施に関する事。</p>	<p>(9) 文化財応急対策に関する事。</p>
<p>(9) 文化財応急対策に関する事。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(10) 多言語による支援体制に関する事。</u></p>	<p>第2 大阪府</p>
<p>第2 大阪府</p>	<p><u>1 大阪府政策企画部危機管理室</u></p>
<p><u>1 大阪府危機管理室</u></p>	<p>災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事。</p>
<p>災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事。</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>第6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p>
<p>第6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>3 西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店) 及び株式会社NTTドコモ (関西支社)</p>
<p>3 西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店) 及び株式会社NTTドコモ (関西支社)</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>4 KDDI株式会社 (関西総支社)</p>
<p>4 KDDI株式会社 (関西総支社)</p>	<p>(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。</p>
<p>(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。</p>	<p>(2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。</p>
<p>(2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。</p>	<p>(3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。</p>
<p>(3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。</p>	<p>(4) 災害時における重要通信確保に関する事。</p>
<p>(4) 災害時における重要通信確保に関する事。</p>	<p>(5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。</p>
<p>(5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。</p>	<p>(6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。</p>
<p>(6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。</p>	<p>略</p>



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>(7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する<u>こと。</u></p> <p>略</p> <p><u>5 ソフトバンク株式会社</u></p> <p>(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 応急復旧用通信施設の整備に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 津波警報、気象警報の伝達に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 災害時における重要通信確保に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する<u>こと。</u></p> <p><u>6 日本赤十字社 (大阪府支部)</u></p> <p>(1) 災害医療体制の整備に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 救援物資の備蓄に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>被災者等へのこころのケア活動の実施に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>7 日本放送協会 (大阪放送局)</u></p> <p><u>8 西日本高速道路株式会社 (関西支社)</u></p> <p><u>9 大阪ガス株式会社 (南部導管部)</u></p> <p><u>10 日本通運株式会社 (大阪国際輸送支店)</u></p> <p><u>11 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u></u></p> <p><u>12 光明池土地改良区</u></p> <p><u>13 一般社団法人和泉市医師会</u></p> <p><u>14 <u>一般社団法人</u>和泉市歯科医師会</u></p> <p><u>15 和泉市薬剤師会</u></p> <p>(1) 災害時における医療救護<u>及び</u>公衆衛生の活動に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 医薬品の確保及び供給に関する<u>こと。</u></p> <p><u>16 一般社団法人大阪府LPガス協会</u></p> <p>(1) LPガス施設の整備と防災管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 泉北環境整備施設組合</u></p> <p>(1) 災害時におけるごみ、がれきの処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 災害時におけるし尿の処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 王子川都市下水路における被害調査及び応急復旧対策に関する<u>こと。</u></p> <p><u>2 その他公共的活動を営むもの</u></p> <p>いずみの農業協同組合、和泉商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、町会・自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、ため池管理者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。</p> <p>第6節 住民、事業<u>者</u>の基本的責務</p> <p><u>災害による被害を最小限にとどめるためには、公助 (市や消防、警察等の行政機関の取組み) に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 日本赤十字社 (大阪府支部)</u></p> <p>(1) 災害医療体制の整備に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 救援物資の備蓄に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6 日本放送協会 (大阪放送局)</u></p> <p><u>7 西日本高速道路株式会社 (関西支社)</u></p> <p><u>8 大阪ガス株式会社 (南部導管部)</u></p> <p><u>9 日本通運株式会社 (堺支店)</u></p> <p><u>10 関西電力株式会社 (<u>岸和田営業所</u>)</u></p> <p><u>11 光明池土地改良区</u></p> <p><u>12 一般社団法人和泉市医師会</u></p> <p><u>13 <u>和泉市歯科医師会</u></u></p> <p><u>14 和泉市薬剤師会</u></p> <p>(1) 災害時における医療救護<u>及</u>公衆衛生の活動に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 医薬品の確保及び供給に関する<u>こと。</u></p> <p><u>15 一般社団法人大阪府LPガス協会</u></p> <p>(1) LPガス施設の整備と防災管理に関する<u>こと</u></p> <p>(2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する<u>こと</u></p> <p>(3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する<u>こと</u></p> <p>(4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する<u>こと</u></p> <p><del><u>16 大阪広域水道企業団</u></del></p> <p><del>(1) <u>水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(2) <u>水道用水・工業用水道の被害情報に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(3) <u>災害時の緊急物資 (飲料水) の確保に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(4) <u>水道用水及び工業用水の供給確保に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(5) <u>応急給水及び応急復旧に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(6) <u>大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p><del><u>1 泉北水道企業団</u></del></p> <p><del>(1) <u>水道施設の整備に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(2) <u>水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><del>(3) <u>応急給水に関する<u>こと。</u></u></del></p> <p><u>2 泉北環境整備施設組合</u></p> <p>(1) 災害時におけるごみ、がれきの処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 災害時におけるし尿の処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 王子川都市下水路における被害調査及び応急復旧対策に関する<u>こと。</u></p> <p><u>3 その他公共的活動を営むもの</u></p> <p>いずみの農業協同組合、和泉商工会議所等の産業経済団体、<del>再</del>社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、町会・自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、ため池管理者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。</p> <p>第6節 住民、事業<u>所</u>の基本的責務…P18</p> <p><u>「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけると</u></p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p><u>による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。</u></p> <p><u>住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</u></p> <p><u>第1 住民の基本的責務</u></p> <p><u>住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。</u></p> <p><u>1 災害等の知識の習得</u></p> <p><u>(1) 防災訓練や防災講習等への参加</u></p> <p><u>(2) 地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><u>(3) 過去の災害から得られた教訓の伝承</u></p> <p><u>2 災害への備え</u></p> <p><u>(1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止</u></p> <p><u>(2) 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>(3) 家族との安否確認方法の確認</u></p> <p><u>(4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>(5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認</u></p> <p><u>3 地域防災活動への協力等</u></p> <p><u>(1) 地域の防災活動等への積極的な参加</u></p> <p><u>(2) 初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p><u>(3) 避難行動要支援者への支援</u></p> <p><u>(4) 地域住民による避難所の自主的運営</u></p> <p><u>(5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力</u></p> <p><u>第2 事業者の基本的責務</u></p> <p><u>事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。</u></p> <p>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努める。</p> <p><u>1 災害等の知識の習得</u></p> <p><u>(1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p><u>(2) 地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><u>2 災害への備え</u></p> <p><u>(1) 事業継続計画 (BCP) の策定や非常時マニュアル等の整備</u></p> <p><u>(2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止</u></p> <p><u>(3) 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>(4) 従業者及び利用者等の安全確保</u></p> <p><u>(5) 従業員の安否確認方法の確認</u></p> <p><u>(6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>3 出勤及び帰宅困難者への対応</u></p> <p><u>(1) 発災時のむやみな移動開始の抑制</u></p> <p><u>(2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力</u></p> <p><u>(3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>(4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認</u></p> <p><u>4 地域防災活動への協力等</u></p> <p><u>(1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画</u></p> <p><u>(2) 初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p><u>(3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力</u></p> <p><u>第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携</u></p> <p><u>市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>もに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、<u>初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、</u>防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>事業所は、災害時に果たす役割 (従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献) を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の維持に努める。</u></p> <p>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、<u>当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>略</p> <p>第 2 編 災害予防対策</p> <p>第 1 章 防災体制の整備</p> <p>第 1 節 総合的防災体制の整備</p> <p>第 1 組織体制の整備</p> <p>1 市の組織体制の整備</p> <p><u>(1) 市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。</u></p> <p><u>(2) 市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。</u></p> <p><u>(3) 市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p>(1) 平常時から活動する組織</p> <p>略</p> <p>イ 市防災推進会議</p> <p>和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。</p> <p>&lt;部長会議構成員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長</li> <li>・副市長</li> <li>・部長 <u>(行政委員会総合事務局長、議会議務局長を含む)</u></li> <li>・副市長が指名するもの</li> </ul> <p>略</p> <p>2 市の動員体制の整備</p> <p>市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。</p> <p>(1) 職員の配備基準及び配備体制</p> <p>ア 事前配備</p> <p><u>危機管理監</u>は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。</p> <p>略</p> <p>4 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。</p> <p>(1) 防災中枢施設の整備</p> <p>市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。</p> <p>また、代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、<u>保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努め防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>第 2 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>略</p> <p>(2) 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所(市立市民体育館、市立コミュニティ体育館)、ヘリポート(和泉市総合スポーツセンター、<u>和泉市立</u>光明池緑地運動場)</p> <p>略</p> <p>(5) 応援部隊活動拠点 ⇨ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部</p> <p>略</p> <p>第 3 装備資機材等の備蓄</p> <p>市は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。<u>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</u></p> <p>また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進する。</p>	<p>略</p> <p>第 2 編 災害予防対策</p> <p>第 1 章 防災体制の整備</p> <p>第 1 節 総合的防災体制の整備…P23</p> <p>第 1 組織体制の整備</p> <p>1 市の組織体制の整備</p> <p><u>市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p>(1) 平常時に活動する組織</p> <p>略</p> <p>イ 市防災推進会議</p> <p>和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。</p> <p>&lt;部長会議構成員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長</li> <li>・副市長</li> <li>・部長(行政委員会総合事務局長、議会議務局長<u>及び教育次長</u>を含む)</li> <li>・副市長が指名するもの</li> </ul> <p>略</p> <p>2 市の動員体制の整備</p> <p>市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。</p> <p>(1) 職員の配備基準及び配備体制</p> <p>ア 事前配備</p> <p><u>市長公室長</u>は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する</p> <p>略</p> <p>4 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。</p> <p>(1) 防災中枢施設の整備</p> <p>市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。</p> <p>また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備<u>などに努める。</u></p> <p>略</p> <p>第 2 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>略</p> <p>(2) 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所(市立市民体育館、市立コミュニティ体育館)、ヘリポート(<del>関西トランスウェイスportsスタジアム</del>、和泉市総合スポーツセンター、光明池緑地運動<u>広</u>場)</p> <p>略</p> <p>(5) 応援部隊活動拠点 ⇨ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、<del>南部リージョンセンター</del>、生涯学習サポート館、消防本部</p> <p>略</p> <p>第 3 装備資機材等の備蓄</p> <p>市は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。</p> <p>また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進する。</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>略</p> <p>第 4 防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p>7 避難訓練</p> <p>(1) 市</p> <p>和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行う。</p> <p>略</p> <p>第 5 広域防災体制の整備</p> <p>市は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら</u>、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>略</p> <p>5 応援受入れ体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した<u>和泉市災害時受援計画を活用</u>するとともに、職員への周知徹底を図る。<u>なお</u>、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。<u>また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。</p> <p>第 7 防災に関する調査研究の推進</p> <p>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。<u>また、市は府と連携し、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握し、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</u> <u>なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS など、ICT の防災施策への積極的な活用に努める。</u></p> <p>略</p> <p>第 8 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>略</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>略</p> <p>(2) 計画に定める主な内容</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・<u>受入れ</u></p> <p>ウ 人的応援に係る担当部局との調整</p> <p>エ 災害ボランティアの<u>受入れ</u></p> <p>オ 人的支援等の提供の調整</p> <p>カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・<u>受入れ</u></p> <p>キ 人的・物的資源の管理<u>及び活用</u></p> <p>略</p> <p>第 10 事業者・ボランティアとの連携</p> <p>市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、<u>協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u>また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、<u>ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締</u></p>	<p>略</p> <p>第 4 防災訓練の実施</p> <p>略</p> <p>7 避難訓練</p> <p>(1) 市</p> <p>和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難<del>の勧告</del>指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行う。</p> <p>略</p> <p>第 5 広域防災体制の整備</p> <p>市は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>略</p> <p>5 応援受入れ体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化<u>及びマニュアルの整備を推進</u>するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p> <p>略</p> <p>7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。</p> <p>第 7 防災に関する調査研究の推進</p> <p>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>略</p> <p>第 8 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>略</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>略</p> <p>(2) 計画に定める主な内容</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受<del>入</del>入れ</p> <p>ウ 人的応援に係る担当部局との調整</p> <p>エ 災害ボランティアの受<del>入</del>入れ</p> <p>オ 人的支援等の提供の調整</p> <p>カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受<del>入</del>入れ</p> <p>キ 人的・物的資源の管理</p> <p>略</p> <p>第 10 事業者・ボランティアとの連携</p> <p>市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、防災協定の締結<u>やコーディネート機能の強化</u>に努める。</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>結等に努める。</p> <p>資料編 ○ 2-1 <u>相互応援協定一覧</u></p>	<p>資料編 ○ 2-1 <u>相互応援協定等一覧</u></p>				
<p>第 2 節 情報収集伝達体制の整備</p>	<p>第 2 節 情報収集伝達体制の整備…P34</p>				
<table border="1"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>いづみアピール課</u>、政策企画室、公民協働推進室、<u>産業振興室</u>、<u>都市整備室</u>、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	<u>いづみアピール課</u> 、政策企画室、公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、消防本部	<table border="1"> <tr> <td>関係機関</td> <td>政策企画室、公民協働推進室、<u>いづみアピール課</u>、<u>農林課</u>、<u>道路河川室</u>、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	政策企画室、公民協働推進室、 <u>いづみアピール課</u> 、 <u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、消防本部
関係機関	<u>いづみアピール課</u> 、政策企画室、公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、消防本部				
関係機関	政策企画室、公民協働推進室、 <u>いづみアピール課</u> 、 <u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、消防本部				
<p>市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から<u>大規模停電を含めた</u>情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p>	<p>市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p>				
<p>さらに、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と市防災行政無線及び市メールマガジン (いづみメール) 等と接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムとして活用する。</p>	<p>さらに、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と市防災行政無線及び市メールマガジン (いづみメール) 等と接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムとして活用する。</p>				
<p>第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p>	<p>第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p>				
<p>市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、<u>電気通信回線は</u>、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、<u>電気通信回線は</u>、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>				
<p>各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。</p>	<p>各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。</p>				
<p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系機能の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>	<p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系機能の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 2 情報収集・伝達体制の強化</p>	<p>第 2 情報収集・伝達体制の強化</p>				
<p>市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線 (戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム (Lアラート)、市ホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、<u>フルセグ</u>等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、<u>情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。</u>また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p>	<p>市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線 (戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム (Lアラート)、市ホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p>				
<p>特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が 24 時間体制の確立を図る。</p>	<p>特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が 24 時間体制の確立を図る。</p>				
<p>勤務時間外の体制は、次のとおりとする</p>	<p>勤務時間外の体制は、次のとおりとする。</p>				
<pre> graph LR     A[消防本部] -- "(伝達系統)" --&gt; B[関係課職員]     B --&gt; C[関係部局・機関]     B --&gt; D[危機管理監]     D --&gt; E[関係部局・機関] </pre>	<pre> graph LR     A[消防本部] -- "(伝達系統)" --&gt; B[関係課職員]     B --&gt; C[関係部局・機関]     B --&gt; D[防災担当部長]     D --&gt; E[関係部局・機関] </pre>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 3 災害広報・広聴体制の整備</p>	<p>第 3 災害広報・広聴体制の整備</p>				
<p>2 災害時の広聴体制の整備</p>	<p>2 災害時の広聴体制の整備</p>				
<p><u>府、市及びライフライン事業者は</u>、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファックス、相談窓口などの体制を整備する。</p>	<p>住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファックス、相談窓口などの体制を整備する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>4 <u>停電時の住民への情報提供</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>				
<p><u>府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p>					
<p>5 <u>被災者への情報伝達体制の整備</u></p>					
<p><u>総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>					
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 3 節 消火・救助・救急体制の整備</p>	<p>第 3 節 消火・救助・救急体制の整備…P37</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 1 消防力の充実</p>	<p>第 1 消防力の充実</p>				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>本市には、常備消防として<u>和泉消防署、中央消防署、北分署、南分署を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び市内に 9 個の消防分団を配置している。</u></p>	<p>本市には、常備消防として<u>和泉市消防署及び池田分署、北分署、南分署、松尾出張所を配置しており、また非常備消防として消防団本部及び市内に 9 個の消防分団を配置している。</u></p>				
<p>略</p> <table border="1" data-bbox="136 302 1039 421"> <tr> <td>資料編</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul> </td> </tr> </table>	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul>	<p>略</p> <table border="1" data-bbox="1108 302 2032 421"> <tr> <td>資料編</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 <b>市</b>消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul> </td> </tr> </table>	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 <b>市</b>消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul>
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul>				
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-8 <b>市</b>消防本部・消防団における消防力等の現況</li> <li>2-9 消防水利の現況</li> </ul>				
<p>第 4 節 災害時医療体制の整備</p>	<p>第 4 節 災害時医療体制の整備…P39</p>				
<table border="1" data-bbox="136 522 1039 608"> <tr> <td>関係機関</td> <td>健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会</td> </tr> </table>	関係機関	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会	<table border="1" data-bbox="1108 522 2032 608"> <tr> <td>関係機関</td> <td><b>病院経営管理課</b>、健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会</td> </tr> </table>	関係機関	<b>病院経営管理課</b> 、健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会
関係機関	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会				
関係機関	<b>病院経営管理課</b> 、健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会				
<p>市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、<u>府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。</u></p>	<p>市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。</p>				
<p>第 1 災害医療の基本的考え方</p>	<p>第 1 災害医療の基本的考え方</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>1 現地医療活動</p> <p>患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。</p>	<p>1 現地医療活動</p> <p>患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。</p>				
<p>略</p> <p>(3) 和泉保健所内に<u>保健所保健医療調整本部</u>が設置された場合であり、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。</p>	<p>略</p> <p>(3) 和泉保健所内に<u>地域災害医療本部</u>が設置された場合であり、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>2 後方医療活動</p>	<p>2 後方医療活動</p>				
<p>略</p> <p>(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。</p>	<p>略</p> <p>(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入を行う。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 6 患者等搬送体制の確立</p>	<p>第 6 患者等搬送体制の確立</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>1 患者搬送</p> <p>市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の<u>受入れ</u>可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。</p>	<p>1 患者搬送</p> <p>市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受<del>入</del>入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>3 医薬品等物資の輸送</p> <p>医薬品等の<u>受入れ</u>及び救護所等への配送供給体制を確立する。</p>	<p>3 医薬品等物資の輸送</p> <p>医薬品等の受<del>入</del>入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 8 関係機関協力体制の確立</p>	<p>第 8 関係機関協力体制の確立</p>				
<p>市は、<u>和泉保健所健康危機管理会議</u>を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。</p>	<p>市は、<u>和泉保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議</u>を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 5 節 緊急輸送体制の整備</p>	<p>第 5 節 緊急輸送体制の整備…P43</p>				
<table border="1" data-bbox="136 2617 1039 2703"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>都市整備室</u>、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路<u>(株)</u></td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路 <u>(株)</u>	<table border="1" data-bbox="1108 2617 2032 2703"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>道路河川室</u>、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路<u>株式会社</u></td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路 <u>株式会社</u>
関係機関	公民協働推進室、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路 <u>(株)</u>				
関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路 <u>株式会社</u>				
<p>市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべ</p>	<p>市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべ</p>				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>き道路、鉄道等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p>	<p>道路、鉄道等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 1 陸上輸送体制の整備</p>	<p>第 1 陸上輸送体制の整備</p>				
<p>1 緊急交通路の選定</p>	<p>1 緊急交通路の選定</p>				
<p>(1) 広域緊急交通路</p>	<p>(1) 広域緊急交通路</p>				
<p>府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を広域緊急交通路（重点路線：国道 26 号、大阪和泉南線 その他路線：国道 170 号、泉大津美原線、<u>国道 480 号、富田林泉大津線、三林岡山線、市道伯太 2 号線</u>）自動車専用路線：<u>阪和自動車道、堺泉北道</u>）として選定している。</p>	<p>府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を広域緊急交通路（重点路線：国道 26 号、大阪和泉南線 その他路線：国道 170 号、泉大津美原線 自動車専用路線：<del>近畿自動車道、堺泉北有料道路</del>）として選定している。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p><u>6 重要物流道路の指定等</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>				
<p><u>国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。</u></p>					
<p><u>7 備品等の整備</u></p>	<p><u>6 備品等の整備</u></p>				
<p>通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。</p>	<p>通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。</p>				
<p><u>8 道路障害物除去対策の検討</u></p>	<p><u>7 道路障害物除去対策の検討</u></p>				
<p>障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。</p>	<p>障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 6 節 避難受入れ体制の整備</p>	<p>第 6 節 避難受入れ体制の整備…P45</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="128 1199 260 1377">関係機関</td> <td data-bbox="266 1199 1039 1377">           公民協働推進室、税務室、<u>滞納債権整理回収課、産業振興室</u>、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、<u>健康づくり推進室</u>、生活福祉課、<u>都市政策室</u>、建築・開発指導室、<u>建築住宅室、都市整備室</u>、土木維持管理室、<u>学校園管理室</u> </td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>滞納債権整理回収課、産業振興室</u> 、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、 <u>健康づくり推進室</u> 、生活福祉課、 <u>都市政策室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室、都市整備室</u> 、土木維持管理室、 <u>学校園管理室</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1100 1199 1232 1377">関係機関</td> <td data-bbox="1232 1199 2026 1377">           公民協働推進室、税務室、<u>健康づくり推進室</u>、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、<u>都市政策課</u>、建築・開発指導室、<u>建築住宅課、公園緑地課、道路河川室</u>、土木維持管理室、<u>教育総務室</u> </td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>健康づくり推進室</u> 、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>都市政策課</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅課、公園緑地課、道路河川室</u> 、土木維持管理室、 <u>教育総務室</u>
関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>滞納債権整理回収課、産業振興室</u> 、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、 <u>健康づくり推進室</u> 、生活福祉課、 <u>都市政策室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室、都市整備室</u> 、土木維持管理室、 <u>学校園管理室</u>				
関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>健康づくり推進室</u> 、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>都市政策課</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅課、公園緑地課、道路河川室</u> 、土木維持管理室、 <u>教育総務室</u>				
<p>市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、住民の安全を確保する。</p>	<p>市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、住民の安全を確保する。</p>				
<p>なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 3 指定避難所等の指定、整備</p>	<p>第 3 指定避難所の指定、整備</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>1 指定避難所の指定</p>	<p>1 指定避難所の指定</p>				
<p>指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p>	<p>指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p>				
<p>(1) 学校等の公共的施設等を対象に、<u>できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、</u>その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>(1) 学校等の公共的施設等を対象に、<del>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、</del>その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>(2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を<u>受け入れる</u>こと等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p>	<p>(2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>(4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、<u>避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</u></p>				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p><u>らに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>3 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」及び内閣府が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興<u>ガイドライン</u>」を踏まえて、以下の点に留意して、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>また、併せて、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>(1) 避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組み方法を明確にする。</p> <p>(2) 要配慮者に対する必要な支援を明確にする。</p> <p>(3) 市職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい内容とする。</p> <p>第4 避難所、避難場所及び避難路の周知</p> <p>避難所や避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。</p> <p>また、避難場所標識等については、案内図記号 (J I S Z8210) の「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム (J I S Z9098)」を用いる。</p> <p>なお、指定した避難所や避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>さらに、避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。</p> <p><u>また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。</u></p> <p>第5 避難誘導体制の整備</p> <p>被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して、避難誘導体制の確立を図る。</p> <p>1 市</p> <p>発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。</p> <p><u>なお、防災訓練の実施や避難誘導については、防災マップの作成・配布等により、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう町会・自治会などの地域住民組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>さらに、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、<u>警戒レベルに対応した避難行動</u>や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>なお、このマニュアルの作成に関しては、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 19 年 11 月)を参考にするとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、改訂する。</p> <p>略</p> <p>第6 広域避難体制の整備</p> <p>市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入<u>れ</u>方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>略</p> <p>第8 応急危険度判定体制の整備</p> <p>略</p> <p>2 被災宅地危険度判定制度の整備</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録</p> <p>市は、府と連携協力し、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。</p>	<p>略</p> <p>3 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」及び内閣府が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の<u>取組指針</u>」を踏まえて、以下の点に留意して、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>また、併せて、管理運営体制を整備するとともに、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>(1) 避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組み方法を明確にする。</p> <p>(2) 要配慮者に対する必要な支援を明確にする。</p> <p>(3) 市職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい内容とする。</p> <p>第4 避難所、避難場所及び避難路の周知</p> <p>避難所や避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。</p> <p>また、避難場所標識等については、案内図記号 (J I S Z8210) の「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム (J I S Z9098)」を用いる。</p> <p>なお、指定した避難所や避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>さらに、避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。</p> <p>第5 避難誘導体制の整備</p> <p>被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して、避難誘導体制の確立を図る。</p> <p>1 市</p> <p>発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。</p> <p><u>また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。</u></p> <p>また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう町会・自治会などの地域住民組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>さらに、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>、避難指示-<u>(緊急)</u>、といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法<u>及び</u>避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>なお、このマニュアルの作成に関しては、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 19 年 11 月)を参考にするとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、改訂する。</p> <p>略</p> <p>第6 広域避難体制の整備</p> <p>市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>略</p> <p>第8 応急危険度判定体制の整備</p> <p>略</p> <p>2 被災宅地危険度判定制度の整備</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録</p> <p>市は、府と連携協力し、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。</p>



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																								
<p>(2) 実施主体の整備</p> <p>市は、<u>判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。</u></p>	<p>(2) 実施主体の整備</p> <p>市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。</p>																								
<p>第9 応急仮設住宅等の事前準備</p> <p>府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、市は、あらかじめ都市公園、公共空地等の中から、建設候補地の選定に努める。なお当面は下表のとおりとする。</p> <p>また、<u>災害時には関係団体と連携し迅速に斡旋できる体制の整備に努める。</u></p>	<p>第9 応急仮設住宅等の事前準備</p> <p>府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、市は、あらかじめ都市公園、公共空地等の中から、建設候補地の選定に努める。なお当面は下表のとおりとする。</p> <p>また、<u>災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>和泉市総合スポーツセンター</u></td> <td>下宮町 160 番地</td> <td>9,946m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td><u>和泉市立光明池緑地運動場</u></td> <td>光明台三丁目 36 番 1 号</td> <td>15,680m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td><u>和泉市立光明池球技場</u></td> <td>室堂町 1066 番地</td> <td>12,600m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	面積	<u>和泉市総合スポーツセンター</u>	下宮町 160 番地	9,946m <sup>2</sup>	<u>和泉市立光明池緑地運動場</u>	光明台三丁目 36 番 1 号	15,680m <sup>2</sup>	<u>和泉市立光明池球技場</u>	室堂町 1066 番地	12,600m <sup>2</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>関西トランスウェイスportsスタジアム</u> <u>(和泉市総合スポーツセンター)</u></td> <td>下宮町 160 番地</td> <td>9,946m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>光明池緑地運動場</td> <td>光明台三丁目 36 番 16 号</td> <td>15,680m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>光明池球技場</td> <td>室堂町 1066 番地</td> <td>12,600m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	面積	<u>関西トランスウェイスportsスタジアム</u> <u>(和泉市総合スポーツセンター)</u>	下宮町 160 番地	9,946m <sup>2</sup>	光明池緑地運動場	光明台三丁目 36 番 16 号	15,680m <sup>2</sup>	光明池球技場	室堂町 1066 番地	12,600m <sup>2</sup>
施設名	所在地	面積																							
<u>和泉市総合スポーツセンター</u>	下宮町 160 番地	9,946m <sup>2</sup>																							
<u>和泉市立光明池緑地運動場</u>	光明台三丁目 36 番 1 号	15,680m <sup>2</sup>																							
<u>和泉市立光明池球技場</u>	室堂町 1066 番地	12,600m <sup>2</sup>																							
施設名	所在地	面積																							
<u>関西トランスウェイスportsスタジアム</u> <u>(和泉市総合スポーツセンター)</u>	下宮町 160 番地	9,946m <sup>2</sup>																							
光明池緑地運動場	光明台三丁目 36 番 16 号	15,680m <sup>2</sup>																							
光明池球技場	室堂町 1066 番地	12,600m <sup>2</sup>																							
略	略																								
<p>第 1 1 <u>罹</u>災証明書の発行体制の整備</p> <p>市は、災害時に<u>罹</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<u>家屋被害認定調査員</u>の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等</u>を計画的に進めるなど、<u>り</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとするとともに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u></p> <p>市は、<u>罹</u>災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、家屋被害認定調査員のための研修等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	<p>第 1 1 <u>り</u>災証明書の発行体制の整備</p> <p>市は、災害時に<u>り</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<u>住家被害の調査の担当者</u>の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結<u>等</u>を計画的に進めるなど、<u>り</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>市は、<u>り</u>災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、家屋被害認定調査員のための研修等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>																								
略	略																								
第 7 節 緊急物資確保体制の整備	第 7 節 緊急物資確保体制の整備…P51																								
略	略																								
第 1 給水体制の整備	第 1 給水体制の整備																								
1 <u>応急</u> 給水体制の整備	1 給水体制の整備																								
<p>市は、<u>震災による断水が発生した場合に備え、市内 6 箇所の配水池に緊急遮断弁を設置し、また市内 6 箇所の小中学校の耐久性緊急貯水槽を整備し、災害時においても市民が最低限の生活を維持するための水道水を確保できるよう努めている。また、大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定や日本水道協会への応援要請により応急給水体制を整えることとしている。</u></p>	<p>市は、<u>府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、災害発災後 3 日間は 1 日 1 人あたり 3 ℓ の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。</u></p>																								
(1) <u>相互応援体制の整備</u>	(1) <u>給水拠点の整備 (浄水場・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備 [拠点給水設備]、給水栓付き空気弁 [あんしん給水栓]、飲料水専用耐震性緊急貯水槽等の整備等)</u>																								
<p><u>迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を相互に行うために、市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。</u></p>	(2) <u>ボトル水等の備蓄</u>																								
(2) <u>応急給水活動計画の整備</u>	(3) <u>給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備</u>																								
(3) <u>給水車等の配備、給水用資機材やアルミ缶備蓄水の備蓄及びその情報交換等の体制の整備</u>	(4) <u>応急給水マニュアルの整備</u>																								
略	(5) <u>相互応援体制の整備</u>																								
略	<p><u>迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。</u></p>																								
略	略																								
第 2 食料・生活必需品の確保	第 2 食料・生活必需品の確保																								
市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。	市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。																								
1 食料・生活必需品の備蓄	1 食料・生活必需品の備蓄																								
(1) 重要物資の備蓄	(1) 重要物資の備蓄																								
市は、府の地震被害想定に基づく必要量を参考に、次の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。	市は、府の地震被害想定に基づく必要量を参考に、次の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。																								
なお、府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。	なお、府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。																								
ア アルファ化米、ビスケットなど	ア アルファ化米、ビスケットなど																								
市は、要給食者の 1 食分を備蓄する。	市は、要給食者の 1 食分を備蓄する。																								
イ 高齢者用食、粉ミルク、 <u>液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む。)</u> 、哺乳瓶	イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶																								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>市は、高齢者用食 1 食分、粉ミルク、<u>液体ミルク (乳アレルギーに対応したものを含む。)</u> を 1 日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。</p> <p>ウ 毛布</p> <p>市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。</p> <p>エ 衛生用品 (おむつ、生理用品等)</p> <p>市は、1 日分を備蓄する。</p> <p>オ 仮設トイレ</p> <p>市は、男女を配慮し必要量を確保する。</p> <p>(2) その他の物資の確保</p> <p>下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。</p> <p>ア 主食 (精米、即席麺など)</p> <p>イ 飲料水 (ボトル水など)</p> <p>ウ 副食 (野菜、漬物、菓子類など)</p> <p>エ 被服 (肌着等)</p> <p>オ 炊事道具・食器類 (鍋、炊飯用具等)</p> <p>カ 光熱用品 (LP ガス、LP ガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)</p> <p>キ 日用品 (石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等)</p> <p>ク 医薬品等 (常備薬、救急セット、<u>マスク、消毒液</u>)</p> <p><u>ケ ブルーシート、土のう袋</u></p> <p><u>コ 仮設風呂・仮設シャワー</u></p> <p><u>サ 簡易ベッド、間仕切り等</u></p> <p><u>シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等 (車いす、トイレ、<u>視覚障がい者用つえ</u>、補聴器、点字器等)</u></p> <p><u>ス 棺桶、遺体袋</u></p> <p>2 備蓄・供給体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害に備え和泉市立総合医療センター、和泉市総合スポーツセンター、フューチャー和泉、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター等の備蓄拠点及び各指定避難所に備蓄倉庫を配備し、分散備蓄を推進し、<u>備蓄拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備</u>に努める。</p> <p>(2) 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。</p> <p>(3) 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制 (共同備蓄や相互融通を含む。) を確立する。</p> <p>(4) 備蓄箇所の増設に努める。</p> <p><u>(5) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>略</p> <p><u>第 3 物資等の事前状況確認</u></p> <p><u>大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p><u>また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。</u></p> <p>第 8 節 ライフライン確保体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="134 2410 1058 2546"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>都市整備室</u>、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、関西電力 (株)、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)、<u>(株) NTT ドコモ (関西支社)</u>、<u>KDDI (株)</u>、<u>ソフトバンク (株)</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 1 上水道</p> <p>1 <u>取組</u>方針</p> <p>上水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を図ることを目的とする。</p> <p>2 上水道施設災害予防の<u>取り組み</u></p> <p>上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全</p>	関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、関西電力 (株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)、 <u>(株) NTT ドコモ (関西支社)</u> 、 <u>KDDI (株)</u> 、 <u>ソフトバンク (株)</u>	<p>市は、高齢者用食 1 食分、粉ミルクを 1 日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。</p> <p>ウ 毛布</p> <p>市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。</p> <p>エ 衛生用品 (おむつ、生理用品等)</p> <p>市は、1 日分を備蓄する。</p> <p>オ 仮設トイレ</p> <p>市は、男女を配慮し必要量を確保する。</p> <p>(2) その他の物資の確保</p> <p>下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。</p> <p>ア 主食 (精米、即席麺など)</p> <p>イ 飲料水 (ボトル水など)</p> <p>ウ 副食 (野菜、漬物、菓子類など)</p> <p>エ 被服 (肌着等)</p> <p>オ 炊事道具・食器類 (鍋、炊飯用具等)</p> <p>カ 光熱用品 (LP ガス、LP ガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)</p> <p>キ 日用品 (石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等)</p> <p>ク 医薬品等 (常備薬、救急セット)</p> <p>ケ 仮設風呂・仮設シャワー</p> <p>コ 簡易ベッド、間仕切り等</p> <p>サ <u>要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等 (車いす、トイレ、<u>盲人用つえ</u>、補聴器、点字器等)</u></p> <p>シ 棺桶、遺体袋等</p> <p>2 備蓄・供給体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害に備え和泉市立総合医療センター、和泉市<del>立</del>総合スポーツセンター、フューチャー和泉、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター等の備蓄拠点及び各指定避難所に備蓄倉庫を配備し、分散備蓄に努める。</p> <p>(2) 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。</p> <p>(3) 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制 (共同備蓄や相互融通を含む。) を確立する。</p> <p>(4) 備蓄箇所の増設に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 8 節 ライフライン確保体制の整備…P53</p> <table border="1" data-bbox="1106 2410 2030 2546"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>道路河川室</u>、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、<del>大阪広域水道企業団</del>、関西電力 (株)、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 1 上水道<del>(市、大阪広域水道企業団)</del></p> <p>1 <u>計画</u>方針</p> <p>上水道施設の<del>耐災害性を強化し</del>、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を図ることを目的とする。</p> <p>2 上水道施設災害予防<u>計画</u></p> <p>上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全</p>	関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、 <del>大阪広域水道企業団</del> 、関西電力 (株)、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)
関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、関西電力 (株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)、 <u>(株) NTT ドコモ (関西支社)</u> 、 <u>KDDI (株)</u> 、 <u>ソフトバンク (株)</u>				
関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、浄水課、下水道整備課、 <del>大阪広域水道企業団</del> 、関西電力 (株)、大阪ガス (株)、西日本電信電話 (株)				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>の予防措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>施設の整備事業</u>については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。</p> <p><u>(2)</u> 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。</p> <p><u>(3)</u> 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。</p> <p>3 応急復旧体制の強化</p> <p>(1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための<u>ネットワークを活用する。</u></p> <p><u>(2)</u> 関係機関との協力体制を整備する。</p> <p><u>(3)</u> 応急復旧マニュアル等を整備する。</p>	<p>の予防措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>市及び大阪広域水道企業団の行う配水管整備事業</u>については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。</p> <p><del>(2) 施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて必要な施設等の整備増強を図る。</del></p> <p><del>(3) 浄水場・配水池容量の増強、管路の多重化(連絡管等の整備)、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。</del></p> <p><u>(4)</u> 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。</p> <p><u>(5)</u> 施設の老朽度に応じ、更新、<del>予備施設の整備等</del>を計画的に推進する。</p> <p>3 応急復旧体制の強化</p>
<p>略</p> <p>6 相互応援体制の整備</p> <p>迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を<u>相互</u>に行うために、<u>市は、日本水道協会、大阪広域水道企業団等と連携した体制を整備する。</u></p>	<p>(1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための<u>情報通信システム(水道情報通信ネットワーク)を整備する。</u></p> <p><del>(2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。</del></p> <p><u>(3)</u> 関係機関との協力体制を整備する。</p> <p><u>(4)</u> 応急復旧マニュアル等を整備する。</p> <p><del>(5) 管路図等の管理体制を整備する。</del></p> <p>略</p> <p>6 相互応援体制の整備</p> <p><del>上水道においては、</del>迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、<u>府及び大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。</u></p>
<p>第2 下水道</p> <p>1 計画方針</p> <p>災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p>2 下水道施設災害予防の<u>取り組み</u></p> <p>災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 下水道施設の整備</p> <p><u>(2) 下水道施設の点検・調査</u></p> <p><u>(3) 下水道施設の改築・修繕</u></p> <p><u>(4) 電気設備の動力源の確保</u></p> <p>略</p>	<p>第2 下水道<del>(市)</del></p> <p>1 計画方針</p> <p>災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p>2 下水道施設災害予防<u>計画</u></p> <p>災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、雨水、汚水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 下水道施設の整備</p> <p><u>(2) 老朽管等の敷設替え</u></p> <p><u>(3) 構築物の更新、補強</u></p> <p><del>(4) 機械設備の更新、補強</del></p> <p><u>(5) 動力源の確保</u></p> <p>略</p>
<p>4 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>(1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。</p> <p>(2) 資機材の点検に努め、緊急時の体制を確保する。</p> <p>略</p> <p>6 <u>相互</u>応援体制の整備</p> <p>施設の点検、復旧要員の確保を図るため、<u>大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく相互応援体制及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援体制等を活用するとともに、他市町村との相互応援体制を整備する。</u></p>	<p>4 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>(1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。</p> <p>(2) 資機材の点検に努め、緊急時の<u>輸送</u>体制を確保する。</p> <p>略</p> <p>6 <u>協力</u>応援体制の整備</p> <p>施設の点検、復旧要員の確保を図るため、<u>府及び他市町村間との協力応援体制を整備する。</u></p>
<p>第3 電力 (関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>)</p> <p>災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・<u>強化</u>に努める。</p> <p>(2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 対策要員の動員体制を整備する。</p> <p>(4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。</p> <p>(5) 平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。</p> <p>(6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。</p> <p>略</p>	<p>第3 電力 (関西電力株式会社<del>岸和田営業所</del>)</p> <p>災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。</p> <p>(2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 対策要員の動員体制を整備する。</p> <p>(4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。</p> <p>(5) 平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。</p> <p>(6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。</p> <p>略</p>
<p>第4 ガス (大阪ガス株式会社)</p> <p>略</p> <p>第5 電気通信 (西日本電信電話株式会社、<u>株式会社NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>略</p>	<p>第4 ガス (大阪ガス株式会社<del>南部導管部</del>)</p> <p>略</p> <p>第5 電気通信 (西日本電信電話株式会社<del>(大阪支店)</del>、<u>(株)NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>略</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>第 6 住民への広報</p> <p>ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p> <p>2 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>並びに大阪ガス株式会社は、<u>飛散物による停電の拡大</u>や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>	<p>第 6 住民への広報</p> <p>ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。</p> <p>1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p> <p>2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p>				
<p>第 9 節 交通確保体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="132 706 1056 795"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>都市整備室</u>、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)</td> </tr> </table>	関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)	<p>第 9 節 交通確保体制の整備…P58</p> <table border="1" data-bbox="1104 706 2018 795"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>道路河川室</u>、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)</td> </tr> </table>	関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)
関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)				
関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)、南海バス(株)				
<p>略</p> <p>第 10 節 要配慮者支援体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="132 884 1056 1020"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、人権・男女参画室、<u>福祉総務課</u>、<u>高齢介護室</u>、障がい福祉課、生活福祉課、<u>子育て支援室</u>、<u>健康づくり推進室</u>、消防本部、<u>こども未来室</u>、<u>生涯学習推進室</u>、社会福祉協議会</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、 <u>福祉総務課</u> 、 <u>高齢介護室</u> 、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>子育て支援室</u> 、 <u>健康づくり推進室</u> 、消防本部、 <u>こども未来室</u> 、 <u>生涯学習推進室</u> 、社会福祉協議会	<p>略</p> <p>第 10 節 要配慮者支援体制の整備…P59</p> <table border="1" data-bbox="1104 884 2018 1020"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、人権・男女参画室、<u>健康づくり推進室</u>、<u>高齢介護室</u>、<u>福祉総務課</u>、障がい福祉課、生活福祉課、<u>こども未来室</u>、<u>消防本部</u>、<u>社会福祉協議会</u></td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、 <u>健康づくり推進室</u> 、 <u>高齢介護室</u> 、 <u>福祉総務課</u> 、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>こども未来室</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>
関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、 <u>福祉総務課</u> 、 <u>高齢介護室</u> 、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>子育て支援室</u> 、 <u>健康づくり推進室</u> 、消防本部、 <u>こども未来室</u> 、 <u>生涯学習推進室</u> 、社会福祉協議会				
関係機関	公民協働推進室、人権・男女参画室、 <u>健康づくり推進室</u> 、 <u>高齢介護室</u> 、 <u>福祉総務課</u> 、障がい福祉課、生活福祉課、 <u>こども未来室</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>				
<p>略</p> <p>第 1 <u>避難行動要支援者</u>に対する支援体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者支援プラン等の作成</p> <p>市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認(被災状況の把握等を含む)や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和 3 年 5 月改定)」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針(旧:災害時要援護者支援プラン作成指針)に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿<u>及び避難行動要支援者同意台帳(両名簿については以下、「名簿」という。)</u>を作成する。</p> <p>また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、名簿の作成に合わせて、平常時から、個別支援計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者等と調整し、策定することに努める。</p> <p>(1) 避難支援等関係者になり得る者</p> <p>避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。</p> <p>(2) 名簿に掲載する者の範囲</p> <p>市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。</p> <p>要件の設定にあたっては、要介護状態区分、各障がい手帳の等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められる者が支援対象から漏れないようにするための要件を設ける。</p> <p><u>以下のア～オに該当し在宅で居住する者を対象とする。</u></p> <p>ア 身体障がい者手帳 1 級・2 級(呼吸器以外の内部障がいを除く)</p> <p>イ 療育手帳 A</p> <p>ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級</p> <p>エ 要介護 3・4・5 と認定された者</p> <p>オ 上記のほか、<u>自力で避難所まで移動すること又は避難所の場所を理解することが困難な者で、避難支援等関係者が推薦する者</u></p> <p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。その入手方法として、<u>避難行動要支援者登録申請書兼同意書の提出等に基づいて行う。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについては、避難行動要支援者登録申請書兼同意書にて同意する旨を確認したうえで行う。</u></p> <p>(4) 名簿の更新に関する事項</p> <p>名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された</p>	<p>略</p> <p>第 1 <u>障がい者・高齢者等</u>に対する支援体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者支援プラン等の作成</p> <p>市は、地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認(被災状況の把握等を含む)や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成 25 年 8 月策定)」及び府が改訂する「避難行動要支援者支援プラン作成指針(旧:災害時要援護者支援プラン作成指針)に基づき、次の事項の考え方をもとに「避難行動要支援者支援プラン」の全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、<u>避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</u></p> <p>(1) 避難支援等関係者になり得る者</p> <p>避難支援等関係者になり得る者は、町会・自治会、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、<u>社会福祉協議会</u>に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>名簿に掲載する者の範囲</p> <p>市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。</p> <p>要件の設定にあたっては、要介護状態区分、各障がい手帳の等級等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするための要件を設ける。</p> <p>ア 身体障がい者手帳 1 級・2 級(呼吸器以外の内部障がいを除く)</p> <p>イ 療育手帳 A</p> <p>ウ 精神保健福祉手帳 1 級</p> <p>エ 要介護 3・4・5 <u>のうち施設入所していない者</u></p> <p>オ 上記のほか、<u>登録を希望する者のうち避難支援者の推薦がある者</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者</u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p><u>避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)</u>には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を名簿に掲載する。<u>また、その入手方法として、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。</u></p> <p>(4) 名簿の更新に関する事項</p> <p>名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に名簿から削除する。</p>				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>場合や(2)の要件に満たない者は、更新時に名簿から削除する。</p> <p>(5) 名簿情報の適切な管理 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 以下の事項を徹底する。 ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。 ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 エ 施錠可能な場所への名簿の保管等、保管については適切に行うよう指導する。 オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。 キ 名簿情報の取扱状況を必要に応じ報告させる。 ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。</p> <p>(7) <u>避難行動要支援者</u>が円滑に避難の立退きをできるための通知又は警告の配慮 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。 ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を用いた説明により、一人一人に的確に伝わるようにする。 イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。 エ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。 オ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。</p> <p>(8) 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>2 避難行動要支援者の情報把握 福祉担当や防災担当をはじめとする関係部署や<u>町会・自治会</u>、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。</p> <p>3 支援体制の整備 事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、市社会福祉協議会、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、<u>社会福祉協議会</u>、福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体</u>等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>4 福祉避難所における体制整備 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難所）等において、避難行動要支援者の<u>相談や介護等に必要</u>な支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。 <u>また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、府と連携し、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を市へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする</u> <u>【DWAT（ディーワット）】</u> <u>災害時における、長期避難者の生活機能低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム</u></p> <p>略</p> <p>第3 福祉避難所の指定 市は、府と連携を図りながら、<u>社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</u></p>	<p>(5) 名簿情報の適切な管理 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 以下の事項を徹底する。 ア 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 イ <del>地域の自主防災組織等に対して市内全体の名簿を提供しないなど</del>、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。 ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 エ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。 オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 カ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。 キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。 ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。</p> <p>(7) <u>要配慮者</u>が円滑に避難するための立退きを<u>行うこと</u>ができるための通知又は警告の配慮 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。 ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、<u>説明など</u>により、一人一人に的確に伝わるようにする。 イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。 エ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。 オ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、テレビ、携帯電話等への災害情報の伝達を活用する。</p> <p>(8) 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>2 避難行動要支援者の情報把握 福祉担当や防災担当をはじめとする関係部署や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。</p> <p>3 支援体制の整備 事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、<del>市社会福祉協議会</del>、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>4 福祉避難所における体制整備 府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難所）等において、避難行動要支援者の<u>介護・医療的ケアなど相談や介助などの</u>支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。</p> <p>略</p> <p>第3 福祉避難所の指定 市は、府と連携を図りながら、<u>社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的避難所）の指定をするとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</u></p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>略</p> <p>第 4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と来市外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団 (<a href="#">OFIX</a>) や市国際交流協会、国際協力活動を行う NPO、NGO と連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>〈具体的対応〉</p> <p>1 多言語による相談支援体制の整備</p> <p>災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように <a href="#">各種関係団体との連携強化及び</a>多言語による相談支援体制の整備に努める。</p> <p>2 多言語版防災マップの作成</p> <p>英語等主要多言語による「防災マップ」「パンフレット」を作成する。</p> <p>3 多言語による情報提供</p> <p>日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう市国際交流協会と連携を図り、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により情報を提供する。</p> <p><a href="#">また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。</a></p> <p>4 来市外国人旅行者に対する支援</p> <p>来市外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトや <a href="#">SNS</a> を通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。</p> <p><a href="#">また、観光案内所等における多言語での情報提供の充実に努める。</a></p> <p><a href="#">5 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。</a></p> <p>第 5 <a href="#">避難行動要支援者以外</a>の要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p>	<p>略</p> <p>第 4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と来市外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団 (<a href="#">OFIX</a>) や市国際交流協会、国際協力活動を行う NPO、NGO と連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>〈具体的対応〉</p> <p>1 多言語による相談支援体制の整備</p> <p>災害時には、原則として地域の避難所への避難で対応するものとしているが、日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人が、日常生活に不安を抱かないように多言語による相談支援体制の整備に努める。</p> <p>2 多言語版防災マップの作成</p> <p>英語等主要多言語による「防災マップ」「パンフレット」を作成し <a href="#">配布</a>する。</p> <p>3 多言語による情報提供</p> <p>日本語でのコミュニケーションが十分にできない外国人に対し、災害時に安心して生活できるよう市国際交流協会と連携を図り、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により情報を提供する。</p> <p>4 来市外国人旅行者に対する支援</p> <p>来市外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。</p> <p><a href="#">(新設)</a></p> <p>第 5 <a href="#">その他</a>の要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。</p>				
<p>資料編 <a href="#">2-16 福祉避難所一覧</a> <a href="#">2-18 社会福祉施設一覧</a></p>	<p>資料編 <a href="#">2-18 社会福祉施設一覧</a> <a href="#">2-16 福祉避難所一覧</a></p>				
<p>第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="136 1647 1039 1697"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、<a href="#">産業振興室</a></td> </tr> </table> <p>大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて <a href="#">働きかけ、可能な範囲で</a>地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。</p> <p><a href="#">道路・鉄道情報の共有について、市は府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。</a></p> <p><a href="#">また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</a></p> <p>なお、具体的な対策としては、<a href="#">関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。</a></p> <p>第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</p> <p><a href="#">災害発生後</a>、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して、企業等に対して <a href="#">次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。</a></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>むやみに移動を開始することは避ける。</li> <li><a href="#">発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。</a></li> <li>企業等内に滞在するために必要な物資を確保し、男女別のスペースを設置する。</li> <li>従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知する。</li> <li>従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認 (家族間であらかじめ決定) する。</li> <li>大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備する。</li> </ol>	関係機関	公民協働推進室、 <a href="#">産業振興室</a>	<p>第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備…P63</p> <table border="1" data-bbox="1108 1647 2011 1697"> <tr> <td>関係機関</td> <td><del>いざみアピール課</del>公民協働推進室、<a href="#">商工労働室</a></td> </tr> </table> <p>大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて <a href="#">働きかけを行う。</a></p> <p><a href="#">また、可能な範囲で</a>地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。</p> <p>なお、具体的な対策については、<a href="#">国、府、事業者、関係機関等と連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効的な帰宅困難者対策を行う。</a></p> <p>第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</p> <p><a href="#">災害時発生後</a>、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して、企業等に対して <a href="#">次のことについて普及啓発を行う。</a></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>むやみに移動を開始することは避ける。</li> <li><a href="#">(新設)</a></li> <li>企業等内に滞在するために必要な物資を確保し、男女別のスペースを設置する。</li> <li>従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知する。</li> <li>従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認 (家族間であらかじめ決定) する。</li> <li>大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備する。</li> </ol>	関係機関	<del>いざみアピール課</del> 公民協働推進室、 <a href="#">商工労働室</a>
関係機関	公民協働推進室、 <a href="#">産業振興室</a>				
関係機関	<del>いざみアピール課</del> 公民協働推進室、 <a href="#">商工労働室</a>				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p><u>7</u> これらを確認するための訓練を実施する。</p> <p>略</p> <p>第 2 章 地域防災力の向上</p> <p>第 1 節 防災意識の高揚</p> <p>略</p> <p>市は、府や防災関係機関と連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めることとし、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p><u>また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</u></p> <p>第 1 住民に対する防災知識の普及啓発</p> <p>市は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。<u>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</u></p> <p>また、<u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに</u>多言語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。<u>併せて男女共同参画部局（男女共同参画センター）と連携し、研修等を通じた男女共同参画の視点からの防災対応力の強化に努める。</u></p> <p>略</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>略</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品 <u>（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）</u>の準備</p> <p><u>ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等</u></p> <p>エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認</p> <p>キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加</p> <p>ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性</p> <p>コ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p><u>シ 警報等発表時や避難指示【警戒レベル4】、高齢者等避難【警戒レベル3】といった災害情報の発令時にとるべき行動</u></p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>ア 身の安全の確保方法</p> <p>イ 情報の入手方法</p> <p>ウ 気象予警報や避難情報等の意味</p> <p>エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動</p> <p>オ 津波発生時 <u>（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）</u>にとるべき行動</p> <p>カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>キ 避難行動要支援者への支援</p> <p>ク 初期消火、救出救護活動</p> <p>ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法</p>	<p><u>6</u> これらを確認するための訓練を実施する。</p> <p>略</p> <p>第 2 章 地域防災力の向上</p> <p>第 1 節 防災意識の高揚…P64</p> <p>略</p> <p>市は、府や防災関係機関と連携し、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めることとし、これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p>第 1 住民に対する防災知識の普及啓発</p> <p>市は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>また、多言語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。</p> <p>略</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>略</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>オ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認</p> <p>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加</p> <p>ク 地震保険、火災保険の加入の必要性</p> <p>ケ 警報等発表時や避難指示 <u>（緊急）、避難勧告、避難準備</u>・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>ア 身の安全の確保方法</p> <p>イ 情報の入手方法</p> <p>ウ 気象予警報や避難情報等の意味</p> <p>エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動</p> <p>オ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動</p> <p>カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>キ 避難行動要支援者への支援</p> <p>ク 初期消火、救出救護活動</p> <p>ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>コ 避難生活に関する知識</p> <p>サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>略</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>略</p> <p>(2) 活動等を通じた啓発</p> <p><u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、</u>防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p> <p>第2 防災教育</p> <p>市は、次の学校教育活動等を通じて、防災に関する必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。</p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。</p> <p><u>また、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の実施に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識</p> <p>イ 防災情報の正しい知識</p> <p>ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p>エ 災害等についての知識</p> <p>オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>ア 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p>イ 教育用防災副読本、ビデオの活用</p> <p>ウ 特別活動等を利用した教育の推進</p> <p>エ 防災教育啓発施設の利用</p> <p>オ 防災関係機関との連携</p> <p>カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p>キ 自主防災組織、ボランティア等との連携</p> <p>(3) 教職員の研修</p> <p>教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p> <p>(4) 学校における防災教育の手引き</p> <p>「学校における防災教育の手引き (改訂版)」などを通じて防災教育を充実する。</p> <p>(5) 校内防災体制の確立</p> <p>学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、<u>登下校時の対応を含め</u>適宜、危機等発生時対処要領 (危機管理マニュアル) 等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>略</p>	<p>コ 避難生活に関する知識</p> <p>サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>略</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>略</p> <p>(2) 活動等を通じた啓発</p> <p>防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p> <p>第2 防災教育</p> <p>市は、次の学校教育活動等を通じて、防災に関する必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。</p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識</p> <p>イ 防災情報の正しい知識</p> <p>ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p>エ 災害等についての知識</p> <p>オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>ア 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p>イ 教育用防災副読本、ビデオの活用</p> <p>ウ 特別活動等を利用した教育の推進</p> <p>エ 防災教育啓発施設の利用</p> <p>オ 防災関係機関との連携</p> <p>カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p>キ 自主防災組織、ボランティア等との連携</p> <p>(3) 教職員の研修</p> <p>教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p> <p>(4) 学校における防災教育の手引き</p> <p>「学校における防災教育の手引き (改訂版)」などを通じて防災教育を充実する。</p> <p>(5) 校内防災体制の確立</p> <p>学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領 (危機管理マニュアル) 等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>略</p>				
<p>第2節 自主防災体制の整備</p>	<p>第2節 自主防災体制の整備…P67</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="134 2415 260 2487">関係機関</td> <td data-bbox="266 2415 1075 2487">公民協働推進室、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、消防本部	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1106 2415 1232 2487">関係機関</td> <td data-bbox="1239 2415 2053 2487"><del>いざみアピール課</del>、公民協働推進室、産業振興室</td> </tr> </table>	関係機関	<del>いざみアピール課</del> 、公民協働推進室、産業振興室
関係機関	公民協働推進室、消防本部				
関係機関	<del>いざみアピール課</del> 、公民協働推進室、産業振興室				
<p>略</p> <p>第1 地区防災計画の策定等</p> <p>人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者 (要配慮者利用施設</p>	<p>略</p> <p>第1 地区防災計画の策定等</p> <p>人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者 (要配慮者利用施設</p>				



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>等の施設管理者を含む。) (以下、「地区居住者等」という。) は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。</p>	<p>等の施設管理者を含む。) (以下、「地区居住者等」という。) は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。</p>				
<p>市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。</p>	<p>市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。</p>				
<p><u>また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。</u></p>	<p>なお、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を<u>することを</u>提案することができる。</p>				
<p>なお、地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。</p>					
<p>第 2 自主防災組織の育成</p>	<p>第 2 自主防災組織の育成</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>2 育成方法</p>	<p>2 育成方法</p>				
<p>災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。</p>	<p>災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。</p>				
<p>このため、市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。</p>	<p>このため、市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。</p>				
<p>(1) 自主防災組織の必要性の啓発 (2) 地域住民組織に対する情報提供 (研修会等の実施) <u>(3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施</u> <u>(4) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援</u> <u>(5) 初期消火防災訓練、応急手当訓練の実施</u></p>	<p>(1) 自主防災組織の必要性の啓発 (2) 地域住民組織に対する情報提供 (研修会等の実施) <del>(3) 防災リーダーの育成 (養成講習会等の開催)</del> (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施 (4) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援 (5) 初期消火防災訓練、応急手当訓練の実施</p>				
<p>第 3 節 ボランティアの活動環境の整備</p>	<p>第 3 節 ボランティアの活動環境の整備…P70</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="134 1472 260 1546">関係機関</td> <td data-bbox="266 1472 1075 1546">公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1106 1472 1232 1546">関係機関</td> <td data-bbox="1239 1472 2047 1546">公民協働推進室、福祉総務課、<del>市</del>社会福祉協議会</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、 <del>市</del> 社会福祉協議会
関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会				
関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、 <del>市</del> 社会福祉協議会				
<p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。</p>	<p>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。</p>				
<p>さらに、市は、府及び社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、NPO等</u>と連携して、<u>社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」</u>等を活用し、<u>相互に協力するとともに、中間支援組織 (ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織) を含めた連携体制の構築に努め</u>、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p>	<p>さらに、市は、府及び<del>市</del>社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と連携して、<u>府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」</u>等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p>				
<p>第 1 受入れ窓口の整備</p>	<p>第 1 受入窓口の整備</p>				
<p>市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。</p>	<p>市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である<del>市</del>社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。</p>				
<p>第 2 事前登録</p>	<p>第 2 事前登録</p>				
<p>市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、「災害時におけるボランティア活動<u>事前</u>登録カード」を利用して、事前登録を行う。</p>	<p>市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、<del>府の</del>「災害時におけるボランティア活動登録カード」を利用して、事前登録を行う。</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>第 4 ボランティア活動の普及・啓発</p>	<p>第 4 ボランティア活動の普及・啓発</p>				
<p>市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。</p>	<p>市は、府及び<del>市</del>社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。</p>				
<p>第 5 NPOとの連携</p>	<p>第 5 NPOとの連携</p>				
<p><u>市は、</u>日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。</p>	<p>日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。</p>				
<p><u>また、市と社会福祉協議会、NPO・ボランティア等で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う環境の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p>					

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
資料編 〇 2-19 災害時におけるボランティア活動 <u>事前</u> 登録カード (団体用、個人用)	資料編 〇 2-19 災害時におけるボランティア活動登録カード (団体用、個人用)
第 4 節 企業防災の促進	第 4 節 企業防災の促進…P71
関係機関 公民協働推進室、 <u>産業振興室</u>	関係機関 公民協働推進室、 <u>商工労働室</u>
事業者は、災害時に企業の果たす役割 (生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生) を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u>	事業者は、災害時に企業の果たす役割 (生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生) を十分に認識し、 <u>被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定し、運用するよう努める。</u>
また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。	また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント (BCM) の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。
1 事業者	特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
(1) 事業継続計画 (BCP) の策定・運用	さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定 (介護保険法等) や、災害に対応するための災害毎の規定 (水防法等) により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定し、運用するよう努める。	市は、こうした事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。
(2) 事業継続マネジメント (BCM) の実施	ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント (BCM) の取組みを通じて企業防災の推進に努める。	イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
ア 防災体制の整備	ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
イ 従業員の安否確認体制の整備	エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定 (介護保険法等) や、災害に対応するための災害毎の規定 (水防法等) により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備	2 市
エ 防災訓練	市は、こうした事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
オ 事業所の耐震化・耐浪化	第 3 章 災害予防対策の推進
カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保	第 1 節 都市防災機能の強化
キ 予想被害からの復旧計画の策定	関係機関 政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、 <u>産業振興室</u> 、 <u>都市政策室</u> 、 <u>建築・開発指導室</u> 、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>文化遺産活用課</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(関西支社)、 <u>KDDI(株)</u> 、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、日本放送協会、泉北環境整備施設組合
ク 各計画の点検・見直し	略
ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応	第 1 防災空間の整備
コ 取引先とのサプライチェーンの確保	略
(3) その他	略
ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。	略
イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。	略
ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。	略
エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定 (介護保険法等) や、災害に対応するための災害毎の規定 (水防法等) により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。	略
2 市	略
市は、こうした事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。	略
第 3 章 災害予防対策の推進	第 1 節 都市防災機能の強化…P72
第 1 節 都市防災機能の強化	関係機関 政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、 <u>農林課</u> 、 <u>都市政策課</u> 、 <u>建築・開発指導室</u> 、 <u>建築住宅課</u> 、 <u>公園緑地課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、 <u>文化財振興課</u> 、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、日本放送協会、泉北環境整備施設組合
略	略
第 1 防災空間の整備	略
略	略

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>2 都市公園等の整備</p> <p>略</p> <p>(1) 広域避難場所となる都市公園の整備</p> <p>広域的な避難の用に供するおおむね面積 <u>10ha</u> 以上の都市公園 (面積 <u>10ha</u> 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積 <u>10ha</u> 以上となるものを含む。) の整備に努める。</p> <p>(2) 一時避難場所となる都市公園の整備</p> <p>近隣の住民が避難するおおむね面積 <u>1ha</u> 以上の都市公園の整備に努める。</p> <p>略</p> <p>5 農地の活用</p> <p>市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災<u>協力</u>農地登録制度を推進するなど、農地を活用したオープンスペースの確保を図る。</p> <p>略</p> <p>第5 ライフライン施設の災害予防対策</p> <p>ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。</p> <p>1 上水道</p> <p>災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。</p> <p>(1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>(2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。</p> <p>ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化</p> <p>イ <u>急性期医療機関等</u>、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化</p> <p>ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備</p> <p><u>(3)</u> 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。</p> <p><u>(4)</u> 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。</p> <p>2 下水道</p> <p>災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の保全に努める。</p> <p>(1) <u>下水道施設の新設</u>にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>(2) <u>下水道施設の点検・調査</u>にあたっては、<u>不具合の発生確率や被害規模 (影響度)</u>を考慮し<u>優先順位を定めよう</u>で進める。</p> <p>略</p> <p>3 電力 (関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>)</p> <p>略</p> <p>5 電気通信 (西日本電信電話株式会社、<u>株式会社NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>略</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。</p> <p>イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、<u>安全な設置場所を確保する。</u></p> <p>ウ <u>電気通信設備について、非常用電源を整備する。</u></p> <p>エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p> <p>略</p> <p>第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <p>災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p>略</p> <p>3 災害廃棄物等処理 (市、泉北環境整備施設組合)</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物 (<u>指定避難所のごみ</u>や仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。</p> <p>(2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリ</p>	<p>2 都市公園等の整備</p> <p>略</p> <p>(1) 広域避難場所となる都市公園の整備</p> <p>広域的な避難の用に供するおおむね面積 <u>10ヘクタール</u>以上の都市公園 (面積 <u>10ヘクタール</u>未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積 <u>10ヘクタール</u>以上となるものを含む。) の整備に努める。</p> <p>(2) 一時避難場所となる都市公園の整備</p> <p>近隣の住民が避難するおおむね面積 <u>1ヘクタール</u>以上の都市公園の整備に努める。</p> <p>略</p> <p>5 農地の活用</p> <p>市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災農地登録制度を推進するなど、農地を活用したオープンスペースの確保を図る。</p> <p>略</p> <p>第5 ライフライン施設の災害予防対策</p> <p>ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。</p> <p>1 上水道</p> <p>災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。</p> <p>(1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>(2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。</p> <p>ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化</p> <p>イ 医療機関、<u>社会福祉施設</u>その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化</p> <p>ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備</p> <p><del>(3) 浄水場・配水池容量の増強、管路の多重化 (連絡管等の整備)、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。</del></p> <p><u>(4)</u> 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。</p> <p><u>(5)</u> 施設の老朽度に応じ、更新、<del>予備施設の整備等</del>を計画的に推進する。</p> <p>2 下水道</p> <p>災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設<u>設備の強化と</u>保全に努める。</p> <p>(1) <u>施設設備の新設・増設</u>にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>(2) <u>補強・再整備</u>にあたっては、<u>緊急度等 (危険度、安全度、重要度)</u>を考慮して進める。</p> <p>略</p> <p>3 電力 (関西電力株式会社 )</p> <p>略</p> <p>5 電気通信 (西日本電信電話株式会社 <del>(大阪支店)</del>、<u>(株) NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>略</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。</p> <p>イ 主要な中継交換機を分散設置とする。</p> <p>ウ <u>主要な</u>電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p> <p>略</p> <p>第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <p>災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p>略</p> <p>3 災害廃棄物等処理 (市、泉北環境整備施設組合)</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物 (<u>避難所ごみ</u>や仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。</p> <p>(2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリ</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>グ体制を整備しておく。</p> <p>(3) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。</p> <p>(4) 災害廃棄物に関する情報等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p><u>(5) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>ング体制を整備しておく。</p> <p>(3) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。</p> <p>(4) 災害廃棄物に関する情報等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>				
第 2 節 地震災害予防対策の推進	第 2 節 地震災害予防対策の推進…P77				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="128 626 260 700">関係機関</td> <td data-bbox="266 626 1081 700">公民協働推進室、<u>産業振興室</u>、建築・開発指導室、<u>建築住宅室</u>、<u>都市整備室</u>、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1100 626 1232 700">関係機関</td> <td data-bbox="1236 626 2051 700">公民協働推進室、<u>道路河川室</u>、建築・開発指導室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u> 、建築・開発指導室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課
関係機関	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>建築住宅室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課				
関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u> 、建築・開発指導室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課				
<p>市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導に努めるなど、次の対策を推進する。</p>	<p>市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導に努めるなど、次の対策を推進する。</p>				
第 1 地震防災対策の推進	第 1 地震防災対策の推進				
<p>市は、府が作成した<u>新・地震防災アクションプラン</u>に基づき、必要となる地震防災対策を推進する。</p>	<p>市は、府が作成した<u>地震防災アクションプログラム</u>に基づき、必要となる地震防災対策を推進する。</p>				
第 2 建築物の耐震対策の促進	第 2 建築物の耐震対策の促進				
<p>市は、「<u>和泉市耐震改修促進計画</u>」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。</p>	<p>市は、「<u>既存建築物耐震改修促進実施計画</u>」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。</p>				
1 建築物の耐震化の推進	1 建築物の耐震化の推進				
<p>市は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。</p>	<p>市は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。</p>				
(1) 公共建築物の耐震化	(1) 公共建築物の耐震化				
<p>ア 公共建築物について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、<u>各々が定める計画に基づき</u>耐震改修の計画的な実施に努める。</p>	<p>ア 公共建築物について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。</p>				
<p>イ 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修の実施に努める。</p>	<p>イ 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修の実施に努める。</p>				
<p>ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。</p>	<p>ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。</p>				
<p>エ <u>ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策を図る。</u></p>	<p>エ <u>非構造部材の天井脱落防止等の落下物対策等を図る。</u></p>				
<p>オ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</p>	<p>オ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</p>				
(2) 民間建築物の耐震化	(2) 民間建築物の耐震化				
<p>ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。また、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、町会・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。さらに、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に<u>耐震診断、設計、改修及び除却</u>補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p>	<p>ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。また、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、町会・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。さらに、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に<u>耐震診断・設計・改修</u>補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。</p>				
<p>イ 病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が<u>義務付けられた大規模建築物</u>の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、<u>耐震化を促進する。</u>また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。</p>	<p>イ 病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が<u>義務付けられている建築物</u>の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、<u>耐震化の促進を図る。</u>また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。</p>				
<p>ウ ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。</p>	<p>ウ ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。</p>				
<p>エ 市は、施設管理者に対し、非構造部材の脱落防止等の落下物対策等の促進を図る。</p>	<p>エ 市は、施設管理者に対し、非構造部材の脱落防止等の落下物対策等の促進を図る。</p>				
略	略				
第 4 土木構造物の耐震対策等の推進	第 4 土木構造物の耐震対策等の推進				
<p>土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。</p>	<p>土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。</p>				
略	略				
5 農業用施設	5 農業用施設				
(1) 耐震性調査・診断	(1) 耐震性調査・診断				
<p>市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。</p>	<p>市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。</p>				
(2) 耐震対策・ <u>統廃合</u>	(2) 耐震対策				

- 28 -

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)						
<p><u>想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画 (平成19年1月)」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。</u></p> <p>略</p> <p>第 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法 (平成 7 年法律第 111 号) に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っている。</p> <p>市は、この地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。計画対象事業は、次のとおりである。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="134 661 1056 736"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 2 - 2 1</td> <td><u>和泉市</u>既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱</td> </tr> </table>	資料編	○ 2 - 2 1	<u>和泉市</u> 既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱	<p><u>「土地改良施設耐震対策計画 (平成19年1月)」に基づき耐震対策を実施する。</u></p> <p>略</p> <p>第 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法 (平成 7 年法律第 111 号) に基づき、<del>平成 23 年度を初年度とする第四次</del>地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っている。</p> <p>市は、この<del>第四次</del>地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。計画対象事業は、次のとおりである。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1108 661 2030 736"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 2 - 2 1</td> <td>既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱</td> </tr> </table>	資料編	○ 2 - 2 1	既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱
資料編	○ 2 - 2 1	<u>和泉市</u> 既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱					
資料編	○ 2 - 2 1	既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱					
<p>第 3 節 津波災害予防対策の推進</p> <table border="1" data-bbox="134 825 1056 869"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>都市整備室</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 津波から「逃げる」ための総合的な対策</p> <p>略</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 津波に対する基本的事項</p> <p>ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所 (垂直移動) や標高の高い地域 (水平移動) に避難すること</p> <p>イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること</p> <p>ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること</p> <p>エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること</p> <p>オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと</p> <p>カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること</p> <p>キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること</p> <p>ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、<u>地震</u>直後に発表される津波警報や<u>津波到達予想時刻等</u>の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>略</p> <p>4 避難関連施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の整備</p> <p>市は、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の<u>受入れ</u>部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>略</p>	関係機関	公民協働推進室、 <u>都市整備室</u>	<p>第 3 節 津波災害予防対策の推進…P80</p> <table border="1" data-bbox="1108 825 2030 869"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>道路河川室</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 津波から「逃げる」ための総合的な対策</p> <p>略</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 津波に対する基本的事項</p> <p>ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所 (垂直移動) や標高の高い地域 (水平移動) に避難すること</p> <p>イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること</p> <p>ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること</p> <p>エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること</p> <p>オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと</p> <p>カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること</p> <p>キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること</p> <p>ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること</p> <p>略</p> <p>4 避難関連施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の整備</p> <p>市は、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受<del>入</del>入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>略</p>	関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u>		
関係機関	公民協働推進室、 <u>都市整備室</u>						
関係機関	公民協働推進室、 <u>道路河川室</u>						
<p>第 4 節 水害予防対策の推進</p> <table border="1" data-bbox="134 2309 1056 2353"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>産業振興室</u>、<u>都市整備室</u>、土木維持管理室、下水道整備課</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 水害減災対策</p> <p>略</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>大阪管区气象台</u>と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することとしている。</p> <p>市には、大津川・槇尾川、牛滝川の洪水予報が通知される。</p>	関係機関	<u>産業振興室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課	<p>第 4 節 水害予防対策の推進…P83</p> <table border="1" data-bbox="1108 2309 2030 2353"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>農林課</u>、<u>道路河川室</u>、土木維持管理室、下水道整備課</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 水害減災対策</p> <p>略</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>气象台</u>と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知することとしている。</p> <p>市には、大津川・槇尾川、牛滝川の洪水予報が通知される。</p>	関係機関	<u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課		
関係機関	<u>産業振興室</u> 、 <u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課						
関係機関	<u>農林課</u> 、 <u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、下水道整備課						

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)							(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)								
発表単位	河川名		延長 (km)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	基準点	発表単位	河川名		延長 (km)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	基準点
大津川・ 横尾川	大津川	牛滝川、横尾川合流点から海	2.6	1.75	1.90	2.20	川中橋	大津川・ 横尾川	大津川	牛滝川、横尾川合流点から海	2.6	1.75	2.20	2.30	川中橋
	横尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1						横尾川	父鬼川合流点から大津川合流点	15.1				
牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	1.25	2.20	2.30	山直橋	牛滝川	牛滝川	岸和田市稲葉町地先稲葉橋下流端から大津川合流点	7.3	1.25	2.40	2.50	山直橋
略							略								
河川名	区域	延長 (km)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	対象量水標		河川名	区域	延長 (km)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	対象量水標	
横尾川	左岸	和泉市三林町地先(川中橋下流端)から大津川合流点まで	1.75	1.90	2.20	上流域	川中橋	横尾川	和泉市三林町地先(川中橋下流端)から大津川合流点まで	8.8	1.75	2.20	2.30	上流域	川中橋
	右岸	同上				2.50	3.00		3.45		下流域	桑原大橋	2.50	二	二
略							略								
<b>2 洪水リスクの開示</b>							<b>(新設)</b>								
市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。							市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民にわかりやすく周知させるため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。								
<b>3 洪水リスクの周知及び利用</b>							<b>2 洪水リスクの周知及び利用</b>								
市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民にわかりやすく周知させるため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。							市は、府より公表されている河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深等について、その洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。								
なお、市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。							<b>3 防災訓練の実施・指導</b>								
<b>4 防災訓練の実施・指導</b>							市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用する。								
<b>5 水防と河川管理等の連携</b>							<b>(新設)</b>								
(1) 市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。							市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用する。								
(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。															
<b>第3 下水道の整備</b>							<b>第3 下水道の整備</b>								
市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による浸水対策に努める。							市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。								
また、内水氾濫の対策として、内水ハザードマップの公表を行い、居住する地域の災害リスクや、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。															
略							略								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
資料編 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-2-2 河川改修の現況</li> <li>○ 2-2-3 浸水想定区域内 <u>(土砂災害警戒区域等含む) の要配慮者施設一覧</u></li> <li>○ 2-2-4 一般防災関係重要水防区域</li> <li>○ 2-2-5 ため池の現況</li> </ul>	資料編 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-2-2 河川改修の現況</li> <li>○ 2-2-3 浸水想定区域内 <u>の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧</u></li> <li>○ 2-2-4 一般防災関係重要水防区域</li> <li>○ 2-2-5 ため池の現況</li> </ul>				
略	略				
第 5 節 土砂災害予防対策の推進	第 5 節 土砂災害予防対策の推進…P86				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>産業振興室</u>、建築・開発指導室、<u>都市整備室</u>、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>都市整備室</u> 、消防本部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">関係機関</td> <td>公民協働推進室、<u>農林課</u>、建築・開発指導室、<u>道路河川室</u>、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	公民協働推進室、 <u>農林課</u> 、建築・開発指導室、 <u>道路河川室</u> 、消防本部
関係機関	公民協働推進室、 <u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、 <u>都市整備室</u> 、消防本部				
関係機関	公民協働推進室、 <u>農林課</u> 、建築・開発指導室、 <u>道路河川室</u> 、消防本部				
略	略				
1 警戒避難体制等	1 警戒避難体制等				
略	略				
4 <u>土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知</u>	<u>(新設)</u>				
<u>市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u>					
第 2 土石流危険渓流等対策	第 2 土石流危険渓流等対策				
略	略				
2 土石流危険渓流の把握	2 土石流危険渓流の把握				
<u>(1) 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」(砂防法第2条)を指定する。</u>	<u>(新設)</u>				
<u>(2) 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u>	<u>(新設)</u>				
<u>(3) 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。</u>	<u>(1) 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。</u>				
<u>(4) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。</u>	<u>(2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。</u>				
略	略				
第 6 宅地防災対策	第 6 宅地防災対策				
市は、人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の規定により、宅地造成工事規制区域を指定し、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。	市は、人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の規定により、宅地造成工事規制区域を指定し、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。				
本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha ( <u>令和2</u> 年4月1日現在)である。	本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha ( <u>平成 26 年</u> 4月1日現在)である。				
また、府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、 <u>府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。</u> 滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。	また、府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表 <u>するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</u> <del>市は、府が実施する造成宅地防災区域指定等に協力する。</del>				
略	略				
第 6 節 危険物等災害予防対策の推進	第 6 節 危険物等災害予防対策の推進…P89				
略	略				
第 2 危険物災害予防対策	第 2 危険物災害予防対策				
略	略				
3 自主保安体制の確立	3 自主保安体制の確立				
(1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。	(1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。				
(2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。	(2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。				
<u>(3) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>				
略	略				
第 7 節 火災予防対策の推進	第 7 節 火災予防対策の推進…P92				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">関係機関</td> <td><u>産業振興室</u>、建築・開発指導室、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	<u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、消防本部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">関係機関</td> <td><u>商工労働室</u>、建築・開発指導室、消防本部</td> </tr> </table>	関係機関	<u>商工労働室</u> 、建築・開発指導室、消防本部
関係機関	<u>産業振興室</u> 、建築・開発指導室、消防本部				
関係機関	<u>商工労働室</u> 、建築・開発指導室、消防本部				
略	略				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>第 3 編 災害応急対策</p>	<p>第 3 編 災害応急対策</p>
<p>第 1 章 活動体制の確立 第 1 節 組織動員</p>	<p>第 1 章 活動体制の確立 第 1 節 組織動員…P95</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 2 市の組織体制</p>	<p>第 2 市の組織体制</p>
<p>1 事前活動</p>	<p>1 事前活動</p>
<p><u>危機管理監</u>は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議の上、情報活動など必要な事前活動を行う。</p>	<p><u>市長公室長</u>は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議の上、情報活動など必要な事前活動を行う。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) 設置場所</p>	<p>(3) 設置場所</p>
<p>災害警戒本部は、市庁舎内に設置する。</p>	<p>災害警戒本部は、市庁舎内に設置する。</p>
<p>なお、原則は<u>本館 3 階会議室【災害対策本部】</u>とするが、状況により変更する。</p>	<p>なお、原則は<u>3 号館 3 階委員会室</u>とするが、状況により変更する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 3 市の動員配備体制</p>	<p>第 3 市の動員配備体制</p>
<p>1 職員の配備基準配備体制</p>	<p>1 職員の配備基準配備体制</p>
<p>(1) 事前配備</p>	<p>(1) 事前配備</p>
<p><u>危機管理監</u>は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。</p>	<p><u>市長公室長</u>は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) 設置場所</p>	<p>(3) 設置場所</p>
<p>災害対策本部は、市庁舎内に設置する。</p>	<p>災害対策本部は、市庁舎内に設置する。</p>
<p>なお、原則は次の順位で設置場所を検討するが、状況により変更する。</p>	<p>なお、原則は次の順位で設置場所を検討するが、状況により変更する。</p>
<p>第 1 順位…<u>本館 3 階会議室【災害対策本部】</u></p>	<p>第 1 順位…<u>3 号館 3 階委員会室</u></p>
<p>第 2 順位…<u>別館 3 階会議室 (予定)</u></p>	<p>第 2 順位…<u>3 号館 1 階会議室</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第 3 順位…1 号館 3 階会議室</u></p>
<p>ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡する。</p>	<p>ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 2 節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>第 2 節 自衛隊の災害派遣…P100</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 4 災害派遣要請手続</p>	<p>第 4 災害派遣要請手続</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。</p>	<p>2 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。</p>
<p>(1) 災害の<u>状況</u>及び派遣を要請する事由</p>	<p>(1) 災害の<u>情況</u>及び派遣を要請する事由</p>
<p>(2) 派遣を希望する期間</p>	<p>(2) 派遣を希望する期間</p>
<p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p>	<p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p>
<p>(4) その他参考となるべき事項</p>	<p>(4) その他参考となるべき事項</p>
<pre> graph TD     A[大阪府知事 (危機管理室) TEL 06-6944-6294 4871 大阪府防災行政無線 200-8920] -- 要請 --&gt; B[陸上自衛隊第3師団司令部第3部防衛班 TEL 0727-81-0021 内線333、夜間302 大阪府防災行政無線 823-8900]     B -- 命令 --&gt; C[第37普通科連隊 第3科事務室 TEL 0725-41-0090 内線236、夜間302 大阪府防災行政無線 825-8900]     D[市長] -- 通知 --&gt; C     D -- 要請要求 --&gt; A   </pre>	<pre> graph TD     A[大阪府知事 (危機管理室) TEL 06-6944-6294 4871 大阪府防災行政無線 200-8920] -- 要請 --&gt; B[陸上自衛隊第3師団司令部第3部防衛班 TEL 0727-81-0021 内線333、夜間302 大阪府防災行政無線 8-272]     B -- 命令 --&gt; C[第37普通科連隊 第3科 TEL 0725-41-0090 内線236、夜間302 大阪府防災行政無線 825-0]     D[市長] -- 通知 --&gt; C     D -- 要請要求 --&gt; A   </pre>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 5 自衛隊の自発的出動基準</p>	<p>第 5 自衛隊の自発的出動基準</p>
<p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する<u>ことができる</u>。</p>	<p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。</p>
<p>この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p>	<p>この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p>



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																	
<p>略</p> <p>第 6 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。</p> <p>略</p> <p>第 7 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。</p> <p><u>なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第 6 派遣部隊の受入体制</p> <p>自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。</p> <p>略</p> <p>第 7 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。<u>なお、市長は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。</u></p> <p>略</p>																	
<p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <table border="1" data-bbox="134 928 1054 1478"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関</td> <td rowspan="4">公民協働推進室 消防本部</td> </tr> <tr> <td>2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)</td> </tr> <tr> <td>3 受入れ体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等</td> </tr> <tr> <td>4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関	公民協働推進室 消防本部	2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)	3 受入れ体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等	4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部	<p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援…P103</p> <table border="1" data-bbox="1106 928 2026 1478"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関</td> <td><del>いざみアビール課</del> 公民協働推進室</td> </tr> <tr> <td>2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>3 受入体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、<del>南部リージョンセンター</del>、生涯学習サポート館、消防本部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関	<del>いざみアビール課</del> 公民協働推進室	2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)	消防本部	3 受入体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等		4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、 <del>南部リージョンセンター</del> 、生涯学習サポート館、消防本部	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																	
1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関	公民協働推進室 消防本部																	
2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)																		
3 受入れ体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等																		
4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部																		
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																	
1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関	<del>いざみアビール課</del> 公民協働推進室																	
2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局 (市長公室)	消防本部																	
3 受入体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等																		
4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、 <del>南部リージョンセンター</del> 、生涯学習サポート館、消防本部																		
<p>第 1 計画の方針</p> <p>災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や<u>和泉市災害時受援計画及び</u>相互応援協定等に基づき、府、近隣・遠隔地市町村等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。</p> <p>略</p> <p>第 6 応援受入れ体制の確保</p> <p>略</p> <p>2 受入れ体制の確立</p> <p>市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を確立する。</p> <p>また、特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</p> <p>略</p> <p>(4) 応援部隊の活動拠点</p> <p>市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部等の中から災害の状況に応じて設定する。</p> <p>略</p> <p><u>第 8 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援</u></p> <p><u>総務省は、府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム (災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。</u></p> <p><u>第 9 関係機関の連絡調整</u></p> <p><u>内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省</u></p>	<p>第 1 計画の方針</p> <p>災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定等に基づき、府、近隣・遠隔地市町村等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。</p> <p>略</p> <p>第 6 応援受入体制の確保</p> <p>略</p> <p>2 受入体制の確立</p> <p>市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立する。</p> <p>また、特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</p> <p>略</p> <p>(4) 応援部隊の活動拠点</p> <p>市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、<del>南部リージョンセンター</del>、生涯学習サポート館、消防本部等の中から災害の状況に応じて設定する。</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>																	

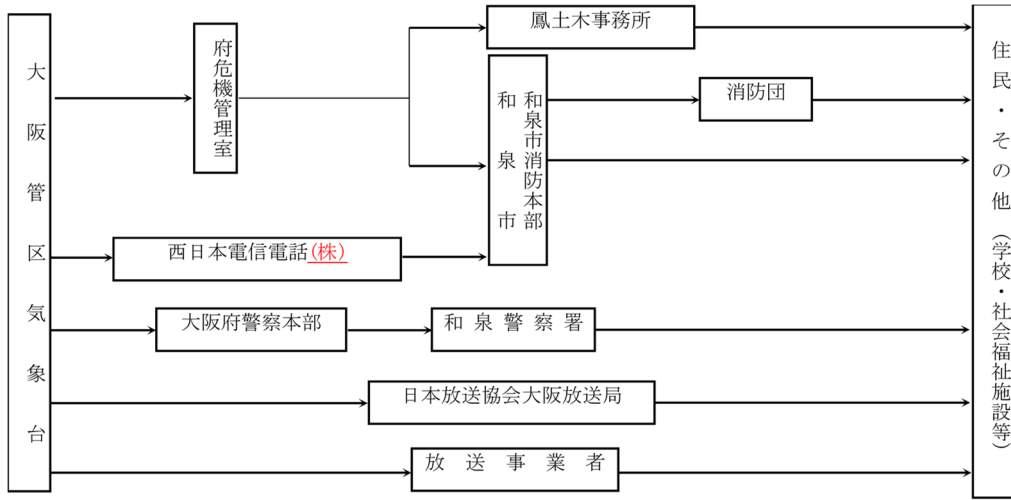
(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																																																																																																									
<p>庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</p> <p>略</p> <p>第 4 節 災害緊急事態</p> <table border="1"> <tr> <td>関係機関</td> <td>各課・室共通</td> </tr> </table> <p>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</p> <p>略</p> <p>第 2 章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第 1 節 警戒期の情報伝達</p> <p>略</p> <p>第 1 計画の方針</p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p><u>また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。</u></p> <p>第 2 気象予警報</p> <p>略</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。<u>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u></p> <p>注意報、警報の種類及び基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに発表される。</p>		関係機関	各課・室共通	<p>略</p> <p>第 4 節 災害緊急事態</p> <p>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</p> <p>略</p> <p>第 2 章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第 1 節 警戒期の情報伝達…P107</p> <p>略</p> <p>第 1 計画の方針</p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p>第 2 気象予警報</p> <p>略</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法<u>(昭和 27 年法律第 165 号)</u>に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>注意報、警報の種類及び基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに発表される。</p>																																																																																																																							
関係機関	各課・室共通																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発</th> <th>表</th> <th>基</th> <th>準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td colspan="4">雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上、<u>海上で 15m/s 以上になると予想される場合 (関空島 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。</u></td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td colspan="4">強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td colspan="4">大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>11</u> ○土壌雨量指数基準 <u>99</u></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td colspan="4">大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12</u>時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で <u>10</u>cm 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">なだれ注意報</td> <td>なだれ注意報</td> <td colspan="4">なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、<u>大阪管区気象台</u>における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td colspan="4">着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td colspan="4">4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td colspan="4">低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> <td colspan="4">大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報</td> <td>浸水注意報</td> <td colspan="4">浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>		種	類	発	表	基	準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上、 <u>海上で 15m/s 以上になると予想される場合 (関空島 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。</u>				強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。				大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>11</u> ○土壌雨量指数基準 <u>99</u>				大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12</u> 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で <u>10</u> cm 以上になると予想される場合。				なだれ注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、 <u>大阪管区気象台</u> における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。				着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。				霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。				低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。				地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。				浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発</th> <th>表</th> <th>基</th> <th>準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td colspan="4">雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上<u>になると予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td colspan="4">強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td colspan="4">大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>9</u> ○土壌雨量指数基準 <u>91</u></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td colspan="4">大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>24</u>時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で <u>20</u>cm 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">なだれ注意報</td> <td>なだれ注意報</td> <td colspan="4">なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、<u>気象台</u>における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td colspan="4">着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td colspan="4">4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td colspan="4">低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> <td colspan="4">大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報☆</td> <td>浸水注意報</td> <td colspan="4">浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。</td> </tr> </tbody> </table>		種	類	発	表	基	準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上 <u>になると予想される場合。</u>				強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。				大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>9</u> ○土壌雨量指数基準 <u>91</u>				大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>24</u> 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で <u>20</u> cm 以上になると予想される場合。				なだれ注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、 <u>気象台</u> における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。				着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。				霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。				低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。				地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。				浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
種	類	発	表	基	準																																																																																																																						
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上、 <u>海上で 15m/s 以上になると予想される場合 (関空島 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。</u>																																																																																																																									
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。																																																																																																																									
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>11</u> ○土壌雨量指数基準 <u>99</u>																																																																																																																									
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12</u> 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で <u>10</u> cm 以上になると予想される場合。																																																																																																																									
なだれ注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、 <u>大阪管区気象台</u> における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。																																																																																																																									
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。																																																																																																																									
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。																																																																																																																									
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。																																																																																																																									
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																																																																																									
浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合																																																																																																																									
種	類	発	表	基	準																																																																																																																						
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上 <u>になると予想される場合。</u>																																																																																																																									
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。																																																																																																																									
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 <u>9</u> ○土壌雨量指数基準 <u>91</u>																																																																																																																									
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>24</u> 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で <u>20</u> cm 以上になると予想される場合。																																																																																																																									
なだれ注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、 <u>気象台</u> における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。																																																																																																																									
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。																																																																																																																									
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。																																																																																																																									
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。																																																																																																																									
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																																																																																									
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。																																																																																																																									

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
☆		である。			
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=8.4 ○複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値 松尾川流域=(5、4.5)、槇尾川流域=(8、9.9) ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=10.8 ○複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値 松尾川流域=(5、6.6)、槇尾川流域=(5、12.4) ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]
略			略		
(2) 警報			(2) 警報		
気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに発表される。			気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに発表される。		
種	類	発表基準	種	類	発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合(関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。)	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 22 ○土壌雨量指数基準 127		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 18 ○土壌雨量指数基準 120
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。	気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=10.6 ○複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値 松尾川流域=(8、14) ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=13.5 (新設) ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]
略			略		
(3) 特別警報			(3) 特別警報		
気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村ごとに発表される。			気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村ごとに発表される。		
現象の種類	発表基準		現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。	
略			略		
(4) 気象情報			(4) 気象情報		
気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。			気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。		
略			略		
2 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報			2 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報		
標題(種類)	発表基準		標題(種類)	発表基準	
氾濫注意情報(洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき		はん濫注意情報(洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	
氾濫警戒情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき		はん濫警戒情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	
氾濫危険情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき		はん濫危険情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき	
氾濫発生情報(洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき		はん濫発生情報(洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき	
略			略		

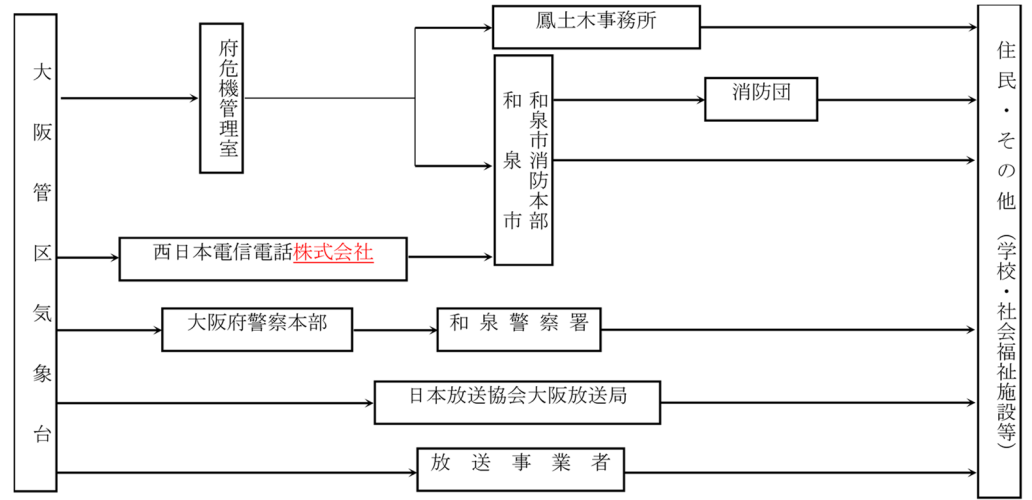
(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)

(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)

(5) 気象予警報・特別警報等の関係機関への伝達経路



(5) 気象予警報・特別警報等の関係機関への伝達経路



略

4 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するもので、市長が知事からの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は次のとおりとする。

(1) 大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

第3 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

情報の種類	解説
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表し、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報も発表する</li> <li>・市長が避難指示等を発令する際の判断</li> <li>・市民の自主避難の目安</li> </ul>

略

第4 地震関連情報

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報には、以下のものがある。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

略

4 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するもので、市長が知事からの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は次のとおりとする。

~~(1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪が予想される場合は通報しないこともある。~~

第3 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達することになっている。  
市は、これら土砂災害警戒情報等に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

情報の種類	解説
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壌雨量指数が基準を超過した時に発表</li> <li>・市長が避難勧告等を発令する際の判断</li> <li>・市民の自主避難の目安</li> </ul>

略

第4 地震関連情報

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報には、以下のものがある。

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約100に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
各地の震度に関する情報 (注1)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報 (地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表 (地震発生から約 20 ～ 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

注 1 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合、震度 4 以上が予想される地域 (緊急地震速報で用いる区域 (下表参照)) に対して緊急地震速報 (警報) を発表する。また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報 (予報) を発表する。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

第 5 大雨警報・洪水警報の危険度分布等  
警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫): 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害

2 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合、震度 4 以上が予想される地域 (緊急地震速報で用いる区域 (下表参照)) に対して緊急地震速報 (警報) を発表する ~~ことになっている。~~  
なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置づけられる。

(新設)

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)	
	<u>リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>		
大雨警報 (浸水害) の危険度分布	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>		
洪水警報の危険度分布	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> <u>・「非常に危険」 (うす紫) : 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」 (赤) : 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」 (黄) : 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>		
流域雨量指数の予測値	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u>		
<b>第 6 住民への周知</b>	市は、市防災行政無線、メール、 <u>SNS</u> 、広報車などを利用し、又は状況に応じて消防団及び町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。 <u>特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</u> 周知にあたっては、防災メールを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。 <u>また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努め、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。</u> <u>なお、道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。</u>	<b>第 5 住民への周知</b>	市は、市防災行政無線、メール、広報車などを利用し、又は状況に応じて消防団及び町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、防災メールを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。
<b>第 2 節 警戒活動</b>		<b>第 2 節 警戒活動…P113</b>	
略		略	
<b>第 4 水防活動</b>		<b>第 4 水防活動</b>	
市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。		市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。	
<b>1 水防の責任</b>		<b>1 水防の責任</b>	
(1) 水防管理者 (市長) の責任		(1) 水防管理者 (市長) の責任	
水防管理者 (市長) は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知する。		水防管理者 (市長) は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知する。	
<u>(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。</u>		<u>(新設)</u>	

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)					(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																																				
<p><u>ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等</u></p> <p><u>イ 堤防からの溢水状況</u></p> <p><u>ウ 樋門の水漏れ</u></p> <p><u>エ 橋梁等構造物の異常</u></p> <p><u>オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等</u></p> <p><u>(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。</u></p> <p><u>(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。</u></p> <p><u>(5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</u></p> <p><u>(6) ため池管理者の責任</u></p> <p>ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>略</p> <p>第 5 土砂災害警戒活動</p> <p>市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。</p> <p>略</p> <p>4 警戒活動の内容</p> <p>(1) 第 1 次警戒体制</p> <p>ア 市は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。</p> <p>イ 市は、消防団等の活動を要請する。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。</p> <p>エ 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。</p> <p>(2) 第 2 次警戒体制</p> <p>ア 市は、適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。</p> <p>5 斜面判定制度の活用</p> <p><u>府及び市</u>は、必要に応じて、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</p> <p>略</p> <p>第 7 津波警戒活動</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報等の確認</p> <p>市は海岸に面していないものの、一部地域が浸水想定区域に含まれることや沿岸市町との連携協力が必要となることから、強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波に関する次の情報をテレビ、ラジオ等により把握する。</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合</td> <td>10m 超 (10m &lt; 予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"><u>木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u></td> </tr> <tr> <td>10m (5m &lt; 予想高さ ≤ 10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m &lt; 予想高さ ≤ 5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え、<u>3</u> メートル以下の場合</td> <td>3m (1m &lt; 予想高さ ≤ 3m)</td> <td>高い</td> <td><u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上、<u>1</u> メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td><u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海</u></td> </tr> </tbody> </table>					種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	<u>木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u>	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え、 <u>3</u> メートル以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u>	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上、 <u>1</u> メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海</u>	<p><u>(2) ため池管理者の責任</u></p> <p>ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>略</p> <p>第 5 土砂災害警戒活動</p> <p>市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。</p> <p>略</p> <p>4 警戒活動の内容</p> <p>(1) 第 1 次警戒体制</p> <p>ア 市は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。</p> <p>イ 市は、消防団等の活動を要請する。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。</p> <p>エ 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。</p> <p>(2) 第 2 次警戒体制</p> <p>ア 市は、適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難<del>勧告</del>指示を行う。</p> <p>5 斜面判定制度の活用</p> <p>市は、必要に応じて、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</p> <p>略</p> <p>第 7 津波警戒活動</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報等の確認</p> <p>市は海岸に面していないものの、一部地域が浸水想定区域に含まれることや沿岸市町との連携協力が必要となることから、強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波に関する次の情報をテレビ、ラジオ等により把握する。</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・注意報</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される波の高さ</th> <th rowspan="2">必要な行動例</th> </tr> <tr> <th>数値による発表 (カッコ内は予想値)</th> <th>巨大地震の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合</td> <td>10m 超 (10m &lt; 予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m &lt; 予想高さ ≤ 10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m &lt; 予想高さ ≤ 5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え 3 メートル以下の場合</td> <td>3m (1m &lt; 予想高さ ≤ 3m)</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上 1 メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>					種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例	数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え 3 メートル以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上 1 メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に近付いたりしない。
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																					
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	<u>木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u>																																																					
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)																																																							
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)																																																							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え、 <u>3</u> メートル以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</u>																																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上、 <u>1</u> メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海</u>																																																					
種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例																																																					
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合																																																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 メートルを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																					
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)																																																							
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)																																																							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 メートルを超え 3 メートル以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い																																																						
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 メートル以上 1 メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に近付いたりしない。																																																					

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)

				岸から離れてください。
--	--	--	--	-------------

略

イ 津波予報

	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波情報・注意報の種類別の表に記載)を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(注1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報(注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

略

2 避難対策の検討

市は、大阪府沿岸に大津波警報が発表されたとき、又は強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、葛の葉町三丁目の一部区域に対して、避難指示の発令を検討するとともに、沿岸市町との連絡体制を確保し、津波避難者受入れ体制の整備を検討する。

第3節 発災直後の情報収集伝達

略

第2 実施責任者

略

報告項目	報告主管部	報告先(大阪府)	報告項目	報告主管部	報告先(大阪府)
人的・住家被害関係	本部事務局	危機管理室	道路・橋梁関係	都市デザイン部	都市整備部
危険物等施設関係	消防本部	危機管理室	河川関係	都市デザイン部	都市整備部
社会福祉施設関係	福祉部	福祉部	砂防・崖くずれ関係	都市デザイン部	都市整備部
医療関係	子育て健康部	健康医療部	下水道関係	上下水道部	都市整備部
ごみ処理施設等関係	環境産業部	環境農林水産部	公園関係	都市デザイン部	都市整備部
水道関係	上下水道部	健康医療部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	都市デザイン部	住宅まちづくり部
農地・ため池関係	環境産業部	環境農林水産部	教育・文化財関係	教育・こども生涯学習部	府教育委員会
山地災害関係	環境産業部	環境農林水産部			

(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成30年12月)

--	--	--	--	--

略

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報(注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報(注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

略

2 避難対策の検討

市は、大阪府沿岸に大津波警報が発表されたとき、又は強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、葛の葉町三丁目の一部区域に対して、避難勧告又は避難指示の発令を検討するとともに、沿岸市町との連絡体制を確保し、津波避難者受入れ体制の整備を検討する。

第3節 発災直後の情報収集伝達…P119

略

第2 実施責任者

略

報告項目	報告主管部	報告先(大阪府)	報告項目	報告主管部	報告先(大阪府)
人的・住家被害関係	本部事務局	政策企画部	道路・橋梁関係	都市デザイン部	都市整備部
危険物等施設関係	消防本部	政策企画部	河川関係	都市デザイン部	都市整備部
社会福祉施設関係	生きがい健康部	健康医療部	砂防・崖くずれ関係	都市デザイン部	都市整備部
医療関係	生きがい健康部	健康医療部	下水道関係	上下水道部	都市整備部
ごみ処理施設等関係	環境産業部	環境農林水産部	公園関係	都市デザイン部	都市整備部
水道関係	上下水道部	健康医療部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	都市デザイン部	住宅まちづくり部
農地・ため池関係	環境産業部	環境農林水産部	教育・文化財関係	生涯学習部	府教育委員会
山地災害関係	環境産業部	環境農林水産部			



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																				
<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>1-3 防災関係機関連絡先一覧</u></li> <li>○ <u>3-8 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式</u></li> <li>○ <u>3-9 被害状況調査報告基準</u></li> <li>○ 3-10 非常通信経路</li> </ul>	<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>3-8 指定避難場所一覧災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式</u></li> <li>○ <u>3-9 被害状況調査報告基準</u></li> <li>○ <u>1-3 防災関係機関連絡先一覧</u></li> <li>○ 3-10 非常通信経路</li> </ul>																																				
略	略																																				
第 4 節 災害広報	第 4 節 災害広報…P122																																				
略	略																																				
第 1 計画の方針	第 1 計画の方針																																				
<p>災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、<u>住民をはじめ出勤者及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう</u>に迅速かつ的確な広報・広聴活動を<u>様々な手段を用いた実施に努める。</u></p>	<p>災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、<u>被災者をはじめ住民に対し迅速かつ的確な広報・広聴活動を実施する。</u></p>																																				
略	略																																				
第 3 広報活動	第 3 広報活動																																				
1 広報の内容	1 広報の内容																																				
(1) 住民に対する広報	(1) 住民に対する広報																																				
ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等	ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等																																				
イ 広報車による広報	イ 広報車による広報																																				
ウ 市防災行政無線による広報	ウ 市防災行政無線による広報																																				
エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布	エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布																																				
オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報	オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報																																				
カ 防災情報メール・ <u>SNS等</u>	カ 防災情報メール																																				
キ インターネットの活用	キ インターネットの活用																																				
ク ケーブルテレビ等への情報提供	ク ケーブルテレビ等への情報提供																																				
ケ 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等に配慮したきめ細かな広報	ケ 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等に配慮したきめ細かな広報																																				
コ 町会・自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達	コ 町会・自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達																																				
略	略																																				
第 3 章 消火、救助、救急、医療救護	第 3 章 消火、救助、救急、医療救護																																				
第 1 節 消火・救助・救急活動	第 1 節 消火・救助・救急活動…P122																																				
略	略																																				
第 7 現地調整所の設置	第 7 現地調整所の設置																																				
<p>市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に<u>合同調整所</u>を設置する。</p>	<p>市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に<u>現地調整所</u>を設置する。</p>																																				
第 2 節 医療救護活動	第 2 節 医療救護活動…P126																																				
<table border="1" data-bbox="134 2041 1054 2626"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 要救助者数の状況把握</td> <td>健康づくり推進室</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握</td> <td>和泉市立総合医療センター</td> </tr> <tr> <td>3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請</td> <td>医師会・歯科医師会・薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 重傷者の搬送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 医療機関の受入れ状況の把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 要救助者数の状況把握	健康づくり推進室	2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握	和泉市立総合医療センター	3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請	医師会・歯科医師会・薬剤師会	4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報		5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請		6 重傷者の搬送		(1) 医療機関の受入れ状況の把握		(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等		<table border="1" data-bbox="1106 2041 2018 2626"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 要救助者数の状況把握</td> <td>健康づくり推進室</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握</td> <td>和泉市立総合医療センター</td> </tr> <tr> <td>3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請</td> <td>医師会・歯科医師会・薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 重傷者の搬送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 医療機関の受入状況の把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 要救助者数の状況把握	健康づくり推進室	2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握	和泉市立総合医療センター	3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請	医師会・歯科医師会・薬剤師会	4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報		5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請		6 重傷者の搬送		(1) 医療機関の受入状況の把握		(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																				
1 要救助者数の状況把握	健康づくり推進室																																				
2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握	和泉市立総合医療センター																																				
3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請	医師会・歯科医師会・薬剤師会																																				
4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報																																					
5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請																																					
6 重傷者の搬送																																					
(1) 医療機関の受入れ状況の把握																																					
(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等																																					
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																				
1 要救助者数の状況把握	健康づくり推進室																																				
2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握	和泉市立総合医療センター																																				
3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請	医師会・歯科医師会・薬剤師会																																				
4 救護所の設置 (設置場所の決定) ⇒ 地域住民へ広報																																					
5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請																																					
6 重傷者の搬送																																					
(1) 医療機関の受入状況の把握																																					
(2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等																																					
第 1 計画の方針	第 1 計画の方針																																				
<p>災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合には、応急的な医療及び助産を施し、被災者を保護する。<u>また、災害医療コーディネーター (災害時小児周産期リエゾンなどを含む) に対して適宜助言及び支援を求める。</u></p>	<p>災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合には、応急的な医療及び助産を施し、被災者を保護する。</p>																																				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																
<p>略</p> <p>第 3 応急医療体制の確保</p> <p>略</p> <p>2 医療救護の実施</p> <p>医療救護は、和泉市立総合医療センターの医療救護班が行う。ただし、災害の規模、被害状況により和泉市立総合医療センターのみでは対処できない場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に協力要請を行う。</p> <p>また、和泉保健所内に<del>保健所保健医療調整本部</del>が設置された場合、<del>保健所保健医療調整本部</del>を通じて医療救護班の派遣要請を行う。</p> <p>なお、府等から派遣された医療救護班の受入れ及び配置調整及び医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請は健康づくり推進室が行う。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第 3 応急医療体制の確保</p> <p>略</p> <p>2 医療救護の実施</p> <p>医療救護は、和泉市立総合医療センターの医療救護班が行う。ただし、災害の規模、被害状況により和泉市立総合医療センターのみでは対処できない場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に協力要請を行う。</p> <p>また、和泉保健所内に<del>地域災害医療本部</del>が設置された場合、<del>地域災害医療本部</del>を通じて医療救護班の派遣要請を行う。</p> <p>なお、府等から派遣された医療救護班の受入れ及び配置調整及び医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請は健康づくり推進室が行う。</p> <p>略</p> <p><del>3 医療救護班の編成</del></p> <p><del>(1) 和泉市立総合医療センターの医療救護班は 3 班編成とし、その構成等は次のとおりである。</del></p> <p><del>ア 構成 1 班 (医師 1 名、看護師 2 名、その他 1 名)</del></p> <p><del>イ 参集場所 和泉市立総合医療センター</del></p> <p><del>(2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会の連絡先は、資料編に掲載のとおりである。</del></p>																
<p><b>3</b> 医療救護班の業務</p> <p>(1) 患者に対する応急処置</p> <p>(2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ</p> <p>(3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療</p> <p>(4) 助産救護</p> <p>(5) 被災住民等の健康管理</p> <p>(6) 死亡の確認</p> <p>(7) その他状況に応じた処置</p> <p><b>4</b> 救護所の設置・運営</p> <p>市は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うとともに、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整の上、医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。</p> <p>市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。</p>	<p><b>4</b> 医療救護班の業務</p> <p>(1) 患者に対する応急処置</p> <p>(2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ</p> <p>(3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療</p> <p>(4) 助産救護</p> <p>(5) 被災住民等の健康管理</p> <p>(6) 死亡の確認</p> <p>(7) その他状況に応じた処置</p> <p><b>5</b> 救護所の設置・運営</p> <p>市は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うとともに、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整の上、医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。</p> <p>市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。</p>																
<p>第 4 後方医療活動</p> <p>略</p> <p>4 ヘリコプター緊急離発着場の確保</p> <p>重症患者の後方医療機関への搬送や医薬品等の搬送などを迅速、円滑に行うため、和泉市総合スポーツセンターをヘリコプター緊急離発着場とする。</p> <p>第 5 市災害医療センター等での受入れ</p> <p>市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）は、市域内における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。</p> <p>なお、和泉市立総合医療センターのみでの対応が困難な場合は、市内災害協力病院及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、地域災害拠点病院（<del>岸和田徳洲会病院</del>）に協力を求める。</p> <p>略</p>	<p>第 4 後方医療活動</p> <p>略</p> <p>4 ヘリコプター緊急離発着場の確保</p> <p>重症患者の後方医療機関への搬送や医薬品等の搬送などを迅速、円滑に行うため、<del>関西トランスウエイスポーツスタジアム（和泉市総合スポーツセンター）</del>をヘリコプター緊急離発着場とする。</p> <p>第 5 市災害医療センター等での受入れ</p> <p>市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）は、市域内における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。</p> <p>なお、和泉市立総合医療センターのみでの対応が困難な場合は、市内災害協力病院及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、地域災害拠点病院（<del>市立堺病院</del>）に協力を求める。</p> <p>略</p>																
<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-10 市域にかかる災害医療センター等一覧</li> <li>○ 2-11 医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先</li> <li>○ <u>2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧</u></li> <li>○ <u>3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</u></li> </ul>	<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-10 市域にかかる災害医療センター等一覧</li> <li>○ 2-11 医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先</li> <li>○ <u>3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</u></li> <li>○ <u>2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧</u></li> </ul>																
<p>第 4 章 避難行動</p> <p>第 1 節 避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="136 2561 1073 2825"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定</td> <td>各課・室共通</td> </tr> <tr> <td>2 避難指示の周知内容 ⇒ ①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項</td> <td>消防団 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導の留意事項</td> <td>自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定	各課・室共通	2 避難指示の周知内容 ⇒ ①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項	消防団 和泉警察署	3 避難誘導の留意事項	自衛隊	<p>第 4 章 避難行動</p> <p>第 1 節 避難誘導…P129</p> <table border="1" data-bbox="1108 2561 2045 2825"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定</td> <td>各課・室共通</td> </tr> <tr> <td>2 <del>避難勧告</del>、指示の周知内容⇒①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項</td> <td>消防団 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導の留意事項</td> <td>自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定	各課・室共通	2 <del>避難勧告</del> 、指示の周知内容⇒①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項	消防団 和泉警察署	3 避難誘導の留意事項	自衛隊
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																
1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定	各課・室共通																
2 避難指示の周知内容 ⇒ ①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項	消防団 和泉警察署																
3 避難誘導の留意事項	自衛隊																
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																
1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定	各課・室共通																
2 <del>避難勧告</del> 、指示の周知内容⇒①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項	消防団 和泉警察署																
3 避難誘導の留意事項	自衛隊																

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)				(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)			
(1) 自治会・町内会など集団避難の奨励 (2) 安全な避難経路の選定 (3) 避難行動要支援者の優先避難 4 危険箇所の避難対策 ⇒ ①危険箇所の防災パトロール ②伝達系統の確立				(1) 自治会・町内会など集団避難の奨励 (2) 安全な避難経路の選定 (3) 避難行動要支援者の優先避難 4 危険箇所の避難対策 ⇒ ①危険箇所の防災パトロール ②伝達系統の確立			
第1 計画の方針 市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、 <u>必要と認める地域の必要と認める居住者等</u> に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難 <u>指示</u> 等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、 <u>避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして</u> 、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。				第1 計画の方針 市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、 <u>危険区域内にある住民</u> に対して避難のための立退きを <del>指示し、又は</del> 指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難 <u>勧告</u> 等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。			
第2 実施責任者 避難指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。				第2 実施責任者 避難の <del>指示又は</del> 指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。			
実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法	実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条	市長 ( <del>指示</del> →指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (指示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第60条	知事 ( <del>指示</del> →指示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条	警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条			人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条	知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条	水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
第3 避難指示等の発令 市長は、府の助言等も活用し、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、 <u>避難指示</u> 等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、 <u>避難指示</u> 等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、 <u>避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</u> 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで <u>避難指示</u> 等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。				第3 <del>避難指示</del> → <u>避難勧告</u> 等の発令 市長は、府の助言等も活用し、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、 <u>避難勧告</u> 等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、 <u>避難勧告</u> 等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで <u>避難勧告</u> 等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。			

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)			(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)		
	発令時の状況	住民に求める行動		発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル 3】	・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況（注 1）	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。
避難指示 【警戒レベル 4】	・災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難勧告 【警戒レベル 4】	・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況	・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	避難指示（緊急） 【警戒レベル 4】	・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立退き避難する。（注 2）

(注 1) 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(注 2) 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令。

前表については、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難指示が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

また、避難指示を行うときは、次の点に配慮する。

1 避難の一般的基準  
避難指示は、原則として次のような状態になったとき発する。

略

2 避難行動要支援者への配慮  
市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発表・伝達する。また、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

3 避難指示等の発令判断に関する留意点  
市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

さらに避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(注 1) 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備→高齢者等避難開始の発令に努める。

(注 2) 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備→高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。

前表については、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、~~同ガイドラインを踏まえ~~洪水、土砂災害に対する「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

また、避難勧告等を行うときは、次の点に配慮する。

1 避難の一般的基準  
~~避難の勧告又は~~指示は、原則として次のような状態になったとき発する。

略

2 避難行動要支援者への配慮  
市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発表・伝達する。また、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、避難行動要支援者への避難勧告等を実施する。

3 避難勧告等の発令判断に関する留意点  
市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

さらに避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、~~勧告又は~~指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	<p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>
<p>4 避難指示等の解除</p>	<p>4 避難勧告等の解除</p>
<p>避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。</p>	<p>避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。</p>
<p>第4 洪水、土砂災害による避難準備の指示</p>	<p>第4 洪水、土砂災害による避難準備の指示</p>
<p>市長は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。</p>	<p>市長は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第5 住民への周知</p>	<p>第5 住民への周知</p>
<p>市長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、直ちに次の方法により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>	<p>市長は、避難勧告等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、直ちに次の方法により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3 いずみメール、SNS</p>	<p>3 いずみメール</p>
<p>いずみメール登録者及びSNS登録者に、一斉に配信し、伝達する。</p>	<p>いずみメール登録者に、一斉にメール配信し、伝達する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第6 避難指示等の内容</p>	<p>第6 避難勧告等の内容</p>
<p>避難指示等をする場合は、次の内容を明示して実施する。</p>	<p>避難勧告等をする場合は、次の内容を明示して実施する。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等の実施者名</li> <li>2 避難対象地域</li> <li>3 予想される災害危険及び避難理由</li> <li>4 避難先</li> <li>5 避難経路</li> <li>6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難勧告等の実施者名</li> <li>2 避難対象地域</li> <li>3 予想される災害危険及び避難理由</li> <li>4 避難先</li> <li>5 避難経路</li> <li>6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等</li> </ol>
<p>第7 避難の方法</p>	<p>第7 避難の方法</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3 避難者の確認</p>	<p>3 避難者の確認</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難の避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、帰宅困難者等の有無の確認に努める。</li> <li>(2) 避難の避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難の勧告指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、帰宅困難者等の有無の確認に努める。</li> <li>(2) 避難の勧告指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。</li> </ol>
<p>第8 知事への報告</p>	<p>第8 知事への報告</p>
<p>市長は、避難の避難指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、これらの措置を講じた場合も同様に知事に報告する。</p>	<p>市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、これらの措置を講じた場合も同様に知事に報告する。</p>
<p>第9 関係機関への連絡</p>	<p>第9 関係機関への連絡</p>
<p>1 施設の管理者への連絡</p>	<p>1 施設の管理者への連絡</p>
<p>市の避難所として指定している学校長等に、事前に連絡し協力を求める。</p>	<p>市の避難所として指定している学校長等に、事前に連絡し協力を求める。</p>
<p>2 和泉警察署、消防本部等への連絡</p>	<p>2 和泉警察署、消防本部等への連絡</p>
<p>避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に避難指示の内容を伝えるとともに協力を求める。</p>	<p>避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に勧告指示の内容を伝えるとともに協力を求める。</p>
<p>3 近隣・遠隔地市町村への連絡</p>	<p>3 近隣・遠隔地市町村への連絡</p>
<p>地域住民が避難のため、近隣・遠隔地市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣・遠隔地市町村に対して連絡する。</p>	<p>地域住民が避難のため、近隣・遠隔地市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣・遠隔地市町村に対して連絡する。</p>
<p>第2節 避難所の開設・運営等</p>	<p>第2節 避難所の開設・運営等…P135</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第2 避難所の開設</p>	<p>第2 避難所の開設</p>
<p>市長は、自ら避難指示を行ったとき、又は、住民の自主的避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難場所から必要な施設を選定し、<u>避難所の開設を行い避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u></p>	<p>市長は、自ら避難の勧告指示を行ったとき、又は、住民の自主的避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難場所から必要な施設を選定し、<u>避難所を開設する。</u></p>
<p>なお、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、協定締結している施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては<u>公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要</u></p>	<p>なお、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、協定締結している施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所の設置、また府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p><u>請</u>、屋外避難所の設置、また府への要請などにより必要な施設の確保を図る。</p> <p>また、避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>略</p> <p>第3 指定避難所の管理、運営</p> <p>1 避難受入れの対象者</p> <p>(1) 災害によって現に被害を受けた者</p> <p>ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。</p> <p>イ 現に災害を受けた者であること。</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>ア 避難指示が発せられた場合</p> <p>イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>(3) その他避難が必要と認められる者</p> <p>略</p> <p>3 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、災害時避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児連れ・女性のみ世帯のエリアの設定、間仕切り用のパーテーション等の活用、女性や子どもに対する暴力を予防するため巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、男女別トイレの設置状況等の把握に努める</p> <p>(5) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>(7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</p> <p>(8) 相談窓口の設置 (女性相談員の配置に配慮する。)</p> <p><u>(9) 避難者の住民票の有無に関わらず適切に受入れること。</u></p> <p><u>(10) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。</u></p> <p><u>(11) 避難所の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。</u></p> <p><u>(12) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。</u></p> <p><u>(13) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>(14) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める</u></p> <p>略</p> <div data-bbox="136 2457 1073 2531" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 <a href="#">○ 2-15 避難場所一覧</a>  <a href="#">○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</a></p> </div> <p>略</p>	<p>また、避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>略</p> <p>第3 指定避難所の管理、運営</p> <p>1 避難受入れの対象者</p> <p>(1) 災害によって現に被害を受けた者</p> <p>ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。</p> <p>イ 現に災害を受けた者であること。</p> <p>(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>ア <del>避難勧告</del>指示が発せられた場合</p> <p>イ <del>避難勧告</del>指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>(3) その他避難が必要と認められる者</p> <p>略</p> <p>3 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、災害時避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児連れ・女性のみ世帯のエリアの設定、間仕切り用のパーテーション等の活用、女性や子どもに対する暴力を予防するため巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、男女別トイレの設置状況等の把握に努める</p> <p>(5) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>(7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</p> <p>(8) 相談窓口の設置 (女性相談員の配置に配慮する。)</p> <p><u>(9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) 避難所の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。</u></p> <p><u>(11) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。</u></p> <p><u>(12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>(13) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>略</p> <div data-bbox="1108 2457 2045 2531" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 <a href="#">○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</a>  <a href="#">○ 2-15 避難場所一覧</a></p> </div> <p>略</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)	
第 3 節 避難行動要支援者等への支援		第 3 節 避難行動要支援者等への支援…P138	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 安否確認・被災状況の把握 ⇒ <u>町会・自治会</u> 、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等への協力要請	<u>福祉総務課</u> <u>高齢介護室</u> 障がい福祉課 生活福祉課 <u>保険年金室</u> <u>子育て支援室</u> <u>健康づくり推進室</u>	1 安否確認・被災状況の把握 ⇒ 民生委員・児童委員、 <u>校区</u> 社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等への協力要請	<u>健康づくり推進室</u> <u>保険年金室</u> <u>高齢介護室</u> <u>福祉総務課</u> 障がい福祉課 生活福祉課 こども未来室 <u>総合福祉会館</u> <u>北部総合福祉会館</u> <u>南</u> 社会福祉協議会
(1) 避難行動要支援者		(1) 避難行動要支援者	
(2) 社会福祉施設・職員・入所者等		(2) 社会福祉施設・職員・入所者等	
2 搬送体制の確立 ⇒ 救急自動車等の調達		2 搬送体制の確立 ⇒ 救急自動車等の調達	
3 負傷者の受入れ医療機関の確保		3 負傷者の受入れ医療機関の確保	
4 福祉ニーズの把握 ⇒ 巡回相談の実施 (被災住宅・避難所・応急仮設住宅等)	こども未来室 社会福祉協議会	4 福祉ニーズの把握 ⇒ 巡回相談の実施 (被災住宅・避難所・応急仮設住宅等)	
5 補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握		5 補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握	
6 保健師等による巡回健康相談等の実施		6 保健師等による巡回健康相談等の実施	
7 心の健康に関する相談窓口の設置		7 心の健康に関する相談窓口の設置	
第 1 計画の方針		第 1 計画の方針	
被災した避難行動要支援者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。		被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。	
第 2 避難行動要支援者等の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握		第 2 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握	
1 市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめ自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。		1 市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、 <u>南</u> 社会福祉協議会をはじめ自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。	
また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。		また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。	
2 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。		2 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。	
第 3 被災した避難行動要支援者等への支援活動		第 3 被災した避難行動要支援者等への支援活動	
避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者等に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、男女のニーズの違いへの配慮、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。また、情報の提供についても十分配慮する。		避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、男女のニーズの違いへの配慮、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、 <del>高齢者、障がい者向け</del> 応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても十分配慮する。	
1 搬送及び受入れ先の確保		1 搬送及び受入れ先の確保	
施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、移送車両を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。		施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、移送車両を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。	
2 福祉ニーズの把握		2 福祉ニーズの把握	
市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、福祉ニーズの迅速な把握に努める。		市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、福祉ニーズの迅速な把握に努める。	
3 在宅福祉サービスの継続的提供		3 在宅福祉サービスの継続的提供	
市は、被災した避難行動要支援者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。		市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。	
また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に対応するため、心のケア対策に努める。		また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に対応するため、心のケア対策に努める。	
4 避難行動要支援者等の施設への緊急入所等		4 避難行動要支援者の施設への緊急入所等	
市は、府と連携を図り社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所 (二次的避難所) への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。		市は、府と連携を図り社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所 (二次的避難所) への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。	
社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。		社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。	
5 広域支援体制の確立		5 広域支援体制の確立	
避難行動要支援者等に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設へ入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。		避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設へ入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。	
第 4 被災者の健康維持活動		第 4 被災者の健康維持活動	
市は、府と連携を図り、被災者の健康状態、栄養状態を把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。		市は、府と連携を図り、被災者の健康状態、栄養状態を把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。	
1 巡回相談等の実施		1 巡回相談等の実施	
(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住		(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住	

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																
<p>宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。</p> <p>(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>(4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p>災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。</p> <p>略</p>	<p>宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。</p> <p>(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>(4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p>災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。</p> <p>略</p>																																
<p>第 4 節 広域一時滞在</p>	<p>第 4 節 広域一時滞在</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>関係機関</td> <td>各課・室共通</td> </tr> </table>	関係機関	各課・室共通																															
関係機関	各課・室共通																																
<p>市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>	<p>市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>																																
<p>第 5 章 交通、緊急輸送活動</p>	<p>第 5 章 交通、緊急輸送活動</p>																																
<p>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動</p>	<p>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動…P141</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター</td> <td>公民協働推進室</td> </tr> <tr> <td>2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)</td> <td>総務管財室 <u>都市整備室</u></td> </tr> <tr> <td>3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請</td> <td>土木維持管理室 消防本部 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>4 車両燃料の確保</td> <td>泉北高速鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検</td> <td>西日本旅客鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター	公民協働推進室	2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)	総務管財室 <u>都市整備室</u>	3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請	土木維持管理室 消防本部 和泉警察署	4 車両燃料の確保	泉北高速鉄道(株)	5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検	西日本旅客鉄道(株)	6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め		7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター</td> <td>公民協働推進室</td> </tr> <tr> <td>2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)</td> <td>総務管財室 <u>道路河川室</u></td> </tr> <tr> <td>3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請</td> <td>土木維持管理室 消防本部 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>4 車両燃料の確保</td> <td>泉北高速鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検</td> <td>西日本旅客鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター	公民協働推進室	2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)	総務管財室 <u>道路河川室</u>	3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請	土木維持管理室 消防本部 和泉警察署	4 車両燃料の確保	泉北高速鉄道(株)	5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検	西日本旅客鉄道(株)	6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め		7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																
1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター	公民協働推進室																																
2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)	総務管財室 <u>都市整備室</u>																																
3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請	土木維持管理室 消防本部 和泉警察署																																
4 車両燃料の確保	泉北高速鉄道(株)																																
5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検	西日本旅客鉄道(株)																																
6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め																																	
7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施																																	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																
1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター	公民協働推進室																																
2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室 (使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)	総務管財室 <u>道路河川室</u>																																
3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請	土木維持管理室 消防本部 和泉警察署																																
4 車両燃料の確保	泉北高速鉄道(株)																																
5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検	西日本旅客鉄道(株)																																
6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め																																	
7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施																																	
<p>略</p>	<p>略</p>																																
<p>第 2 緊急輸送</p>	<p>第 2 緊急輸送</p>																																
<p>略</p>	<p>略</p>																																
<p><u>7 重要物流道路等における道路啓開等の支援</u></p> <p><u>国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																																
<p>略</p>	<p>略</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>資料編</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両確認証明書及び標章</li> </ul> </td> </tr> </table>	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両確認証明書及び標章</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>資料編</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両<u>確認申請書</u>、確認証明書及び標章</li> </ul> </td> </tr> </table>	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両<u>確認申請書</u>、確認証明書及び標章</li> </ul>																												
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両確認証明書及び標章</li> </ul>																																
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧</li> <li>3-1-2 市保有車車種別台数内訳</li> <li>3-1-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証</li> <li>3-1-4 緊急通行車両<u>確認申請書</u>、確認証明書及び標章</li> </ul>																																
<p>第 2 節 交通の維持復旧</p>	<p>第 2 節 交通の維持復旧…P145</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告</td> <td><u>都市整備室</u> 土木維持管理室</td> </tr> <tr> <td>2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)</td> <td>西日本旅客鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮</td> <td>泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)</td> </tr> <tr> <td>4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し</td> <td>南海バス(株)</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告	<u>都市整備室</u> 土木維持管理室	2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)	西日本旅客鉄道(株)	3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮	泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)	4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	南海バス(株)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告</td> <td><u>道路河川室</u> 土木維持管理室</td> </tr> <tr> <td>2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)</td> <td>西日本旅客鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮</td> <td>泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)</td> </tr> <tr> <td>4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し</td> <td><u>大阪府道路公社</u> 南海バス(株)</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告	<u>道路河川室</u> 土木維持管理室	2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)	西日本旅客鉄道(株)	3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮	泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)	4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	<u>大阪府道路公社</u> 南海バス(株)												
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																
1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告	<u>都市整備室</u> 土木維持管理室																																
2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)	西日本旅客鉄道(株)																																
3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮	泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)																																
4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	南海バス(株)																																
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																
1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告	<u>道路河川室</u> 土木維持管理室																																
2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去 (廃棄又は保管)	西日本旅客鉄道(株)																																
3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮	泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株)																																
4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	<u>大阪府道路公社</u> 南海バス(株)																																
<p>略</p>	<p>略</p>																																



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																				
<p>第2 交通の安全確保</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p>各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>略</p> <p>(2) 道路施設 (市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)</p> <p>ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p> <p>略</p>	<p>第2 交通の安全確保</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p>各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>略</p> <p>(2) 道路施設 (市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、<del>大阪府道路公社</del>)</p> <p>ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p> <p>略</p>																				
<p>第6 南海バス株式会社施設災害応急対策計画</p>	<p>第6 南海バス施設災害応急対策計画</p>																				
<p>第6章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第1節 公共施設応急対策</p>	<p>第6章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>第1節 公共施設応急対策…P148</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告</td> <td>各建築物所管課 <u>産業振興室</u> 建築・開発指導室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>2 所要人員、資機材の調達体制の確立</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告	各建築物所管課 <u>産業振興室</u> 建築・開発指導室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 和泉警察署	2 所要人員、資機材の調達体制の確立		3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告</td> <td>各建築物所管課 <u>農林課</u> 建築・開発指導室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>2 所要人員、資機材の調達体制の確立</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告	各建築物所管課 <u>農林課</u> 建築・開発指導室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 和泉警察署	2 所要人員、資機材の調達体制の確立		3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック					
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告	各建築物所管課 <u>産業振興室</u> 建築・開発指導室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 和泉警察署																				
2 所要人員、資機材の調達体制の確立																					
3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック																					
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告	各建築物所管課 <u>農林課</u> 建築・開発指導室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 和泉警察署																				
2 所要人員、資機材の調達体制の確立																					
3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック																					
<p>略</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p>	<p>略</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策…P150</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限</td> <td>公民協働推進室 <u>産業振興室</u></td> </tr> <tr> <td>3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請</td> <td>都市政策課</td> </tr> <tr> <td>4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請</td> <td>建築・開発指導室</td> </tr> <tr> <td>5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置</td> <td>建築住宅室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 <u>文化遺産活用課</u> 消防本部 和泉警察署</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限	公民協働推進室 <u>産業振興室</u>	3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請	都市政策課	4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	建築・開発指導室	5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	建築住宅室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 <u>文化遺産活用課</u> 消防本部 和泉警察署	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限</td> <td>公民協働推進室 <u>農林課</u></td> </tr> <tr> <td>3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請</td> <td>都市政策課</td> </tr> <tr> <td>4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請</td> <td>建築・開発指導室</td> </tr> <tr> <td>5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置</td> <td>建築住宅室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 <u>文化財振興課</u> 消防本部 和泉警察署</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限	公民協働推進室 <u>農林課</u>	3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請	都市政策課	4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	建築・開発指導室	5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	建築住宅室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 <u>文化財振興課</u> 消防本部 和泉警察署
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限	公民協働推進室 <u>産業振興室</u>																				
3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請	都市政策課																				
4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	建築・開発指導室																				
5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	建築住宅室 <u>都市整備室</u> 土木維持管理室 <u>文化遺産活用課</u> 消防本部 和泉警察署																				
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限	公民協働推進室 <u>農林課</u>																				
3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請	都市政策課																				
4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	建築・開発指導室																				
5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	建築住宅室 <u>道路河川室</u> 土木維持管理室 <u>文化財振興課</u> 消防本部 和泉警察署																				
<p>第1 計画の方針</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、<u>有害物質の漏洩</u>、アスベストの飛散等などに備え、<u>施設の点検</u>、<u>応急措置</u>、<u>関係機関への連絡</u>、<u>環境モニタリング等</u>の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第2 民間建築物等</p> <p>略</p> <p><u>3 空き家等の対策</u></p> <p><u>市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u></p> <p><u>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第2 民間建築物等</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>																				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)								
<p>第 3 節 ライフラインの確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="128 210 758 255">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="764 210 1058 255">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="128 264 758 845">           1 施設設備の被害状況の早期調査            (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報            (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報            2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先            3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し         </td> <td data-bbox="764 264 1058 845">           土木維持管理室            経営総務課            お客さまサービス課            水道工務課            下水道整備課            浄水課            関西電力(株)  <u>関西電力送配電(株)</u>            大阪ガス(株)            西日本電信電話(株)  <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u>            KDDI(株)  <u>ソフトバンク(株)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し	土木維持管理室 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 下水道整備課 浄水課 関西電力(株) <u>関西電力送配電(株)</u> 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u> KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	<p>第 3 節 ライフラインの確保…P152</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1100 210 1730 255">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="1736 210 2030 255">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1100 264 1730 845">           1 施設設備の被害状況の早期調査            (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報            (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報            2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先            3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し         </td> <td data-bbox="1736 264 2030 845">           土木維持管理室            経営総務課            お客さまサービス課            水道工務課            下水道整備課            浄水課            関西電力(株)            大阪ガス(株)            西日本電信電話(株)            KDDI(株)         </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し	土木維持管理室 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 下水道整備課 浄水課 関西電力(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し	土木維持管理室 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 下水道整備課 浄水課 関西電力(株) <u>関西電力送配電(株)</u> 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) <u>(株)NTTドコモ(関西支社)</u> KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>								
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇒ ①被害状況、②供給状況、③復旧状況、④今後の見通し	土木維持管理室 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 下水道整備課 浄水課 関西電力(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株)								
<p>略</p> <p>第 3 上水道</p> <p>略</p> <p>2 応急給水及び復旧</p> <p>(1) <u>市域</u>で震度 5 弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>(2) 給水車、給水タンク、耐震性緊急貯水槽等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。</p> <p>(3) 被害状況に応じて、<u>急性期医療機関や指定避難所</u>へ応急給水を行う。</p> <p>(4) 被害状況等によっては、<u>相互応援協定に基づき大阪広域水道企業団や近隣市に、また日本水道協会</u>に応援を要請する。</p> <p>3 広報</p> <p>水道施設の被害状況や給水状況を関係機関に伝達するほか、ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。</p> <p>第 4 下水道</p> <p>1 応急措置</p> <p>(1) 停電等により <u>マンホール形式</u>ポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の <u>通水</u>に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 被害状況に応じて、<u>資料編の相互応援協定一覧に記載の民間企業等</u>の協力により必要度の高いものから応急対策を行う。</p> <p>(2) 被害状況等によっては、<u>大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく応援及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく</u>支援を受ける。</p> <p>3 広報</p> <p>(1) 生活水の節水に努めるよう広報する。</p> <p>(2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達する <u>ほか、ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。</u></p> <p>第 5 電力 (関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>)</p> <p>2 応急供給及び復旧</p> <p>(1) 電力設備被害状況、一般被害情報等 <u>を集約するための体制、システムを整備し、</u>総合的に被害状況の把握に努める。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。</p> <p>(3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。</p> <p>(4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>3 広報</p> <p>二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</p> <p><u>また被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>第 6 ガス (大阪ガス株式会社)</p>	<p>略</p> <p>第 3 上水道</p> <p>略</p> <p>2 応急給水及び復旧</p> <p>(1) <u>市は、大阪府域</u>で震度 5 弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>(2) 給水車、給水タンク、耐震性緊急貯水槽等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。</p> <p>(3) 被害状況に応じて、医療機関、<u>社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な</u>応急給水を行う。</p> <p>(4) 被害状況等によっては、<u>他の水道事業者等に</u>対し応援を要請する。</p> <p>3 広報</p> <p>水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、<del>報道機関</del>に伝達するほか、<u>各水道事業者等のホームページ上</u>に <u>応急復旧の状況等</u>を掲載することで幅広い広報に努める。</p> <p>第 4 下水道</p> <p>1 応急措置</p> <p>(1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の <u>疎通</u>に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 被害状況に応じて、<u>市指定排水設備工事業者等</u>の協力により必要度の高いものから応急対策を行う。</p> <p>(2) 被害状況等によっては、<u>協定や要請に基づき、他の下水道管理者から</u>支援を受ける。</p> <p>3 広報</p> <p>(1) 生活水の節水に努めるよう広報する。</p> <p>(2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、<del>報道機関</del>に伝達する <u>とともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、復旧の見通し等について広報する。</u></p> <p>第 5 電力 (関西電力株式会社)</p> <p>2 応急供給及び復旧</p> <p>(1) 電力設備被害状況、一般被害情報等 <u>の集約により</u>総合的に被害状況の把握に努める。</p> <p>(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。</p> <p>(3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。</p> <p>(4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>3 広報</p> <p>二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</p> <p>第 6 ガス (大阪ガス株式会社)</p>								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																																																																
<p>略</p> <p>3 広報</p> <p>(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。</p> <p>(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。</p> <p><u>加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>第7 電気通信 (西日本電信電話株式会社、<u>株式会社NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>1 通信の非常疎通措置</p> <p>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>(3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる (西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p> <p>2 被災地域特設公衆電話の設置 (<u>株式会社NTT</u> ドコモ (関西支社) は除く)</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話を設置する。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 広報</p> <p>(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。</p> <p>(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。</p> <p>第7 電気通信 (西日本電信電話株式会社-<del>(大阪支店)</del>、<u>(株)NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p> <p>1 通信の非常疎通措置</p> <p>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>(3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる (西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p> <p>2 被災地域特設公衆電話の設置 (<u>(株)NTT</u> ドコモ (関西支社) は除く)</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話を設置する。</p> <p>略</p>																																																																																
<p>第4節 農産物等応急対策</p> <table border="1" data-bbox="132 1196 1056 1507"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被害状況の早期調査実施</td> <td><u>産業振興室</u></td> </tr> <tr> <td>2 技術指導による農作物被害の縮小</td> <td>泉州農と緑の総合事務所</td> </tr> <tr> <td>3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請</td> <td>いずみの農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策</td> <td>大阪府森林組合</td> </tr> <tr> <td>5 森林被害の対策、林産物被害の縮小</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の早期調査実施	<u>産業振興室</u>	2 技術指導による農作物被害の縮小	泉州農と緑の総合事務所	3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請	いずみの農業協同組合	4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策	大阪府森林組合	5 森林被害の対策、林産物被害の縮小		<p>第4節 農産物等応急対策…P155</p> <table border="1" data-bbox="1104 1196 2028 1507"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被害状況の早期調査実施</td> <td><u>農林課</u></td> </tr> <tr> <td>2 技術指導による農作物被害の縮小</td> <td>泉州農と緑の総合事務所</td> </tr> <tr> <td>3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請</td> <td>いずみの農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策</td> <td>大阪府森林組合</td> </tr> <tr> <td>5 森林被害の対策、林産物被害の縮小</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の早期調査実施	<u>農林課</u>	2 技術指導による農作物被害の縮小	泉州農と緑の総合事務所	3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請	いずみの農業協同組合	4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策	大阪府森林組合	5 森林被害の対策、林産物被害の縮小																																																									
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																																																
1 被害状況の早期調査実施	<u>産業振興室</u>																																																																																
2 技術指導による農作物被害の縮小	泉州農と緑の総合事務所																																																																																
3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請	いずみの農業協同組合																																																																																
4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策	大阪府森林組合																																																																																
5 森林被害の対策、林産物被害の縮小																																																																																	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																																																
1 被害状況の早期調査実施	<u>農林課</u>																																																																																
2 技術指導による農作物被害の縮小	泉州農と緑の総合事務所																																																																																
3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請	いずみの農業協同組合																																																																																
4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策	大阪府森林組合																																																																																
5 森林被害の対策、林産物被害の縮小																																																																																	
<p>第7章 被災者の生活支援</p> <p>第2節 緊急物資の供給</p> <table border="1" data-bbox="132 1641 1035 2789"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○給水活動</td> <td>公民協働推進室</td> </tr> <tr> <td>1 水道施設の被災状況の早期把握と<u>応急給水体制の確立</u></td> <td>契約検査室</td> </tr> <tr> <td><u>2 応急給水の種類</u></td> <td><u>福祉総務課</u></td> </tr> <tr> <td><u>(1) 運搬給水 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水</u></td> <td>経営総務課</td> </tr> <tr> <td><u>水</u></td> <td>お客さまサービス課</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 拠点給水 耐震性緊急貯水槽から行う給水</u></td> <td>水道工務課</td> </tr> <tr> <td><u>指定避難所に設置された簡易貯水槽から行う給水</u></td> <td>浄水課</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 仮設給水 消火栓からの仮設配管による給水</u></td> <td><u>学校園管理室</u></td> </tr> <tr> <td><u>※仮設給水実施については、被害状況等を勘案して判断する。(臨時対応)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○食料・生活必需品の供給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 災害時の調達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 協定締結業者に供給依頼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 府へ応援要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 炊出しの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	○給水活動	公民協働推進室	1 水道施設の被災状況の早期把握と <u>応急給水体制の確立</u>	契約検査室	<u>2 応急給水の種類</u>	<u>福祉総務課</u>	<u>(1) 運搬給水 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水</u>	経営総務課	<u>水</u>	お客さまサービス課	<u>(2) 拠点給水 耐震性緊急貯水槽から行う給水</u>	水道工務課	<u>指定避難所に設置された簡易貯水槽から行う給水</u>	浄水課	<u>(3) 仮設給水 消火栓からの仮設配管による給水</u>	<u>学校園管理室</u>	<u>※仮設給水実施については、被害状況等を勘案して判断する。(臨時対応)</u>		<u>3 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u>		○食料・生活必需品の供給		1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目		2 災害時の調達		(1) 協定締結業者に供給依頼		(2) 府へ応援要請		(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)		3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館		4 炊出しの実施		(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等		(2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮		<p>第7章 被災者の生活支援</p> <p>第2節 緊急物資の供給…P160</p> <table border="1" data-bbox="1104 1641 2028 2789"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○給水活動</td> <td><u>いずみアビール課</u></td> </tr> <tr> <td>1 水道施設の被災状況の早期把握</td> <td>公民協働推進室</td> </tr> <tr> <td><u>2 給水資器材の確保</u></td> <td>契約検査室</td> </tr> <tr> <td><u>3 災害の状況に応じた給水体制の確立</u></td> <td>経営総務課</td> </tr> <tr> <td><u>(1) 給水順序 ⇒ 緊急性の高い所から (医療機関、避難所、社会福祉施設等)</u></td> <td>お客さまサービス課</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 給水量 ⇒ 1人1日3ℓ (各地区の被災者数の把握)</u></td> <td>水道工務課</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 給水方法 ⇒ ①給水拠点での給水、②給水タンク車等による搬送給水、③仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設、④給水用資器材 (ポリ容器、給水袋) による給水、⑤ボトル水等の配布</u></td> <td>浄水課</td> </tr> <tr> <td><u>4 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u></td> <td><u>教育総務室</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>大阪広域水道企業団</u></td> </tr> <tr> <td>○食料・生活必需品の供給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 災害時の調達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 協定締結業者に供給依頼</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 府へ応援要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 炊出しの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	○給水活動	<u>いずみアビール課</u>	1 水道施設の被災状況の早期把握	公民協働推進室	<u>2 給水資器材の確保</u>	契約検査室	<u>3 災害の状況に応じた給水体制の確立</u>	経営総務課	<u>(1) 給水順序 ⇒ 緊急性の高い所から (医療機関、避難所、社会福祉施設等)</u>	お客さまサービス課	<u>(2) 給水量 ⇒ 1人1日3ℓ (各地区の被災者数の把握)</u>	水道工務課	<u>(3) 給水方法 ⇒ ①給水拠点での給水、②給水タンク車等による搬送給水、③仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設、④給水用資器材 (ポリ容器、給水袋) による給水、⑤ボトル水等の配布</u>	浄水課	<u>4 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u>	<u>教育総務室</u>		<u>大阪広域水道企業団</u>	○食料・生活必需品の供給		1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目		2 災害時の調達		(1) 協定締結業者に供給依頼		(2) 府へ応援要請		(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)		3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館		4 炊出しの実施		(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																																																
○給水活動	公民協働推進室																																																																																
1 水道施設の被災状況の早期把握と <u>応急給水体制の確立</u>	契約検査室																																																																																
<u>2 応急給水の種類</u>	<u>福祉総務課</u>																																																																																
<u>(1) 運搬給水 急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水</u>	経営総務課																																																																																
<u>水</u>	お客さまサービス課																																																																																
<u>(2) 拠点給水 耐震性緊急貯水槽から行う給水</u>	水道工務課																																																																																
<u>指定避難所に設置された簡易貯水槽から行う給水</u>	浄水課																																																																																
<u>(3) 仮設給水 消火栓からの仮設配管による給水</u>	<u>学校園管理室</u>																																																																																
<u>※仮設給水実施については、被害状況等を勘案して判断する。(臨時対応)</u>																																																																																	
<u>3 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u>																																																																																	
○食料・生活必需品の供給																																																																																	
1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目																																																																																	
2 災害時の調達																																																																																	
(1) 協定締結業者に供給依頼																																																																																	
(2) 府へ応援要請																																																																																	
(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)																																																																																	
3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館																																																																																	
4 炊出しの実施																																																																																	
(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等																																																																																	
(2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮																																																																																	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																																																
○給水活動	<u>いずみアビール課</u>																																																																																
1 水道施設の被災状況の早期把握	公民協働推進室																																																																																
<u>2 給水資器材の確保</u>	契約検査室																																																																																
<u>3 災害の状況に応じた給水体制の確立</u>	経営総務課																																																																																
<u>(1) 給水順序 ⇒ 緊急性の高い所から (医療機関、避難所、社会福祉施設等)</u>	お客さまサービス課																																																																																
<u>(2) 給水量 ⇒ 1人1日3ℓ (各地区の被災者数の把握)</u>	水道工務課																																																																																
<u>(3) 給水方法 ⇒ ①給水拠点での給水、②給水タンク車等による搬送給水、③仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設、④給水用資器材 (ポリ容器、給水袋) による給水、⑤ボトル水等の配布</u>	浄水課																																																																																
<u>4 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施 (給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見通し</u>	<u>教育総務室</u>																																																																																
	<u>大阪広域水道企業団</u>																																																																																
○食料・生活必需品の供給																																																																																	
1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目																																																																																	
2 災害時の調達																																																																																	
(1) 協定締結業者に供給依頼																																																																																	
(2) 府へ応援要請																																																																																	
(3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請 (府へ報告)																																																																																	
3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館																																																																																	
4 炊出しの実施																																																																																	
(1) 場 所 ⇒ 各避難所 (給食施設) 等																																																																																	

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)			
5 仕分け・配送要員の確保		(2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保			
第1 計画の方針	<p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を<u>効率的に</u>調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り</u>、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>なお、市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府や物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	第1 計画の方針	<p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>なお、市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府や物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>		
第3 応急給水活動	<p>市は、<u>発災後、被災状況を速やかに把握し、応急給水活動計画に基づき、応急給水を実施する。また、必要に応じて日本水道協会に協力を依頼する。</u></p>	第3 給水活動	<p>市及び大阪府広域水道企業団は、<u>相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。なお、大阪広域水道企業団は、府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</u></p>		
1 応急給水活動	<p>応急給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>耐震性緊急貯水槽設置場所での給水の実施</u></p> <p>(2) <u>急性期医療機関や指定福祉避難所への運搬給水や指定避難所での給水の実施</u></p> <p>(3) <u>仮設給水栓による給水の実施 (臨時対応)</u></p> <p>(4) <u>住民への応急給水活動に関する情報の提供</u></p> <p>(5) <u>アルミ缶備蓄水の配布</u></p>	1 給水活動	<p>給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>配水池、耐震性緊急貯水槽等の給水拠点での給水の実施</u></p> <p>(2) <u>給水車・トラック等による給水の実施</u></p> <p>(3) <u>仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施</u></p> <p>(4) <u>給水用資機材の調達</u></p> <p>(5) <u>住民への給水活動に関する情報の提供</u></p> <p>(6) <u>飲料水の水質検査</u></p> <p>(7) <u>ボトル水等の配布</u></p>		
(削除)		2 給水量	<p><del>飲料水の供給を行うときは、1人につき1日3ℓを基準とする。</del></p>		
(削除)		3 給水の優先順位	<p><del>給水は、医療機関、指定避難場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。</del></p>		
2 応急給水拠点	<p>応急給水拠点は、資料編に掲載の<u>指定避難所 (市内)</u>とする。</p>	4 給水拠点	<p>給水拠点は、資料編に掲載の<u>とおりである。</u></p>		
略		略			
資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>2-1 相互応援協定一覧</u></li> <li>○ <u>2-15 避難場所一覧</u></li> <li>○ <u>3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</u></li> <li>○ <u>3-15 応急給水用資機材一覧</u></li> <li>○ <u>3-16 耐震性貯水槽 (飲料用) 設置場所一覧</u></li> <li>○ <u>3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領</u></li> </ul>	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>3-15 応急給水用資器材一覧</u></li> <li>○ <u>3-16 給水拠点一覧</u></li> <li>○ <u>3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領</u></li> <li>○ <u>2-1 相互応援協定一覧</u></li> <li>○ <u>3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準</u></li> </ul>		
略		略			
第4 食料の供給		第4 食料の供給			
略		略			
名 称	所 在 地	電 話 番 号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立市民体育館	府中町四丁目 20 番 3 号	0725-45-0525	市立市民体育館	府中町四丁目 20 番 3 号	<del>(0725)</del> 45-0525
市立コミュニティ体育館	光明台一丁目 44 番 8 号	0725-57-0100	市立コミュニティ体育館	光明台一丁目 44 番 8 号	<del>(0725)</del> 57-0100
第3節 住宅の応急確保		第3節 住宅の応急確保…P163			
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関		
1 応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分	公民協働推進室	1 応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分	公民協働推進室		
2 応急仮設住宅の設置場所の選定	<u>建築住宅室</u>	2 応急仮設住宅の設置場所の選定	<u>建築住宅課</u>		
①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮		①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮			
3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅		3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅			

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)		(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)	
4 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 5 住宅相談窓口の設置		4 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 5 住宅相談窓口の設置	
略		略	
第 4 応急仮設住宅の建設		第 4 応急仮設住宅の建設	
略		略	
3 建設場所等 建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して市災害対策本部で決定するが、建設場所は、災害時用臨時ヘリポートの運用状況に留意し、和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場及び和泉市立光明池球技場とする。なお、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。		3 建設場所等 建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定するが、建設場所は、災害時用臨時ヘリポートの運用状況に留意し、関西トランスウェイスportsスタジアム(和泉市総合スポーツセンター)、光明池緑地運動場及び光明池球技場とする。なお、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。	
略		略	
第 7 公共住宅への一時入居 市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。		第 7 公共住宅への一時入居 市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、都市再生機構住宅、雇用促進住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。	
第 8 住宅に関する相談窓口の設置等 1 府は、 <u>応急住宅、空き家、融資等</u> 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。 2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。		第 8 住宅に関する相談窓口の設置等 1 府は、 <u>応急住宅、空き家、融資等</u> 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。 2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、 <u>家賃状況の把握に努めるとともに</u> 、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。	
略		略	
第 4 節 応急教育		第 4 節 応急教育…P165	
活 動 の ポ イ ン ト	関係機関	活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 状況に応じた学校の措置 (1) 登校(園)後の措置 児童の教職員による付添下校 (2) 登校(園)前の措置 広報車、電話による臨時休校等の措置の伝達 2 応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇒ 町会・自治会館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇒ 特別教室、体育館等の活用、二部授業 (3) 長期間避難所等として利用 ⇒ 関係機関と調整 3 教科書、いす、机等の調達 ①発行者、業者からの調達 ②使用済教科書等の活用 4 教職員体制の確立 ⇒ ①当該学校長との連絡・調整 ②府(教育委員会)との調整 5 学校給食の確保 ⇒ 学校給食施設・設備の安全及び衛生的な学校給食の実施を確保 6 状況に応じた保育の実施 (1) 保育園児の安全確保 (2) 長期にわたって保育が不能な場合、特設保育所の設置	教育・子ども部	1 状況に応じた学校の措置 (1) 登校(園)後の措置 児童の教職員による付添下校 (2) 登校(園)前の措置 広報車、電話による臨時休校等の措置の伝達 2 応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇒ 町会・自治会館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇒ 特別教室、体育館等の活用、二部授業 (3) 長期間避難所等として利用 ⇒ 関係機関と調整 3 教科書、いす、机等の調達 ①発行者、業者からの調達 ②使用済教科書等の活用 4 教職員体制の確立 ⇒ ①当該学校長との連絡・調整 ②府(教育委員会)との調整 5 学校給食の確保 ⇒ 学校給食施設・設備の安全及び衛生的な学校給食の実施を確保 6 状況に応じた保育の実施 (1) 保育園児の安全確保 (2) 長期にわたって保育が不能な場合、特設保育所の設置	教育総務室 子ども未来室 指導室
第 2 応急教育		第 2 応急教育	
1 児童、生徒及び園児の安全確保 (1) 登校(園)後の措置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校(園)と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。 帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、児童には教職員が地区別に付き添う。 (2) 登校(園)前の措置 登校(園)前に臨時休業等の措置を決定したときは直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。また、災害が広域にわたることが予想される場合には、府からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切		1 児童、生徒及び園児の安全確保 (1) 登校(園)後の措置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校(園)長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。 帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、児童には教職員が地区別に付き添う。 (2) 登校(園)前の措置 登校(園)前に臨時休業等の措置を決定したときは直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。また、災害が広域にわたることが予想される場合には、府(教育委員会)からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示	

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)								
<p>に処理する。</p> <p>略</p> <p>5 教科書、いす、机等の調達</p> <p>(1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達する。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努める。</p> <p>(2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図る。それでも不足する場合は、市で調達を図る。</p> <p>6 就学援助等</p> <p>(1) 市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。</p> <p>(3) 市及び各学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p> <p>7 学校給食の応急措置</p> <p>学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。</p> <p>略</p> <p>(4) 給食用委託工場(製パン・炊飯・牛乳)が被災した場合、市は、速やかに被害状況を大阪府学校給食会に報告する。</p> <p>略</p> <p>8 教職員体制の確立</p> <p>教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。</p> <p>(1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該学校と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。</p> <p>(2) 府と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。</p>	<p>に従って適切に処理する。</p> <p>略</p> <p>5 教科書、いす、机等の調達</p> <p>(1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達する。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努める。</p> <p>(2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図る。それでも不足する場合は、市<del>(教育委員会)</del>で調達を図る。</p> <p>6 就学援助等</p> <p>(1) 市<del>(教育委員会)</del>は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 市<del>(教育委員会)</del>は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。</p> <p>(3) 市<del>(教育委員会)</del>及び各学校<del>長</del>は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p> <p>7 学校給食の応急措置</p> <p>学校<del>長</del>は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市<del>教育委員会</del>に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。</p> <p>略</p> <p>(4) 給食用委託工場(製パン・炊飯・牛乳)が被災した場合、市<del>(教育委員会)</del>は、速やかに被害状況を大阪府学校給食会に報告する。</p> <p>略</p> <p>8 教職員体制の確立</p> <p>教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。</p> <p>(1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該学校<del>長</del>と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。</p> <p>(2) 府<del>(教育委員会)</del>と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。</p>								
第 5 節 自発的支援の受入れ	第 5 節 自発的支援の受入れ…P168								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="134 1611 848 1676">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="854 1611 1075 1676">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="134 1685 848 2220">           1 被災者のニーズの的確な把握            2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 社会福祉協議会            3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課            4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館            5 支援受入れ            (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等            (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳            6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便<del>(株)</del> </td> <td data-bbox="854 1685 1075 2220">           公民協働推進室            福祉総務課            社会福祉協議会            日本郵便(株)         </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便 <del>(株)</del>	公民協働推進室 福祉総務課 社会福祉協議会 日本郵便(株)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 1611 1820 1676">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="1827 1611 2047 1676">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1685 1820 2220">           1 被災者のニーズの的確な把握            2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ <del>市</del>社会福祉協議会            3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課            4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館            5 支援受入れ            (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等            (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳            6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便<del>株式会社</del> </td> <td data-bbox="1827 1685 2047 2220"> <del>いづみアビール課</del>            公民協働推進室            福祉総務課  <del>市</del>社会福祉協議会            日本郵便(株)         </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ <del>市</del> 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便 <del>株式会社</del>	<del>いづみアビール課</del> 公民協働推進室 福祉総務課 <del>市</del> 社会福祉協議会 日本郵便(株)
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便 <del>(株)</del>	公民協働推進室 福祉総務課 社会福祉協議会 日本郵便(株)								
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ <del>市</del> 社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便 <del>株式会社</del>	<del>いづみアビール課</del> 公民協働推進室 福祉総務課 <del>市</del> 社会福祉協議会 日本郵便(株)								
<p>第 1 計画の方針</p> <p>市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、<u>社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置/運営マニュアル」</u>等を活用して、適切に対処するよう努める。</p> <p>第 2 ボランティアの受入れ</p> <p>市は、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、<u>社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置/運営マニュアル」</u>等を活用し、<u>相互に協力するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築に努め、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動計画を踏まえ、能率的な支援活動を展開できるように努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p>1 受入れ窓口の開設</p> <p>市は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である社会福祉</p>	<p>第 1 計画の方針</p> <p>市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、<u>府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」</u>等を活用して、適切に対処するよう努める。</p> <p>第 2 ボランティアの受入れ</p> <p>市は、<del>市</del>社会福祉協議会等と相互に協力<del>し</del>、<u>ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。</u></p> <p>1 受入れ窓口の開設</p> <p>市は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である<del>市</del>社会福</p>								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)								
<p>協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に推進する。</p> <p>2 受入れ方法</p> <p>受入れは、「災害時におけるボランティア活動受付カード」に必要事項を記載する方法により行う。</p> <p>略</p> <p>第3 義援金品の受付・配分</p> <p>市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。</p> <p>1 義援金</p> <p>(1) 受付</p> <p>市に寄託される義援金は、<u>福祉総務課</u>に窓口を設置し、受け付ける。</p> <p>(2) 配分</p> <p>市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。</p> <p>略</p>	<p>社協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に推進する。</p> <p>2 受入方法</p> <p>受入れは、<del>府の</del>「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。</p> <p>略</p> <p>第3 義援金品の受付・配分</p> <p>市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。</p> <p>1 義援金</p> <p>(1) 受付</p> <p>市に寄託される義援金は、<u>生活福祉課</u>に窓口を設置し、受け付ける。</p> <p>(2) 配分</p> <p>市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。</p> <p>略</p>								
<p>第8章 社会環境の確保</p> <p>第1節 保健衛生活動</p>	<p>第8章 社会環境の確保</p> <p>第1節 保健衛生活動…P171</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="132 887 827 931">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="833 887 1037 931">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="132 940 827 1383">           1 被害状況の把握            2 被災地域及び避難所等における防疫指導            3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握            4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達            5 住民への衛生指導及び広報活動            6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談            7 動物保護等の実施         </td> <td data-bbox="833 940 1037 1383">           生活環境課            健康づくり推進室  <u>学校園管理室</u> </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 <u>学校園管理室</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 887 1801 931">活 動 の ポ イ ン ト</th> <th data-bbox="1808 887 2011 931">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 940 1801 1383">           1 被害状況の把握            2 被災地域及び避難所等における防疫指導            3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握            4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達            5 住民への衛生指導及び広報活動            6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談            7 動物保護等の実施         </td> <td data-bbox="1808 940 2011 1383">           生活環境課            健康づくり推進室  <u>浄水課</u>  <u>教育総務室</u> </td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 <u>浄水課</u> <u>教育総務室</u>
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 <u>学校園管理室</u>								
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関								
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 <u>浄水課</u> <u>教育総務室</u>								
<p>略</p> <p>第2 防疫活動</p> <p>市は、府の指導、指示により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。<u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>1 消毒活動</p> <p>感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、<u>そ</u>族、昆虫等の駆除を行う。</p> <p><del>2</del> 住居等の消毒</p> <p>被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。</p> <p>略</p> <p><del>3</del> 避難所の防疫指導</p> <p>避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。</p> <p><del>4</del> 臨時予防接種の実施</p> <p>被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。</p> <p><del>5</del> 衛生教育及び広報活動</p> <p>パンフレット等の配布、防災行政無線の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。</p> <p><del>6</del> 薬品等の調達・配布</p> <p>災害の状況に応じて関係業者から防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。</p> <p>第3 被災者の健康維持活動</p> <p><u>府及び市は、相互に連携し、</u>被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。<u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配</u></p>	<p>略</p> <p>第2 防疫活動</p> <p>市は、府の指導、指示により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。</p> <p>1 消毒活動</p> <p>感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、<u>ねずみ</u>族、昆虫等の駆除を行う。</p> <p><del>2—生活用水の供給</del></p> <p><del>—感染症の予防上、知事が生活用水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活用水の供給を行う。</del></p> <p><del>3</del> 住居等の消毒</p> <p>被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。</p> <p>略</p> <p><del>4</del> 避難所の防疫指導</p> <p>避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。</p> <p><del>5</del> 臨時予防接種の実施</p> <p>被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。</p> <p><del>6</del> 衛生教育及び広報活動</p> <p>パンフレット等の配布、防災行政無線の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。</p> <p><del>7</del> 薬品等の調達・配布</p> <p>災害の状況に応じて関係業者から防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。</p> <p>第3 被災者の健康維持活動</p> <p><u>市は、府と相互に連携し、</u>被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p>								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																																																
<p><u>等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的な実施に努める。</u></p> <p>略</p> <p>第4 保健衛生活動における連携体制</p> <p>市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>略</p> <p>第5 動物保護等の実施</p> <p><u>市と府は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</u></p> <p>略</p>	<p>第4 保健衛生活動における連携体制</p> <p>市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>略</p> <p>第5 動物保護等の実施</p> <p>市は、<del>府と</del>相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>略</p>																																																
<p>第2節 廃棄物の処理</p> <table border="1" data-bbox="136 706 1060 1596"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 処理施設等の被害状況の調査</td> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>2 臨時集積所の選定及び広報</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定</td> <td><u>産業振興室</u></td> </tr> <tr> <td>4 収集順序の確立</td> <td>土木維持管理室</td> </tr> <tr> <td>(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等</td> <td>泉北環境整備施設組合</td> </tr> <tr> <td>(2) し尿……避難所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 住民への施設復旧状況の広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 処理施設等の被害状況の調査	環境保全課	2 臨時集積所の選定及び広報	生活環境課	3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定	<u>産業振興室</u>	4 収集順序の確立	土木維持管理室	(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等	泉北環境整備施設組合	(2) し尿……避難所等		(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等		5 住民への施設復旧状況の広報		6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等		7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置		8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請		<p>第2節 廃棄物の処理…P173</p> <table border="1" data-bbox="1108 706 2041 1596"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 処理施設等の被害状況の調査</td> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>2 臨時集積所の選定及び広報</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定</td> <td><u>農林課</u></td> </tr> <tr> <td>4 収集順序の確立</td> <td>土木維持管理室</td> </tr> <tr> <td>(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等</td> <td>泉北環境整備施設組合</td> </tr> <tr> <td>(2) し尿……避難所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 住民への施設復旧状況の広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 処理施設等の被害状況の調査	環境保全課	2 臨時集積所の選定及び広報	生活環境課	3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定	<u>農林課</u>	4 収集順序の確立	土木維持管理室	(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等	泉北環境整備施設組合	(2) し尿……避難所等		(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等		5 住民への施設復旧状況の広報		6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等		7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置		8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																
1 処理施設等の被害状況の調査	環境保全課																																																
2 臨時集積所の選定及び広報	生活環境課																																																
3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定	<u>産業振興室</u>																																																
4 収集順序の確立	土木維持管理室																																																
(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等	泉北環境整備施設組合																																																
(2) し尿……避難所等																																																	
(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等																																																	
5 住民への施設復旧状況の広報																																																	
6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等																																																	
7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置																																																	
8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請																																																	
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																																																
1 処理施設等の被害状況の調査	環境保全課																																																
2 臨時集積所の選定及び広報	生活環境課																																																
3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定	<u>農林課</u>																																																
4 収集順序の確立	土木維持管理室																																																
(1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等	泉北環境整備施設組合																																																
(2) し尿……避難所等																																																	
(3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等																																																	
5 住民への施設復旧状況の広報																																																	
6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等																																																	
7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置																																																	
8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請																																																	
<p>第1 計画の方針</p> <p>災害時におけるし尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な<u>推進</u>のため、適正な処理を実施する。</p> <p>略</p> <p>第3 し尿処理</p> <p>略</p> <p>4 処理方法</p> <p>市は、収集したし尿の処理をし尿処理施設で行う。<u>なお、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて市災害対策本部で処理方法等を決定する。</u><u>また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。</u></p> <p>略</p> <p>第5 災害廃棄物等処理</p> <p>略</p> <p>3 処理活動</p> <p>(1) 災害廃棄物等処理については、有害廃棄物・危険廃棄物、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>(2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p>(3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>(4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p> <p>(5) 災害廃棄物等処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。</p> <p>(6) 災害廃棄物等の焼却処分に当たっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分する。</p> <p>(7) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視する。</p> <p><u>(8) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、N</u></p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>災害時におけるし尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な<u>促進</u>のため、適正な処理を実施する。</p> <p>略</p> <p>第3 し尿処理</p> <p>略</p> <p>4 処理方法</p> <p>市は、収集したし尿の処理をし尿処理施設で行う<u>ことを原則とするが</u>、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて<u>水洗便所の使用の制限を行うものとし</u>、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。</p> <p>略</p> <p>第5 災害廃棄物等処理</p> <p>略</p> <p>3 処理活動</p> <p>(1) 災害廃棄物等処理については、有害廃棄物・危険廃棄物、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>(2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p>(3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>(4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p> <p>(5) 災害廃棄物等処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。</p> <p>(6) 災害廃棄物等の焼却処分に当たっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分する。</p> <p>(7) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視する。</p> <p><u>(新設)</u></p>																																																



(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)																				
<p><u>PO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>																					
略	略																				
第3節 遺体対策	第3節 遺体対策																				
第5 遺体対策	第5 遺体対策																				
略	略																				
2 遺体安置所の設定	2 遺体安置所の設定																				
略	略																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部コミュニティセンター</td> <td>和泉市小野町甲 15 番 3 号</td> <td>0725-43-0010</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電 話 番 号	北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲 15 番 3 号	0725-43-0010	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部コミュニティセンター</td> <td>和泉市小野町甲 15 番 3 号</td> <td><del>0725</del>-43-0010</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電 話 番 号	北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲 15 番 3 号	<del>0725</del> -43-0010								
名 称	住 所	電 話 番 号																			
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲 15 番 3 号	0725-43-0010																			
名 称	住 所	電 話 番 号																			
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲 15 番 3 号	<del>0725</del> -43-0010																			
略	略																				
4 遺体の火葬	4 遺体の火葬																				
略	略																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> <th>炉 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずみ霊園</td> <td>和泉市小野町甲 15 番 3 号</td> <td>0725-43-1242</td> <td>9 基</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数	いずみ霊園	和泉市小野町甲 15 番 3 号	0725-43-1242	9 基	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電 話 番 号</th> <th>炉 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずみ霊園</td> <td>和泉市小野町甲 15 番 3 号</td> <td><del>0725</del>-43-1242</td> <td>9 基</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数	いずみ霊園	和泉市小野町甲 15 番 3 号	<del>0725</del> -43-1242	9 基				
名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数																		
いずみ霊園	和泉市小野町甲 15 番 3 号	0725-43-1242	9 基																		
名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数																		
いずみ霊園	和泉市小野町甲 15 番 3 号	<del>0725</del> -43-1242	9 基																		
略	略																				
第4節 社会秩序の維持	第4節 社会秩序の維持…P179																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 和泉警察署との連携体制の確立</td> <td><u>産業振興室</u></td> </tr> <tr> <td>2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供</td> <td>和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請</td> <td>商工会議所</td> </tr> <tr> <td>4 生活必需品等の必要量の迅速な確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 和泉警察署との連携体制の確立	<u>産業振興室</u>	2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供	和泉警察署	3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請	商工会議所	4 生活必需品等の必要量の迅速な確保		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活 動 の ポ イ ン ト</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 和泉警察署との連携体制の確立</td> <td><u>いずみアピール課</u></td> </tr> <tr> <td>2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供</td> <td><u>商工労働室</u></td> </tr> <tr> <td>3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請</td> <td>和泉警察署</td> </tr> <tr> <td>4 生活必需品等の必要量の迅速な確保</td> <td>商工会議所</td> </tr> </tbody> </table>	活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	1 和泉警察署との連携体制の確立	<u>いずみアピール課</u>	2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供	<u>商工労働室</u>	3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請	和泉警察署	4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	商工会議所
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 和泉警察署との連携体制の確立	<u>産業振興室</u>																				
2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供	和泉警察署																				
3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請	商工会議所																				
4 生活必需品等の必要量の迅速な確保																					
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関																				
1 和泉警察署との連携体制の確立	<u>いずみアピール課</u>																				
2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供	<u>商工労働室</u>																				
3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請	和泉警察署																				
4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	商工会議所																				
略	略																				
第4編 事故等災害応急対策	第4編 事故等災害応急対策																				
第2節 道路災害応急対策	第2節 道路災害応急対策…P182																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>都市整備室</u>、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>道路河川室</u>、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部																
関係機関	<u>都市整備室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部																				
関係機関	<u>道路河川室</u> 、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部																				
略	略																				
第1 情報収集伝達体制	第1 情報収集伝達体制																				
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。	大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。																				
1 情報収集伝達経路	1 情報収集伝達経路																				
略	略																				
第4節 高層建築物、市街地災害応急対策	第4節 高層建築物、市街地災害応急対策…P187																				
略	略																				
第2 火災の警戒	第2 火災の警戒																				
1 火災気象通報	1 火災気象通報																				
大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。	大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。																				
<u>通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</u>	<u>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。</u>																				
<u>ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。</u>	<u>ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。</u>																				

- 57 -

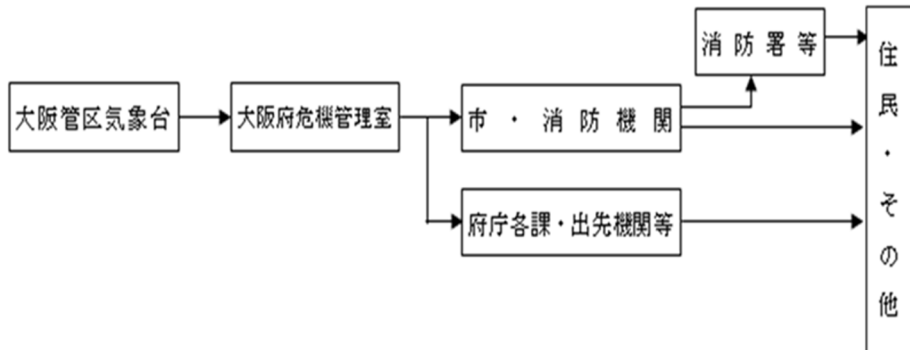
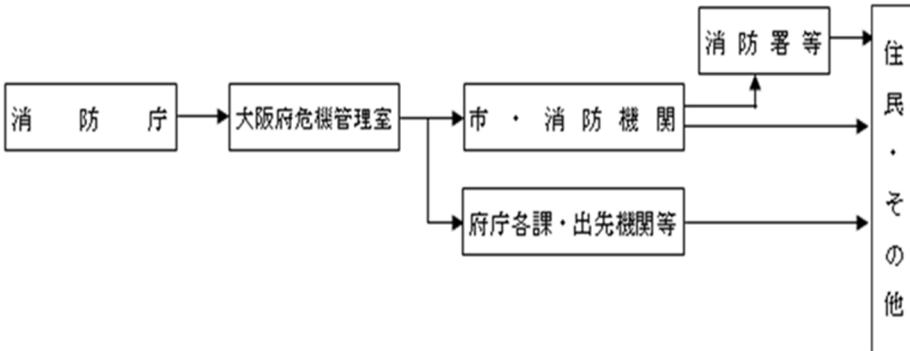
(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)
略
4 住民への周知 市は、市防災行政無線、メール、 <u>SNS</u> 、広報車等を利用し、又は状況に応じて消防団、町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
略
<b>第5節 林野火災応急対策</b>
関係機関 <u>産業振興室</u> 、消防本部、消防団、和泉警察署
略
第4 火災通報等
略
2 通報連絡体制 林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。
第5 火災の警戒
1 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。 <u>通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</u> <u>ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。</u>
略
4 住民への周知 市は、市防災行政無線、メール、 <u>SNS</u> 、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
略
<b>第6節 その他事故等災害応急対策</b>
関係機関 <u>各課・室共通</u>
略
<b>第5編 災害復旧・復興対策</b>
第1章 災害復旧対策
第1節 復旧事業の推進
略
<u>第5 特定大規模災害</u> <u>府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。</u>
略

(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成30年12月)
略
4 住民への周知 市は、市防災行政無線、メール、広報車等を利用し、又は状況に応じて消防団、町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
略
<b>第5節 林野火災応急対策…P190</b>
関係機関 <u>農林課</u> 、消防本部、消防団、和泉警察署
略
第4 火災通報等
略
2 通報連絡体制 林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。
第5 火災の警戒
1 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。 <u>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。</u> <u>ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。</u>
略
4 住民への周知 市は、市防災行政無線、メール、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
略
<b>第6節 その他事故等災害応急対策</b>
略
<b>第5編 災害復旧・復興対策</b>
第1章 災害復旧対策
第1節 復旧事業の推進…P195
略
<u>(新設)</u>
略

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)								
<p>第 2 節 被災者の生活確保</p> <table border="1" data-bbox="134 261 1058 350"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、税務室、<u>滞納債権整理回収課、くらしサポート課、生活福祉課、都市政策室、建築住宅室、社会福祉協議会</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付</p> <p>市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。</p> <p>1 災害援護資金貸付</p> <p>市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>2 生活福祉資金の貸付</p> <p>社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1 の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の 1.8 倍）を対象とする。</p> <p>第 3 <u>罹</u>災証明書の交付等</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>罹</u>災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に<u>罹</u>災証明書を交付する。<u>住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>なお、府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p><u>独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="134 1786 1058 1846"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 4-1 災害による<u>罹</u>災証明書</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 6 住宅の確保</p> <p>市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。</p> <p>略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4 家賃補助</u></p> <p>市は、災害により住居が災し、やむを得ず賃貸住宅に入居した世帯に対し、災害による家賃補助金交付要綱に基づき、一時的措置として家賃の一部を補助する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合には、当該補助金は支給しない。</p> <p>略</p> <p>第 7 被災者生活再建支援金</p> <p>略</p> <p>(3) 支給対象世帯</p> <p>自然災害により、その居住する住宅が、次の程度の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p>	関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>滞納債権整理回収課、くらしサポート課、生活福祉課、都市政策室、建築住宅室、社会福祉協議会</u>	資料編	○ 4-1 災害による <u>罹</u> 災証明書	<p>第 2 節 被災者の生活確保…P196</p> <table border="1" data-bbox="1106 261 2030 302"> <tr> <td>関係機関</td> <td>公民協働推進室、税務室、<u>福祉総務課、生活福祉課、都市政策課、建築住宅課</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付</p> <p>市及び<del>市</del>社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。</p> <p>1 災害援護資金貸付</p> <p>市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>2 生活福祉資金の貸付</p> <p><del>市</del>社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1 の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の 1.8 倍）を対象とする。</p> <p>第 3 <u>り</u>災証明書の交付等</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>り</u>災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に<u>り</u>災証明書を交付する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1106 1786 2030 1846"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 4-1 災害による<u>り</u>災証明書</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 6 住宅の確保</p> <p>市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。</p> <p>略</p> <p><del>4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</del></p> <p><del>市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）の適用申請を行う。</del></p> <p><u>5 家賃補助</u></p> <p>市は、災害により住居が災し、やむを得ず賃貸住宅に入居した世帯に対し、災害による家賃補助金交付要綱に基づき、一時的措置として家賃の一部を補助する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合には、当該補助金は支給しない。</p> <p>略</p> <p>第 7 被災者生活再建支援金</p> <p>略</p> <p>(3) 支給対象世帯</p> <p>自然災害により、その居住する住宅が、次の程度の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p>	関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>福祉総務課、生活福祉課、都市政策課、建築住宅課</u>	資料編	○ 4-1 災害による <u>り</u> 災証明書
関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>滞納債権整理回収課、くらしサポート課、生活福祉課、都市政策室、建築住宅室、社会福祉協議会</u>								
資料編	○ 4-1 災害による <u>罹</u> 災証明書								
関係機関	公民協働推進室、税務室、 <u>福祉総務課、生活福祉課、都市政策課、建築住宅課</u>								
資料編	○ 4-1 災害による <u>り</u> 災証明書								

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)				
<p>ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)</p> <p><u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)</u></p> <p>(4) 支給金額</p> <p>支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(3)ア～ウの世帯 100 万円</li> <li>・上記(3)エの世帯 50 万円</li> </ul> <p>※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を建設又は購入した場合 200 万円</li> <li>・住宅を補修した場合 100 万円</li> <li>・住宅を賃借した場合 (公営住宅を除く) 50 万円</li> </ul> <p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。</p> <p>※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。</p> <p><u>※ 中規模半壊の場合は、それぞれ 1/2 の額となる。</u></p> <p>略</p>	<p>ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)</p> <p>(4) 支給金額</p> <p>支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(3)ア～ウの世帯 100 万円</li> <li>・上記(3)エの世帯 50 万円</li> </ul> <p>※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を建設又は購入した場合 200 万円</li> <li>・住宅を補修した場合 100 万円</li> <li>・住宅を賃借した場合 (公営住宅を除く) 50 万円</li> </ul> <p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。</p> <p>※ 世帯人数が 1 人の場合は、それぞれ 3/4 の額となる。</p> <p>略</p>				
<p>第 3 節 中小企業の復旧支援</p> <table border="1" data-bbox="134 1151 982 1199"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>産業振興室</u></td> </tr> </table> <p>市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p><u>なお、府及び市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。</li> <li>2 被災した中小企業者等が融資を受けた場合、<u>利子に対する補給等の措置を講ずる。</u></li> </ol>	関係機関	<u>産業振興室</u>	<p>第 3 節 中小企業の復旧支援…P200</p> <table border="1" data-bbox="1106 1151 1946 1199"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>商工労働室</u></td> </tr> </table> <p>市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。</li> <li>2 被災した中小企業者等に対し、<u>経営安定のための資金を貸し付ける。</u></li> </ol>	関係機関	<u>商工労働室</u>
関係機関	<u>産業振興室</u>				
関係機関	<u>商工労働室</u>				
<p>第 4 節 農林業関係者の復旧支援</p> <table border="1" data-bbox="134 1685 982 1733"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>産業振興室</u></td> </tr> </table> <p>略</p>	関係機関	<u>産業振興室</u>	<p>第 4 節 農林業関係者の復旧支援…P201</p> <table border="1" data-bbox="1106 1685 1946 1733"> <tr> <td>関係機関</td> <td><u>農林課</u></td> </tr> </table> <p>略</p>	関係機関	<u>農林課</u>
関係機関	<u>産業振興室</u>				
関係機関	<u>農林課</u>				
<p>第 5 節 ライフライン等の復旧</p> <table border="1" data-bbox="134 1872 1058 2056"> <tr> <td>関係機関</td> <td>土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、<u>(株)NTTドコモ (関西支社)</u>、KDD I (株)、<u>ソフトバンク (株)</u>、西日本旅客鉄道(株)、<u>泉北高速鉄道(株)</u>、日本放送協会</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 1 上水道</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</li> <li>(2) 復旧計画の策定にあたっては、<u>基幹管路の復旧を優先するとともに急性期医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</u></li> <li>(3) 単独復旧が困難な場合、<u>大阪広域水道企業団や近隣市との相互応援協定に基づく応援や日本水道協会に協力を求める。</u></li> </ol> </li> <li>2 広報       <p>被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほかホームページに掲載することで幅広い<u>広報</u>に努める。</p> </li> </ol> <p>第 2 下水道</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</li> </ol> </li> </ol>	関係機関	土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <u>(株)NTTドコモ (関西支社)</u> 、KDD I (株)、 <u>ソフトバンク (株)</u> 、西日本旅客鉄道(株)、 <u>泉北高速鉄道(株)</u> 、日本放送協会	<p>第 5 節 ライフライン等の復旧…P202</p> <table border="1" data-bbox="1106 1872 2030 2012"> <tr> <td>関係機関</td> <td>土木維持管理室、経営総務課、<del>お客様サービス課</del>、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDD I (株)、西日本旅客鉄道(株)、<u>泉北高速鉄道(株)</u>、日本放送協会</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第 1 上水道</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画<del>(市、大阪府広域水道企業団)</del> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</li> <li>(2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、<del>社会福祉施設</del>等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</li> <li>(3) 単独復旧が困難な場合、<u>協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。</u></li> </ol> </li> <li>2 広報       <p>被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、<del>報道機関</del>に伝達し、<u>広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達</u>に努める。</p> </li> </ol> <p>第 2 下水道<del>(市、府)</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧計画       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</li> </ol> </li> </ol>	関係機関	土木維持管理室、経営総務課、 <del>お客様サービス課</del> 、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDD I (株)、西日本旅客鉄道(株)、 <u>泉北高速鉄道(株)</u> 、日本放送協会
関係機関	土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、 <u>(株)NTTドコモ (関西支社)</u> 、KDD I (株)、 <u>ソフトバンク (株)</u> 、西日本旅客鉄道(株)、 <u>泉北高速鉄道(株)</u> 、日本放送協会				
関係機関	土木維持管理室、経営総務課、 <del>お客様サービス課</del> 、水道工務課、下水道整備課、浄水課、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、KDD I (株)、西日本旅客鉄道(株)、 <u>泉北高速鉄道(株)</u> 、日本放送協会				

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
<p>(2) 復旧計画の策定にあたっては、<u>重要な幹線(河川・軌道を横断する管路、緊急輸送路に埋設されている管路、相当範囲の排水区を受け持つ管路及び防災拠点等の施設から排水を受ける管路)</u>を優先することを原則とするが、被災状況、各<u>施設</u>の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</p>	<p>(2) 復旧計画の策定にあたっては、<u>医療機関、社会福祉施設等の重要施設</u>を優先することを原則とするが、被災状況、各<u>設備</u>の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</p>
<p>(3) 単独復旧が困難な場合、<u>大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく</u>応援及び、<u>日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援</u>を受ける。</p>	<p>(3) 単独復旧が困難な場合、<u>協定に基づき他の下水道事業者からの応援</u>を受ける。</p>
<p>2 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほか、<u>ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。</u></p>	<p>2 広報 被害状況、<del>稼働状況</del>復旧状況と今後の見通しを関係機関、<del>報道機関</del>に伝達し、<u>広報する。加えて、ホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。</u></p>
<p>第3 電力 (関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>)</p>	<p>第3 電力 (関西電力株式会社)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>関西電力送配電株式会社</u>のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。</p>	<p>2 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、<u>関西電力</u>のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第5 電気通信 (西日本電信電話株式会社、<u>株式会社NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p>	<p>第5 電気通信 (西日本電信電話株式会社 <del>(大阪支店)</del>、<u>(株)NTT</u> ドコモ (関西支社)、KDD I 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社 等)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応</p>	<p>付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第3節 警戒宣言発令時の対応措置</p>	<p>第3節 警戒宣言発令時の対応措置…P212</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第3 住民・事業所に対する広報</p>	<p>第3 住民・事業所に対する広報</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 広報の手段</p>	<p>2 広報の手段</p>
<p>(1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。 (2) 市は、市防災行政無線、メール、<u>SNS、広報車</u>などを活用し、消防団、町会・自治会等の住民組織とも連携して広報を行う。 (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>	<p>(1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。 (2) 市は、市防災行政無線、メール、<u>広報車等</u>を活用し、消防団、町会・自治会等の住民組織とも連携して広報を行う。 (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>
<p>付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画…P215</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>第2章 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>第1 南海トラフ地震臨時情報について</u></p>	<p></p>
<p><u>気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</u></p>	<p></p>
<p><u>1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u></p>	<p></p>
<p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</u></p>	<p></p>
<p><u>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u></p>	<p></p>
<p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</u></p>	<p></p>
<p><u>3 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</u></p>	<p></p>
<p><u>上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</u></p>	<p></p>
<p>第2 防災対応について</p>	<p></p>
<p><u>府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</u></p>	<p></p>
<p><u>1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u></p>	<p></p>
<p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間</u></p>	<p></p>

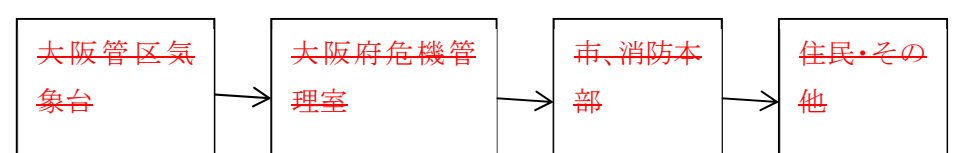
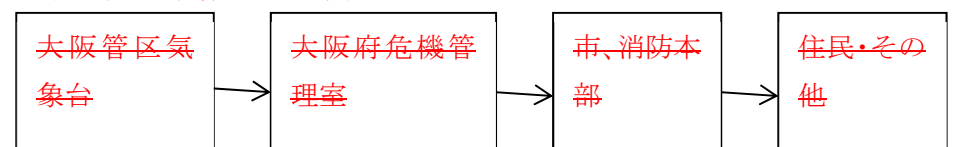
<p>(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)</p>	<p>(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)</p>
<p><u>(当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。</u></p> <p><u>(1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保</u></p> <p><u>(2) 日頃からの地震の備えの再確認 (家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等)</u></p> <p><u>(3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合</u></p> <p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震 (ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く) の発生から 1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。</u></p> <p><u>(1) 日頃からの地震の備えの再確認 (家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等)</u></p> <p><u>(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</u></p> <p><u>第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</u></p> <p><u>1 伝達情報及び系統</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)</u></p>  <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 発表時の伝達系統</u></p>  <p><u>2 伝達事項</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意) の内容</u></p> <p><u>(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容</u></p> <p><u>第3章 地震発生時の応急対策等</u></p> <p>略</p> <p><u>第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>津波からの防護については、「第2編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 迅速な救助に関する事項</p> <p>迅速な救助については、「第3編 災害応急対策 第3章 消火、救助、救急、医療救護」「第3編 災害応急対策 第5章 交通、緊急輸送活動」によるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p>略</p> <p><u>第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u></p> <p>略</p> <p>(削除)</p>	<p><u>第2章 地震発生時の応急対策等…P216</u></p> <p>略</p> <p><u>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項…P216</u></p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>津波からの防護については、「第2章 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 迅速な救助に関する事項</p> <p>迅速な救助については、「第3編 災害応急対策 第3章 消火、救助、救急、医療救護」「第3編 災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動」によるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項…P217</u></p> <p>略</p> <p><u>第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項…P217</u></p> <p>略</p> <p>付編3—南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応</p>

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)

(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)

~~について…P219~~~~第 1 章 対応方針~~~~中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告(平成 29 年 9 月)を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応を定める予定となった。~~~~新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。~~~~この政府の対応を受けて、組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。~~~~第 1 節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表…P220~~~~新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。(気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成 29 年 11 月 1 日から運用開始。)~~~~1 「南海トラフ地震に関連する情報」について~~~~気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。~~

情報名	情報発表条件
<del>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</del>	<del>○南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</del>
<del>南海トラフ地震に関連する情報(定例)</del>	<del>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</del>

~~※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定~~~~なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。~~~~第 2 節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置…P220~~~~市は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。~~~~第 1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達~~~~1 伝達情報及び系統~~~~(1) 南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)~~~~(2) 関係省庁災害警戒会議の情報~~~~※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施~~

(新) 和泉市地域防災計画 (本編) (案)	(旧) 和泉市地域防災計画 (本編) (平成 30 年 12 月)
	<p><del>(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報</del></p>  <pre> graph LR     A[大阪府危機管理室] --&gt; B[市、消防本部]     B --&gt; C[住民・その他]             </pre> <p><del>2 伝達事項</del></p> <p><del>(1) 南海トラフ地震に関連する情報 (臨時・定例)</del></p> <p><del>第 1 章第 1 節による気象庁が発表する情報</del></p> <p><del>(2) 関係省庁災害警戒会議の情報</del></p> <p><del>関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報</del></p> <p><del>(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報</del></p> <p><del>府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報</del></p> <p><del>第 2 警戒態勢の準備</del></p> <p><del>市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時) が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時) の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。</del></p> <p><del>府は、国からの情報収集、市町村、消防機関等への情報伝達、留意事項の周知を行う。</del></p> <p><del>第 3 警戒態勢の確立</del></p> <p><del>市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時) の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時) が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</del></p> <p><del>府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。市町村は、連絡体制を確保するため府に準じた組織体制をとる。</del></p> <p><del>府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。</del></p> <p><del>府及び市は、地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。</del></p>